

第3期なわて障がい者プラン

平成30年(2018年)3月

四條畷市

はじめに

近年、障がい福祉のニーズはますます複雑多様化しており、障がいのある人すべてが、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。また、障害者基本法の理念にのっとり、障がいの有無によって分け隔てられることなく、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重しあい、ともに支えあいながら暮らすことができる地域共生社会の実現が求められています。

四條畷市では、平成 20 年(2008 年)3 月に「市民一人ひとりが互いを尊重しあい、地域の中で誰もが『当たり前』を実現できる自立支援社会づくり」を基本理念とする「第 2 期なわて障がい者プラン～四條畷市障がい者長期計画～」を策定し、障がいのある人に対する各種施策の充実や環境の整備に推進してまいりました。

この間、国おきましては、平成 24 年(2012 年)10 月に「障害者虐待防止法」が施行され、平成 25 年(2013 年)4 月に「障害者自立支援法」の改正法となる「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)が制定され、障がいのある人への支援の拡充などが行われました。また、平成 26 年(2014 年)1 月には「障害者の権利に関する条約」への批准、平成 28 年(2016 年)4 月に「障害者差別解消法」が施行されるなど、時代の変化とともに、各種福祉施策も大きく様変わりしております。

このような中、第 2 期なわて障がい者プランが平成 30 年(2018 年)3 月末をもって終了することから、本市におきましては、これまでの取組みの成果や課題、環境の変化等を踏まえ、国の制度改正や社会情勢の変化等に的確に対応し、障がい福祉施策を総合的、体系的に推進していくため、新たに 5 つの推進分野を定めた「第 3 期なわて障がい者プラン」を策定いたしました。

策定にあたりましては、障がいのある人や介助者を対象としたアンケート調査や関係団体からのヒアリングのほか、多くの方々から貴重なご意見を頂戴し、障がいのある人がこれからも住み慣れた地域でいきいきと暮らしていけるよう、新たなニーズに対応し、障がい者福祉のさらなる充実を図るため検討いたしました。

今後は、本計画に基づき、障がい者福祉に関する各種施策を計画的に推進してまいりますので、市民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

むすびに、本計画を策定するにあたり、ご尽力を賜りました四條畷市福祉計画検討委員会並びに、四條畷市障がい者基本計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画策定専門部会の皆様からは、貴重なご意見をいただき、またアンケート調査やヒアリングを通してご協力を賜りました皆様に対しまして心から感謝とお礼を申し上げます。

平成 30 年(2018 年)3 月

四條畷市長 東 修平

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
第1節 計画策定の背景と主旨	1
第2節 計画の位置づけ	2
1 法的根拠	2
2 他計画との関係	2
第3節 計画の策定体制	4
第4節 計画の期間	4
第5節 計画の対象	4
第2章 計画の基本的考え方	5
第1節 計画の基本理念	5
第2節 基本的視点	6
第3章 本市の障がいのある人を取り巻く現状と課題	7
第1節 障がいのある人の状況	7
1 障がい者手帳所持者の推移	7
2 身体障がい者手帳所持者の状況	8
3 療育手帳所持者の状況	10
4 精神障がい者保健福祉手帳所持者の状況	11
5 難病患者の状況	12
第2節 就園・就学状況	13
1 保育所及び認定こども園における障がいのある児童の在籍状況	13
2 幼稚園における障がいのある児童の在籍状況	13
3 児童発達支援センターにおける障がいのある児童の在籍状況	14
4 支援学校、支援学級の在籍状況	14
5 学校卒業後の進路	15
第3節 就労状況	16
1 本市職員の障がいのある人の雇用状況	16
2 一般民間企業における雇用状況	16
第4節 福祉にかかわる人的資源の状況	17
1 専門職の状況	17
2 相談員の状況	17
3 ボランティアの状況	18

第5節 アンケート調査結果でみる市民の状況や意識	19
1 調査の実施概要	19
2 障がいのある人への調査の主な結果	19
3 介助者への調査の主な結果	37
第6節 グループインタビューから出た課題	42
1 グループインタビューの実施概要	42
2 グループインタビューでの解決すべき課題	42
(1) 周知・啓発について	42
(2) 手続きについて	42
(3) 相談支援について	43
(4) 生活支援について	43
(5) 医療について	44
(6) 団体等への支援の充実	44
(7) 障がい児への支援の充実	45
第7節 計画推進にあたっての主要課題	47
主要課題1 障がいの有無に関係なく互いの権利を尊重し守る意識・態度の育成	47
主要課題2 障がい特性に応じた教育・療育の充実とライフステージを見通した切れ目のない支援	47
主要課題3 障がい者一人ひとりがいきいきと活動できる環境づくり	48
主要課題4 障がい者に寄り添ったサービスの提供や相談支援体制の充実	49
主要課題5 障がい者にとって安心・安全な地域づくり	49
第8節 施策の方向性	51
1 推進する施策	51
2 施策の体系図	53
第4章 分野別の具体的な取組	54
施策分野1 差別の解消及び権利擁護等の推進	54
施策分野2 一人ひとりの個性や可能性を育む環境の整備	57
施策分野3 いきいきと活躍できる環境づくり	64
施策分野4 生活の質（QOL）を高める生活支援の推進	71
施策分野5 暮らしの安心・安全を守るまちづくりの推進	78
第5章 計画の推進にあたって	81
第1節 計画の推進体制	81
1 庁内の推進体制	81
2 四條畷市福祉計画等検討委員会・障がい者自立支援協議会による進行管理	81
3 障がいのある人の実態・ニーズの把握	81
4 サービス提供体制の整備・充実	81

第2節 各主体の役割	82
1 市の役割	82
2 市民・個人の役割	82
3 地域の役割	82
4 企業等の役割	83
資料	84
1 四條畷市福祉計画検討委員会条例	84
2 四條畷市福祉計画検討委員会規則	86
3 四條畷市福祉計画検討委員会委員名簿	87
4 四條畷市障がい者基本計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画策定専門部会要綱及び委員名簿	88
5 計画の策定経過	90
6 用語解説	92

◇計画書内の「障がい者」の表記について

本計画書では、「障がい者」は、法律名や制度名等に含まれる場合、もしくは表現上適さない場合を除いて、「障がいのある人」と表記し、「障がい児」を含む言葉として使用しています。

◇計画書内の年号の表記について

平成31年(2019年)5月1日から新年号に改元されます。現時点では新元号が未定のため、本計画書では、現行の年号のままで表記しているところがあります。

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景と主旨

本市では、平成20年度(2008年度)から29年度(2017年度)までの10年間を計画期間とする「第2期なわて障がい者プラン～四條畷市障がい者長期計画～」(「第2期計画」という。)を策定し(平成24年には一部見直しを行い「後継計画」を策定)、「市民一人ひとりが互いを尊重しあい、地域の中で誰もが『当たり前生活』を実現できる自立支援社会づくり」という基本理念のもと障がい者施策を総合的に推進してきました。

今回、第2期計画が最終年次にあたることから、下記のような法改正や障がいのある人の新たなニーズに対応し、本市における障がい者福祉施策全般のさらなる充実を図るため、新たに分野別施策の方向性を定めた、平成30年度(2018年度)から平成41年度(2029年度)までを計画期間とする「第3期なわて障がい者プラン」を策定していきます。

(国の法改正等)

- 平成18年12月 「障害者の権利に関する条約」(以下「障害者権利条約」という。)が国際連合で採択
- 平成19年9月 日本が「障害者権利条約」に署名
- 平成23年6月 障がいのある人の権利擁護を主旨とした「障害者の虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下「障害者虐待防止法」という。)が成立
- 平成23年8月 「障害者基本法」を改正、法の主旨を「共生社会の実現」とするとともに、障がいのある人の定義を「障害及び社会的障壁により生活上の制限を受ける状態にある者」とし、障がいのある人に対する差別の禁止、合理的な配慮の概念が盛りこまれる
- 平成24年6月 障害者自立支援法を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下「障害者総合支援法」という。)に改正し、障がいのある人の定義に難病等が追加される
- 平成25年6月 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下「障害者差別解消法」という。)が制定され、行政機関等における障がいのある人に対する不当な差別の禁止や合理的配慮の提供の義務化などが定められる
- 平成25年6月 「障害者の雇用の促進等に関する法律」(以下「障害者雇用促進法」という。)が改正され、雇用の分野における障がいを理由とする差別の禁止や、事業主に、障がいのある人への合理的配慮の提供義務が定められ、平成30年度(2018年度)から、法定雇用率の算定基準に精神障がい者を加えることが規定される
- 平成26年1月 日本が「障害者権利条約」を批准し、同年2月に効力を発生

第2節 計画の位置づけ

1 法的根拠

本計画は、障害者基本法第11条第3項を根拠に策定が義務付けられた「市町村障がい者計画」です。

また、本計画は、国の基本計画や大阪府の計画に基づき、地域の障がいのある人の状況を踏まえ、障がい者施策に関する基本的な考え方や方向性を明らかにし、施策の総合的な推進を図るための基本的な計画です。

さらに、障害者基本法の理念等を踏まえ、本市における共生社会の実現に向けた取組を含む内容としています。

2 他計画との関係

本計画は、「第6次四條畷市総合計画」の中のまちづくりの基本方向のひとつである「地域が、潤い、安らぎ、生きがいに包まれる環境づくり」における「毎日が笑顔あふれるまち」の実現の一翼を担う計画と位置づけます。また、「四條畷市障がい福祉計画」、「なわて高齢者プラン（高齢者福祉計画）」、「くすのき広域連合介護保険事業計画」、「四條畷市子ども・子育て支援事業計画」、「四條畷市地域福祉計画」など、関連する保健福祉計画との整合性に留意し策定しています。

なお、障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づき定められる「市町村障がい福祉計画」に該当し、障がい福祉サービスの提供体制の確保やその他法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画として定めるものです。

【障がい者計画と障がい福祉計画の関係】

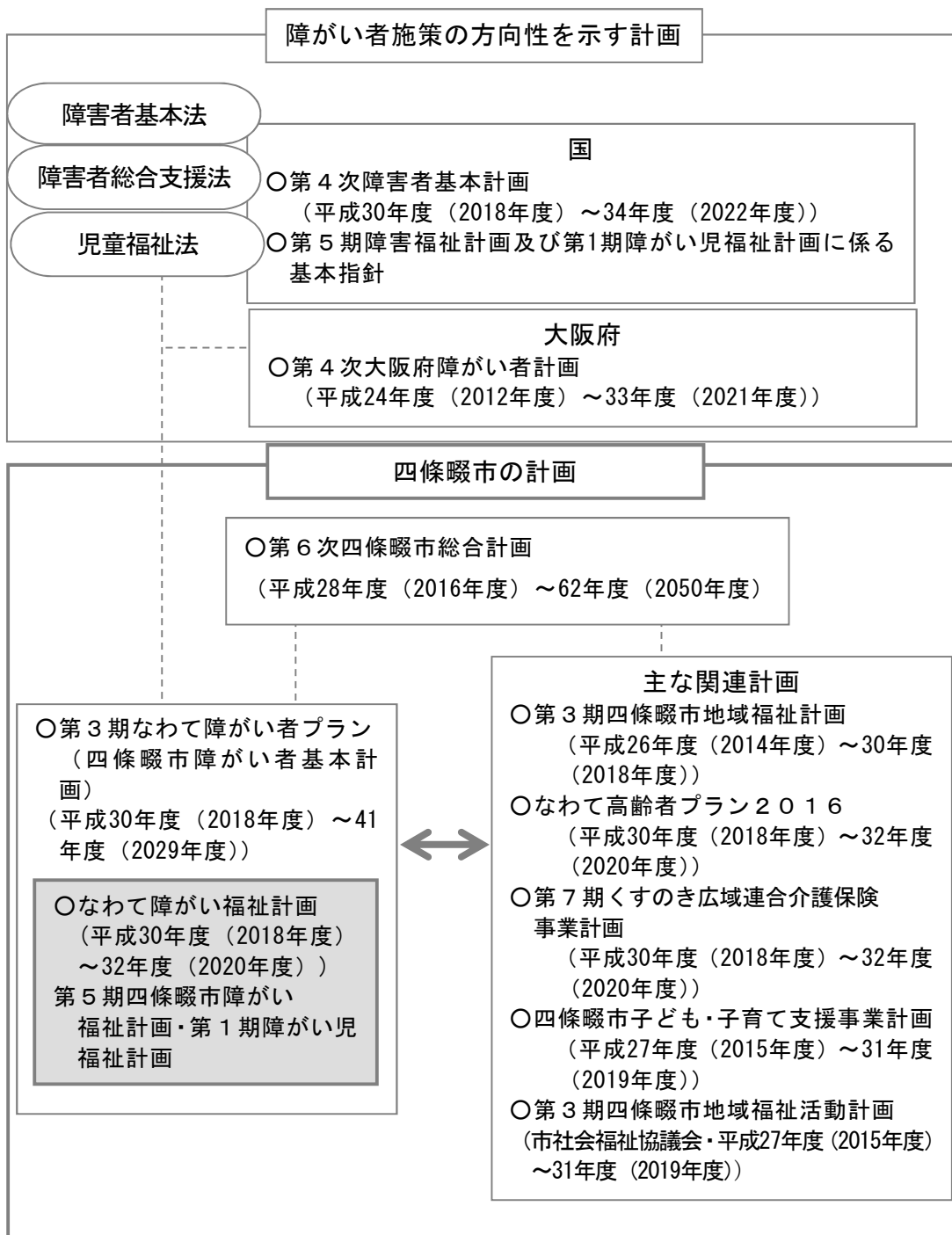
障がい者計画

- ◇ 法的根拠：障害者基本法（第11条第3項）に基づく障がいのある人のための施策に関する基本的な計画
- ◇ 計画の期間：12年
- ◇ 内容：生活支援、保健、医療、教育、文化芸術活動、スポーツ、雇用、就業、経済的自立の支援、生活環境、情報アクセシビリティ、安全、安心、差別の解消及び権利擁護の推進、行政サービス等における配慮

障がい福祉計画

- ◇ 法的根拠：障害者総合支援法（第88条第1項）に基づく障がい福祉サービス等の確保に関する実施計画（児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障がい児福祉計画」を含む）
- ◇ 計画の期間：3年
- ◇ 内容：各年度における障がい福祉サービス・相談支援の種類ごとの必要量見込みと確保の方策、地域生活支援事業の実施に関する事項

【他の計画との関係】



第3節 計画の策定体制

本計画は、障がい者アンケート調査結果に基づき、障がいのある人の抱える課題やニーズを把握するとともに、障がい者団体に対するヒアリング、前計画の施策の進行に関する庁内関係課への意見聴取などを踏まえ、計画内容を検討しました。

また、計画策定の中核機関として、障がい者福祉団体、障がい者福祉施設、関係機関、障がいのある人、または支援する人等、幅広い関係者の参画を得て「四條畷市障がい者基本計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画策定専門部会」を設置し、計画に対する意見等を聴取しながら計画策定を行っています。

第4節 計画の期間

本計画の計画期間は、平成30年度(2018年度)から41年度(2029年度)までの12年間とし、中間年である平成35年度(2023年度)に内容の見直しを行います。

また、国の法制度の改正をはじめ、社会情勢やニーズの変化、計画の進行状況等により、適宜見直しを行うこととします。

【第3期なわて障がい者プラン・第5期なわて障がい福祉計画の計画期間の関係】

平成 24年度 (2012)	25年度 (2013)	26年度 (2014)	27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)	34年度 (2022)	35年度 (2023)	～41年度 (～2029)
第2期なわて障がい者プラン（後期計画）						第3期なわて障がい者プラン（本計画）						
第3期障がい福祉計画			第4期障がい福祉計画			第5期障がい福祉計画			第6期障がい福祉計画			…
						第1期障がい児福祉計画			第2期障がい児福祉計画			…

第5節 計画の対象

「障がい者」の定義については、障害者基本法第2条において、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」とされています。また、社会的障壁については、「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。」と定義されています。

以上の定義等を踏まえ、本計画では、身体障がい者手帳、療育手帳（知的障がいのある人や子ども）、精神障がい者保健福祉手帳所持者だけでなく、難病患者、療育の必要な児童、発達障がいのある人、高次脳機能障がいのある人や自立支援医療（精神通院）制度の適用を受けている人など、日常生活や社会生活で支援を必要とするすべての人を対象とします。

第2章 計画の基本的考え方

第1節 計画の基本理念

本計画では、これまでの計画の連続性、整合性を図る観点から、第2期計画の基本理念を継承することとしますが、障害者基本法第3条に定められている地域社会における共生や社会参加の機会の確保等に関する考え方をはじめ、障害者基本法第4条の差別禁止に関する条項などを踏まえ、「自立支援社会づくり」を「共生社会づくり」とし、本計画推進における理念とします。

この理念のもと、市民一人ひとりが障がいや障がいのある人のことを理解し、それぞれの立場でできる配慮や工夫をすることにより、差別や障壁をなくすよう努め、障がいの有無に関係なく、すべての人にとって暮らしやすい、ともに生きる社会の実現をめざして計画を推進します。

【計画の基本理念】

**市民一人ひとりが互いを尊重しあい、地域の中で誰もが
「当たり前」の生活を実現できる共生社会づくり**

第2節 基本的視点

国の基本計画では、障がい者施策の各分野に共通する横断的視点として、「障害者権利条約の理念の尊重及び整合性の確保」、「社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上」、「当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援」、「障がい特性等に配慮したきめ細かい支援」、「障がいのある女性、子ども及び高齢者の複合的困難に配慮したきめ細かい支援」、「PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進」の6つを掲げ、障がいのある人の自立及び社会参加の支援等のための施策について総合的かつ計画的な推進を図ることとしています。

これらの横断的な視点を踏まえ、本計画の推進にあたっては、次にあげる基本的視点に立って、庁内関係各課及び庁外関係機関・団体等との連携と協働のもと取り組んでいくこととします。

■障がいのある人の自己選択・自己決定への支援

障がいのある人自身が自己選択・自己決定を前提に必要なサービスを受けながら安心して生活を送ることができるよう、適切な相談支援体制の充実をはじめ、意思疎通のための方法を選択できる機会の提供の促進などに努め、その人らしい生活を送ることができる地域づくりを推進します。

■障がいのある人の社会参加を促進し、その人らしい生活を送るための支援

一億総活躍社会づくりが進められるなか、障がいのある人も地域の一員として活動し、社会に参加することができるよう、障がい特性への配慮をはじめ、ライフステージに応じた切れ目のない適切な支援が受けられる体制を充実します。

また、関係機関・団体が連携・協働して、学ぶ場・働く場・活動する場等の環境整備を図り、障がいのある人の自立生活と積極的な社会参加を促進します。

■さまざまな社会的な障壁の除去の促進

障がいのある人の活動を制限し、社会への参加を制約している、事物や制度、慣行、観念等の社会的障壁の除去を進め、ソフト・ハードの両面にわたる社会のバリアフリー化を推進し、アクセシビリティの向上を図ります。

特に障がいを理由とする差別の解消に向け、引き続き障がいや障がいのある人に対する正しい理解を深め、“心のバリアフリー”を推進します。

第3章 本市の障がいのある人を取り巻く現状と課題

第1節 障がいのある人の状況

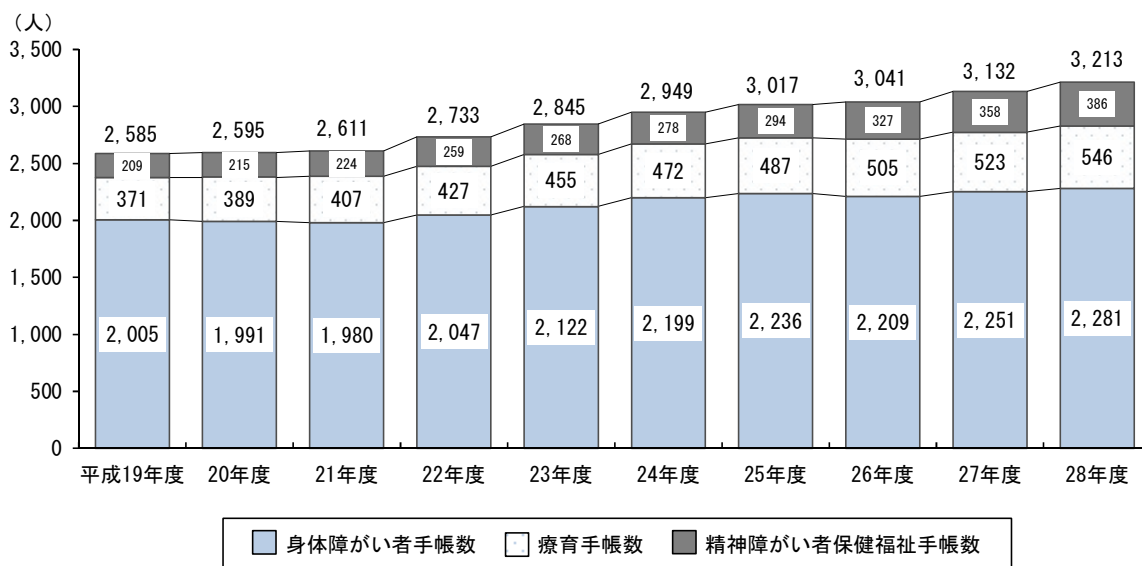
1 障がい者手帳所持者の推移

手帳所持者（身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳）の総数は、年々増加傾向にあり、平成28年度には3,213人となっています。

身体障がい者手帳は横ばいで推移していますが、療育手帳（知的障がい者）及び精神障がい者保健福祉手帳では増加傾向にあり、特に精神障がい者保健福祉手帳では平成19年度に比べ平成28年度は1.8倍となっています。

各手帳の年齢別所持者の割合をみると、平成28年度では、身体障がい者手帳は18歳以上が97.7%、療育手帳は18歳以上が69.0%、精神障がい者保健福祉手帳は18歳以上が88.9%となっています。

◆障がい者手帳所持者の推移



◆障がい者手帳所持者の年齢別内訳

(上段：人、下段：構成比)

	0～17歳	18歳以上	計
身体障がい者手帳数	52 2.3%	2,229 97.7%	2,281 100.0%
療育手帳数	169 31.0%	377 69.0%	546 100.0%
精神障がい者保健福祉手帳数	43 11.1%	343 88.9%	386 100.0%

資料：四條畷市主要な施策の実績報告（平成28年度末現在）

2 身体障がい者手帳所持者の状況

身体障がい者手帳の所持者は、横ばいで推移していますが、18歳以上は平成27年度、28年度とも微増しています。

障がいの等級別では、1級と4級が多く、また1、2級を合わせると各年度とも40%程度を占め、重度障がい者の割合が高くなっています。

障がいの種類別の推移をみると、18歳以上では視覚障がい以外が増加し、肢体不自由が身体障がい者手帳所持者の56%を占めています。

障がいの種類の等級別内訳は、肢体不自由は4級、内部障がいは1級が最も多くなっています。

◆身体障がい者手帳所持者の年齢別内訳

(上段：人、下段：構成比)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
0～17歳	63 3.0%	61 2.8%	55 2.5%	54 2.4%	55 2.4%	52 2.3%
18歳以上	2,059 97.0%	2,138 97.2%	2,181 97.5%	2,155 97.6%	2,196 97.6%	2,229 97.7%
計	2,122	2,199	2,236	2,209	2,251	2,281

資料：四條畷市主要な施策の実績報告（各年度末現在）

◆身体障がい者手帳所持者の等級別内訳

(人、平成28年度の%は手帳所持者数に占める割合)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
1級	594	606	601	613	631	643 28.2%
2級	366	366	373	363	356	354 15.5%
3級	359	379	399	379	391	383 16.8%
4級	531	563	578	558	571	575 25.2%
5級	142	146	146	153	155	167 7.3%
6級	130	139	139	143	147	159 7.0%
計	2,122	2,199	2,236	2,209	2,251	2,281 100.0%

資料：四條畷市主要な施策の実績報告（各年度末現在）

◆年齢別 身体障がい者手帳所持者の障がい種類ごとの内訳

(人、平成28年度の%は手帳所持者数に占める割合)

		平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	
視覚障がい	18歳未満	1	1	1	2	2	1	0.0%
	18歳以上	149	145	140	135	134	138	6.0%
聴覚平衡機能障がい	18歳未満	16	14	12	11	11	10	0.4%
	18歳以上	188	198	204	203	201	205	9.0%
音声言語そしゃく機能障がい	18歳未満	2	2	2	2	2	2	0.1%
	18歳以上	30	32	28	31	38	38	1.7%
肢体不自由	18歳未満	35	36	32	30	30	28	1.2%
	18歳以上	1,162	1,222	1,260	1,252	1,264	1,276	56.0%
内部障がい	18歳未満	9	8	8	9	10	11	0.5%
	18歳以上	530	541	549	534	559	572	25.1%
計		2,122	2,199	2,236	2,209	2,251	2,281	100.0%

資料：四條畷市主要な施策の実績報告（各年度末現在）

◆身体障がい者手帳所持者の障がい種類ごとの内訳

(人)

	視覚障がい	聴覚平衡機能障がい	音声言語そしゃく機能障がい	肢体不自由	内部障がい	計
1級	43	19	2	221	358	643
2級	36	44	3	261	10	354
3級	10	26	21	256	70	383
4級	11	45	14	360	145	575
5級	26	0	-	141	-	167
6級	13	81	-	65	-	159
計	139	215	40	1,304	583	2,281

資料：四條畷市主要な施策の実績報告（平成28年度末現在）

3 療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者（知的障がい者）の年齢は、18歳以上が増加傾向にあり、平成28年度は69.0%を占めています。

障がいの程度は、A判定（重度）が40%を超え、18歳以上の人数が多くなっています。

◆療育手帳所持者の年齢別内訳

（上段：人、下段：構成比）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
0～17歳	169 37.1%	166 35.2%	163 33.5%	171 33.9%	169 32.3%	169 31.0%
18歳以上	286 62.9%	306 64.8%	324 66.5%	334 66.1%	354 67.7%	377 69.0%
計	455	472	487	505	523	546

資料：四條畷市主要な施策の実績報告（各年度末現在）

◆療育手帳所持者の障がいの程度別内訳

（人、平成28年度の%は手帳所持者数に占める割合）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
A判定	202	206	209	214	221	229 41.9%
B1判定	110	108	112	112	115	120 22.0%
B2判定	143	158	166	179	187	197 36.1%
計	455	472	487	505	523	546 100.0%

資料：四條畷市主要な施策の実績報告（各年度末現在）

◆療育手帳所持者の年齢の障がいの程度別内訳

（人）

	0～17歳	18歳以上	計
A判定	58	171	229
B1判定	25	95	120
B2判定	86	111	197
計	169	377	546

資料：四條畷市主要な施策の実績報告（平成28年度末現在）

4 精神障がい者保健福祉手帳所持者の状況

平成28年度の精神障がい者保健福祉手帳所持者の年齢は、18歳以上が88.9%を占めていますが、割合は減少傾向にあり、0～17歳が増加傾向にあります。

障がいの程度は、2級が63.2%を占め、18歳以上の人数が多くなっています。

◆精神障がい者保健福祉手帳所持者の年齢別内訳

(上段：人、下段：構成比)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
0～17歳	2 0.7%	15 5.4%	20 6.8%	38 10.6%	43 11.1%
18歳以上	266 99.3%	263 94.6%	274 93.2%	320 89.4%	343 88.9%
計	268	278	294	358	386

資料：四條畷市主要な施策の実績報告（各年度末現在）

◆精神障がい者保健福祉手帳所持者の障がいの程度別内訳

(人、平成28年度の%は手帳所持者数に占める割合)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
1級	36	33	35	35	36	28 7.3%
2級	178	185	199	216	227	244 63.2%
3級	54	60	60	76	95	114 29.5%
計	268	278	294	327	358	386 100.0%

資料：四條畷市主要な施策の実績報告（各年度末現在）

◆精神障がい者保健福祉手帳所持者の年齢の障がいの程度別内訳

(人)

	0～17歳	18歳以上	計
1級	1	27	28
2級	21	223	244
3級	21	93	114
計	43	343	386

資料：四條畷市主要な施策の実績報告（平成28年度末現在）

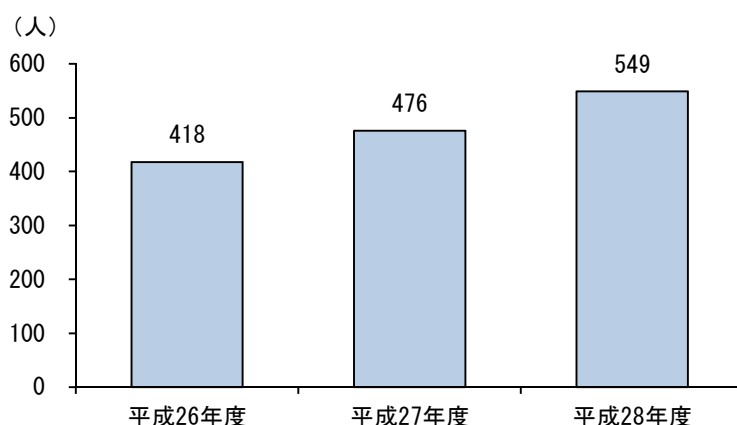
5 難病患者の状況

平成27年1月から難病法に基づく医療費助成制度が始まり、従来の特定疾患医療費助成制度の対象疾患のうち指定難病に指定されたものは新制度に移行しました。

難病法に基づく医療費助成制度の承認者数（平成26年度は特定疾患医療費助成制度）は年々増加し、平成28年度は549人となっています。

承認者数の多い上位疾病は、「潰瘍性大腸炎」「パーキンソン病」「後縦靭帯骨化症」「全身性エリテマトーデス」などです。

◆難病医療費助成制度の承認人数の推移



◆特定疾患医療給付承認 上位10疾患

(人)

順位	疾患名	承認人数
1	潰瘍性大腸炎	79
2	パーキンソン病	66
3	後縦靭帯骨化症	35
4	全身性エリテマトーデス	31
5	特発性拡張型心筋症	21
	網膜色素変性症	21
7	特発性大腿骨頭壊死症	19
8	特発性血小板減少性紫斑病	18
9	背髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く）	17
10	クローン病	16

資料：大阪府四條畷保健所（平成28年度末現在）

第2節 就園・就学状況

1 保育所及び認定こども園における障がいのある児童の在籍状況

保育所及び認定こども園における平成28年度の障がいのある児童の在籍数は、3歳未満が4人、3歳が7人、4歳以上が25人、合計36人となっています。前年度より8人減少していますが、40人前後で推移しており、加配保育士数は平成28年度で30人となっています。

◆保育所等に在籍する障がいのある児童数の推移

(人)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
在籍児数	3歳未満	357	373	372	419	499
	3歳	202	193	209	186	225
	4歳以上	421	414	396	420	463
	計	980	980	977	1,025	1,187
在籍障がい児数	3歳未満	2	0	4	2	4
	3歳	10	8	8	10	7
	4歳以上	28	36	32	32	25
	計	40	44	44	44	36
加配保育士数		21	27	27	32	30

資料：子ども政策課（各年4月1日現在）

2 幼稚園における障がいのある児童の在籍状況

市立幼稚園における平成28年度の障がいのある児童の在籍数は12人で、介助員数は6人となっています。

◆幼稚園に在籍する障がいのある児童数の推移

(人)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
在籍児数	4歳	44	61	38	45	37
	5歳	65	51	62	43	50
	計	109	112	100	88	87
在籍障がい児数	4歳・5歳	7	12	11	8	12
	要介護				-	-
	計	7	12	11	8	12
加配教諭数	4歳・5歳	3	3	6	4	6

資料：子ども政策課・四條畷市教育委員会（各年4月1日現在）

※市立幼稚園は平成29年4月1日に、認定こども園に移行しました。

3 児童発達支援センターにおける障がいのある児童の在籍状況

児童発達支援センターに在籍する障がいのある児童数は、平成28年度は28人で、3歳未満が前年度より11人増加しています。

◆児童発達支援センターに在籍する障がいのある児童数の推移

(人)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
在籍児数	3歳未満	13	10	11	8	19
	3歳	4	8	7	10	7
	4歳以上	3	1	2	2	2
	計	20	19	20	20	28

資料：四條畷市主要な施策の実績報告（各年3月31日現在）

※平成28年度に市立くすの木園が、市立児童発達支援センターに移行しました。移行にあたり、定員増、対象年齢の拡充を図りました。

4 支援学校、支援学級の在籍状況

支援学校、支援学級の在籍者数をみると、小学校・中学校における支援学級の児童が年々増加しています。

◆支援学校・支援学級に在籍児・在籍生徒数の推移

(人)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
支援学校		47	46	51	59	44
	小学部	10	9	13	14	13
	中学部	18	17	20	19	8
	高等部	19	20	18	26	23
支援学級		158	174	192	203	219
	小学校	129	143	152	157	163
	中学校	29	31	40	46	56

資料：四條畷市教育委員会（各年度末現在）

5 学校卒業後の進路

公立小学校支援学級在籍児童の卒業後の進路については、平成28年度は支援学校中等部が3人、中学校支援学級が16人となっています。

公立中学校支援学級在籍生徒の卒業後の進路については、支援学校高等部が7人、高等学校が11人となっており、私立高等学校への進学が増加傾向となっています。

◆公立小学校支援学級在籍児童の卒業後の進路

(人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
支援学校	5	6	4	4	3
中等部	5	6	4	4	3
盲・ろう等その他の支援学校	-	-	-	-	-
中学校支援学級	6	9	14	21	16

資料：四條畷市教育委員会（各年度末現在）

◆公立中学校支援学級在籍生徒の卒業後の進路

(人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
支援学校	5	7	6	4	7
高等部	5	7	6	4	7
盲・ろう等その他の支援学校	-	-	-	-	-
高等学校	5	2	5	7	11
公立	4	1	2	2	2
私立	1	1	3	5	9
専門学校	-	-	-	-	-
職業訓練校	-	-	-	-	-
一般企業等就職	-	-	-	-	-
授産施設・作業所	-	-	-	-	-
家事従事・自営	-	-	1	-	-
在宅・その他	-	1	-	-	-

資料：四條畷市教育委員会（各年度末現在）

第3節 就労状況

1 本市職員の障がいのある人の雇用状況

本市職員の障がいのある人の平成28年度の雇用人数は、身体障がい者が11人で、知的障がい者は0人です。法定雇用率の2.3%（平成30年度から2.5%）は達成しています。

◆本市職員の障がいのある人の雇用状況

（人、％）

	算定基礎 労働者数	障がい者雇用人数		雇用率
		身体障がい者	知的障がい者	
平成24年度	364	13	0	3.57
平成25年度	331.5	14	0	4.22
平成26年度	343	12	0	4.37
平成27年度	343	12	0	4.37
平成28年度	354	11	0	4.24

資料：障がい者の雇用の促進等に関する法律第39条及び第40条に基づく大阪労働局への通報より
（各年6月1日時点）

2 一般民間企業における雇用状況

一般民間企業における障がいのある人の雇用者数は、平成28年度は2,310人で、雇用率は2.04%となっています。

法定雇用率を達成している企業の比率は51.8%となっています。

◆一般民間企業における障がいのある人の雇用状況

（社、人、％）

	企業数	雇用状況			法定雇用率達成 企業の比率
		常用雇用者数	障がい者雇用者数	障がい者雇用率	
平成24年度	215	131,668	2,488	1.89	53.0
平成25年度	236	121,450	2,383	1.96	48.3
平成26年度	244	120,009	2,451	2.04	53.7
平成27年度	226	112,621	2,171	2.00	55.8
平成28年度	228	113,414	2,310	2.04	51.8

資料：門真公共職業安定所（各年6月1日現在）

※対象企業は常用雇用者数56人以上の企業、平成25年4月から常用雇用者数50人以上の企業

第4節 福祉にかかわる人的資源の状況

1 専門職の状況

本市の福祉にかかわる専門職は、市職員では、保健師12人、社会福祉士15人、看護師3人、栄養士2人、理学療法士1人、作業療法士1人、手話通訳士4人をそれぞれ配置しています。

◆専門職の配置状況

(人)

職 種	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
保健師	11	10	10	10	11	12
社会福祉士	9	12	13	15	15	15
看護師	5	5	5	4	4	3
栄養士	1	1	1	2	2	2
理学療法士	1	1	1	1	1	1
作業療法士	0	1	1	1	1	1
手話通訳士	1	1	1	4	4	4

※正職のみ（一人で複数の資格を保有している職員は主とする職種にカウント）

資料：人事課（平成29年4月1日現在）

2 相談員の状況

相談員は、民生委員・児童委員82人、身体障がい者相談員4人、知的障がい者相談員2人、精神障がい者相談員1人、コミュニティソーシャルワーカー3人をそれぞれ配置しています。

◆相談員の設置状況

(人)

職 種	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
民生委員・児童委員	80	80	80	80	80	82
身体障がい者相談員	4	4	4	4	4	4
知的障がい者相談員	2	2	2	2	2	2
精神障がい者相談員	1	1	1	1	1	1
コミュニティソーシャルワーカー (CSW)	3	3	3	3	3	3

資料：生活福祉課・障がい福祉課（平成29年3月31日現在）

3 ボランティアの状況

ボランティア団体等の登録数は、平成28年度末現在、12団体・246人、個人ボランティアは14人となっています。

◆ボランティア団体等の登録状況

(団体、人)

	団 体		個 人	計
	団体数	人数		
平成24年度	14	281	5	286
平成25年度	14	274	7	281
平成26年度	12	253	11	264
平成27年度	12	240	13	253
平成28年度	12	246	14	260

資料：四條畷市社会福祉協議会（各年度末現在）

第5節 アンケート調査結果でみる市民の状況や意識

1 調査の実施概要

- ①調査対象：身体障がい者手帳もしくは療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている人
- ②調査方法：郵送配布・郵送回収
- ③調査期間：平成29年3月17日(金)～3月31日(金)
- ④回収結果：

対象	配布数	有効回答数	有効回答率
障がいのある人本人	1,000件	449件	44.9%
介助者	1,000件	185件	18.5%

【調査結果の見方】

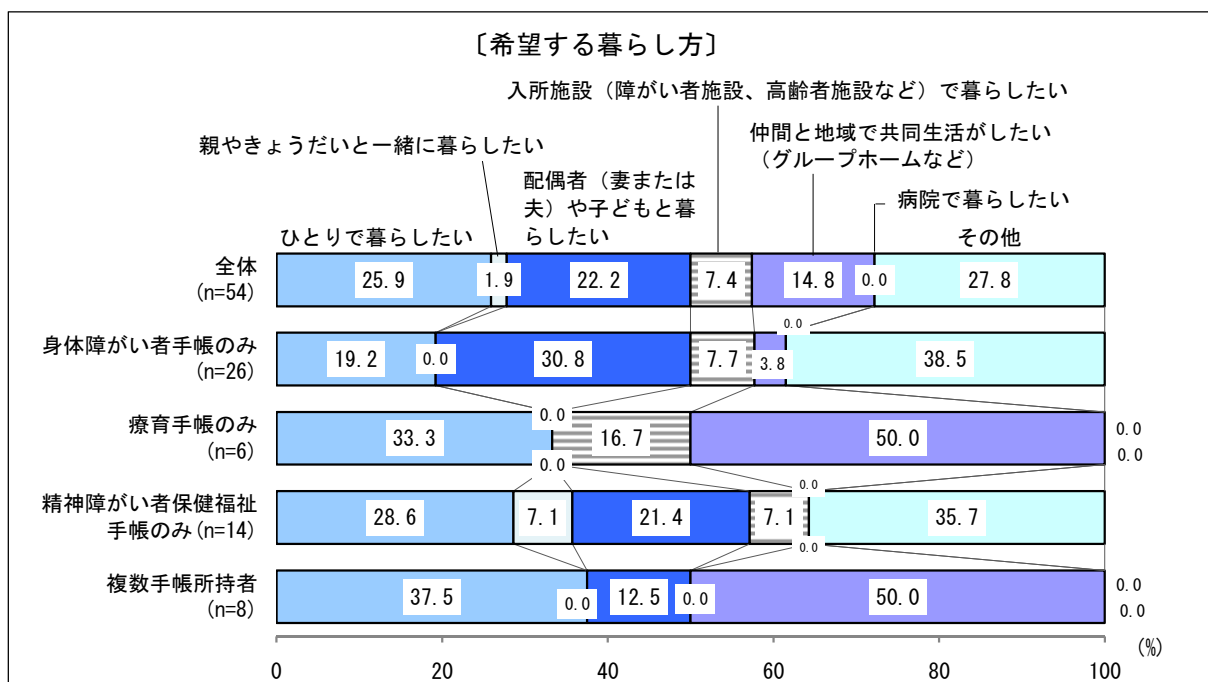
- ①図中のn (Number of case) は、設問に対する回答者数のことです。
- ②回答比率(%)は回答者数(n)を100%として算出し、小数点以下第2位を四捨五入して表示しています。一人の対象者に複数の回答を求める設問では、回答比率(%)の計は100.0%を超えます。

2 障がいのある人への調査の主な結果

(1) 希望する暮らし方

今の暮らし方を変えたいと回答した人の希望する暮らし方については、「その他」を除いた回答では、身体障がい者手帳のみ所持者は「配偶者（妻または夫）や子どもと暮らしたい」が、療育手帳のみ所持者と複数手帳所持者は「仲間と地域で共同生活がしたい（グループホームなど）」、精神障がい者保健福祉手帳のみ所持者は「ひとりで暮らしたい」が最も多くなっています。その他の意見(15件)として「住み替えたい（場所、家賃の安い住宅等）」などがありました。

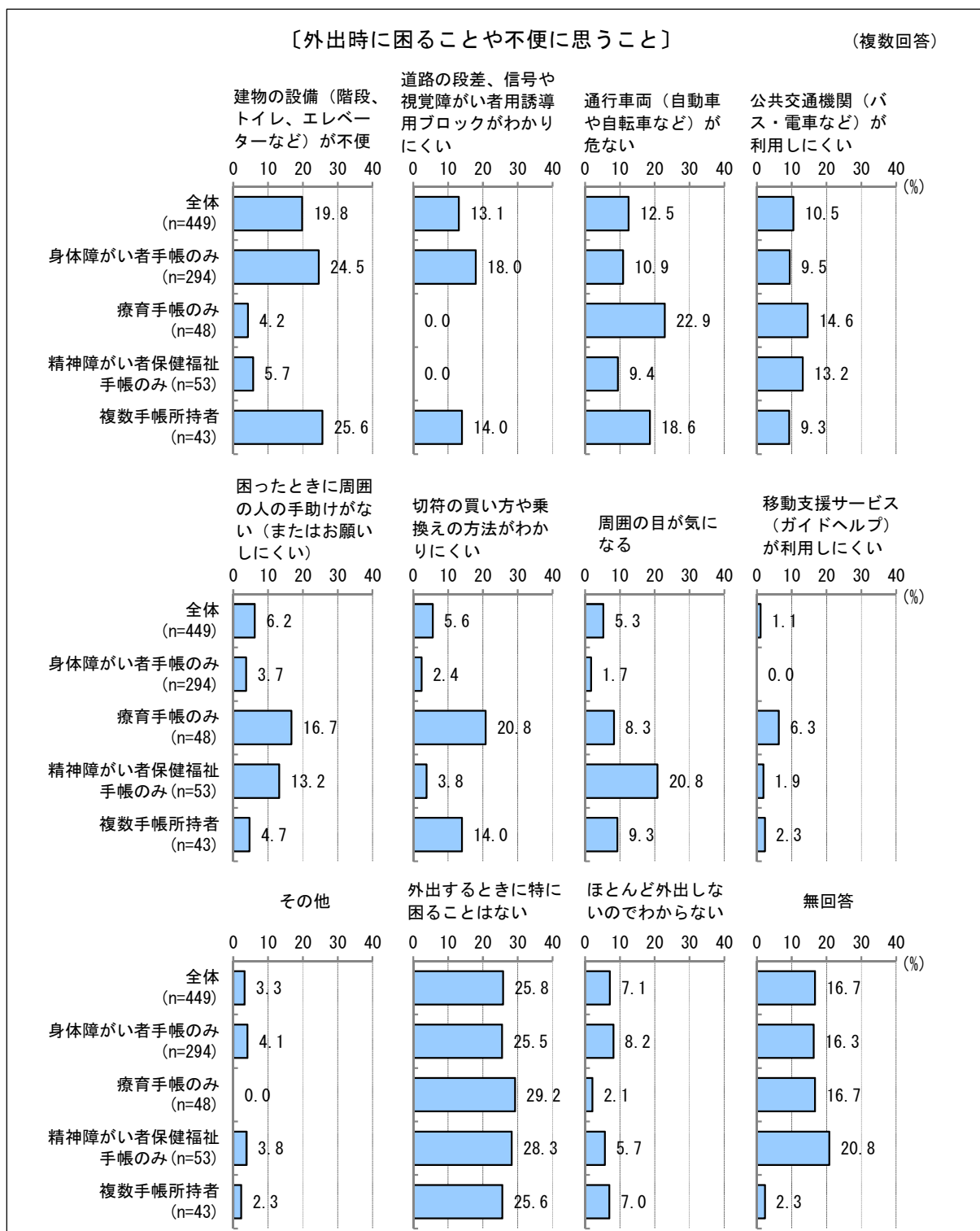
障がいのある人の暮らし方や住まいに対する希望に応じた生活支援のほか、グループホームやひとり暮らしが可能となる住まいの確保を支援する必要があります。



(2) 日常生活の状況

①外出時に困ることや不便に思うこと

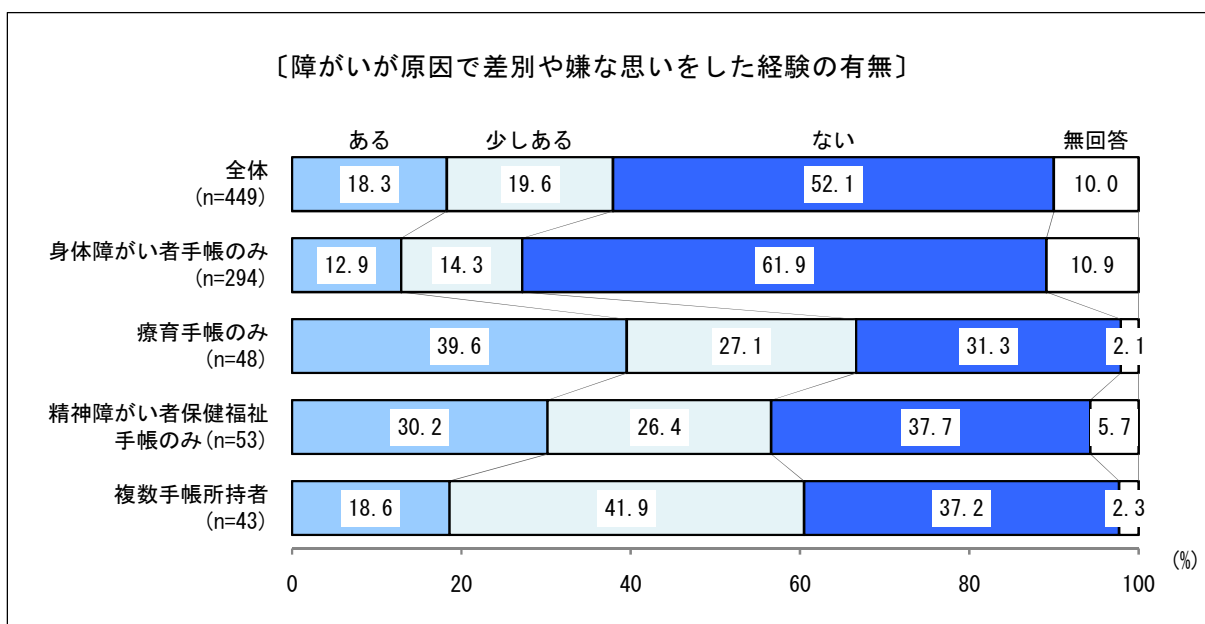
外出時に困ることや不便に思うことについては、「外出するときに特に困ることはない」が最も多いが、困ることや不便に思うことがある人では、身体障がい者手帳のみ所持者では「建物の設備（階段、トイレ、エレベーターなど）が不便」が最も多く、療育手帳のみ所持者では「通行車両（自動車や自転車など）が危ない」、精神障がい者保健福祉手帳のみ所持者では「周囲の目が気になる」が最も多くなっています。合理的な配慮に基づき、引き続き、障がいのある人が行動しやすく暮らしやすい環境づくりが必要です。



② 障がいが原因で差別や嫌な思いをした経験の有無

障がいが原因で差別や嫌な思いをした経験の有無については、「ある」は療育手帳のみ所持者が最も高く、「ある」と「少しある」をあわせた『差別や嫌な思いをしたことがある』も療育手帳のみ所持者で最も高く、次いで複数手帳所持者となっています。

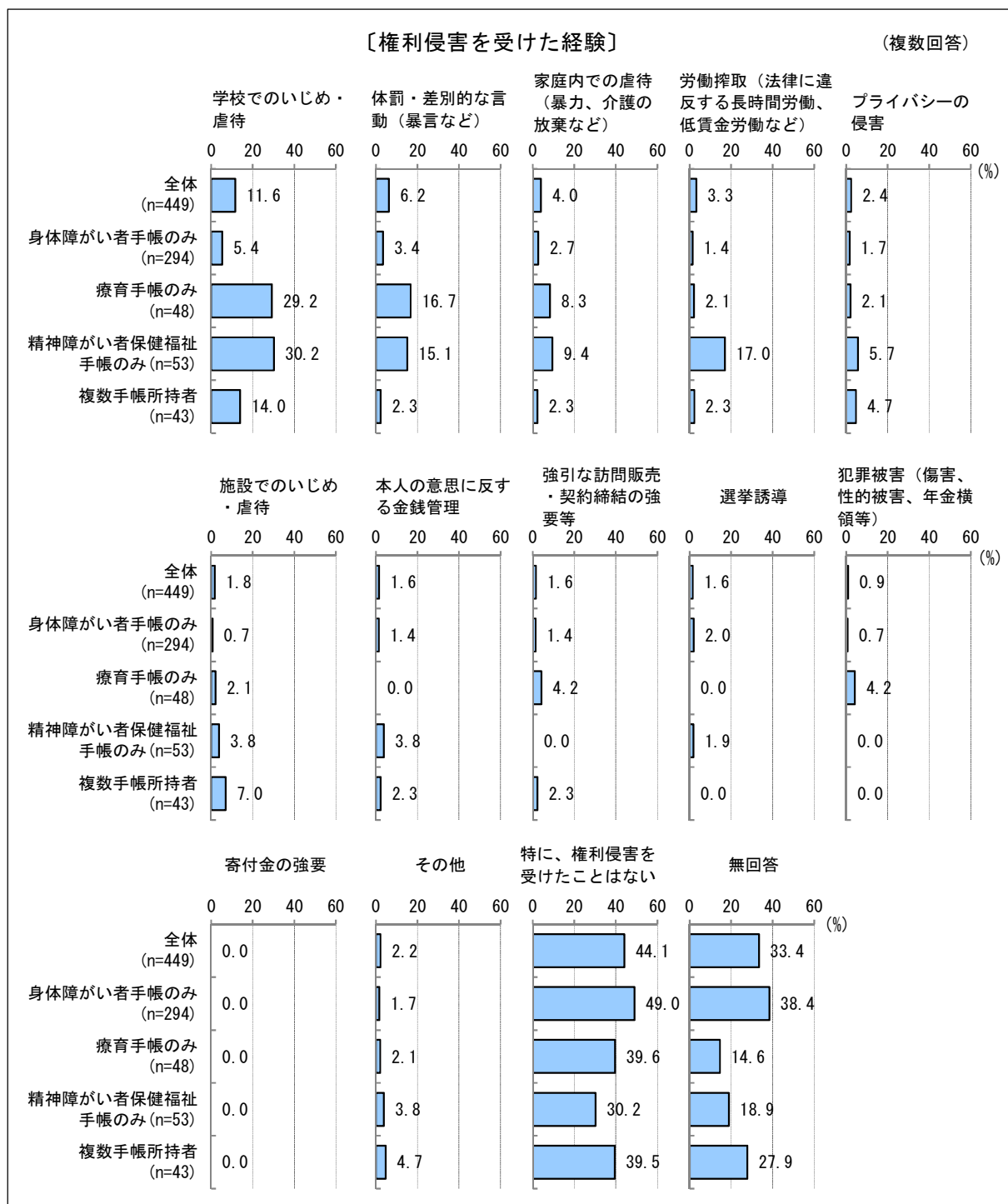
障がいのある人に対する差別や偏見が依然存在していることから、学校や地域、職場などあらゆる場や機会を通じて、障がいや障がい者に対する理解を深める教育・啓発、障害者差別解消法や合理的配慮の趣旨などについて周知を進める必要があります。



③ 権利侵害を受けた経験

権利侵害を受けた経験については、いずれも「特に、権利侵害を受けたことはない」が最も多く、精神障がい者保健福祉手帳のみ所持者は同率で「学校でのいじめ・虐待」が最も多くなっています。また、「体罰・差別的な言動（暴言など）」は療育手帳のみ所持者で最も高く、「家庭内での虐待（暴力、介護の放棄など）」や「労働搾取（法律に違反する長時間労働、低賃金労働など）」などでは精神障がい者保健福祉手帳のみ所持者で最も多くなっています。

学校でのいじめのほか、差別的な言動や虐待などを受けた経験のある障がい者は少なくありません。これらの行為は明らかな人権侵害であり、そのような行為の防止や解消に向け、関係機関と連携した取組みを強化する必要があります。

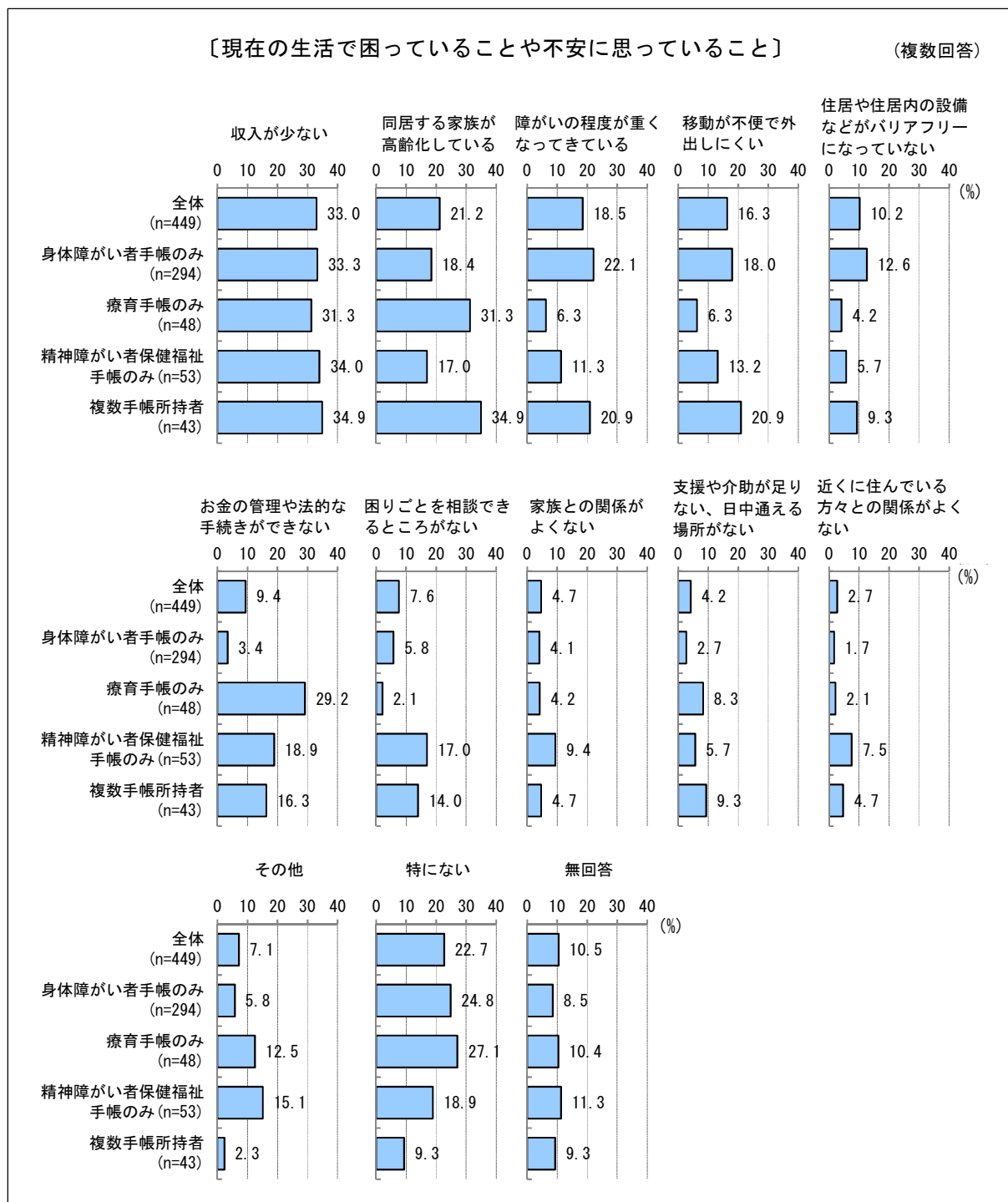


(3) 相談について

① 現在の生活で困っていることや不安に思っていること

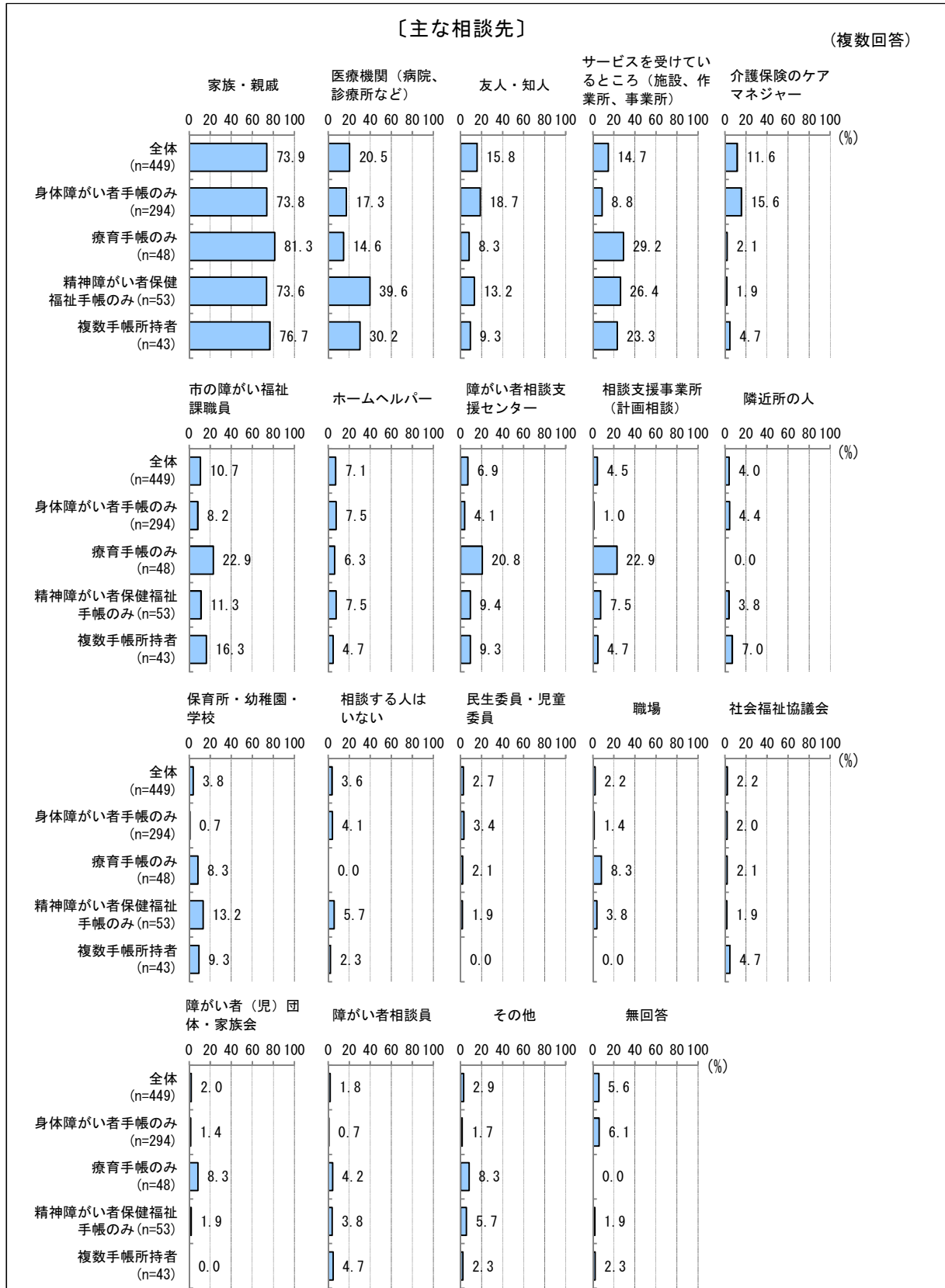
現在の生活で困っていることや不安に思っていることについては、いずれも「収入が少ない」が最も多く、療育手帳のみ所持者と複数手帳所持者では同率で「同居する家族が高齢化している」が最も多くなっています。

障がい者自身の高齢化だけでなく、介護家族の高齢化や、親亡き後の生活を踏まえ、地域で自立した生活を安心して送ることができるよう、障がい者自身の生活設計への支援や総合的な生活支援のための体制にあり方について検討する必要があります。



② 主な相談先

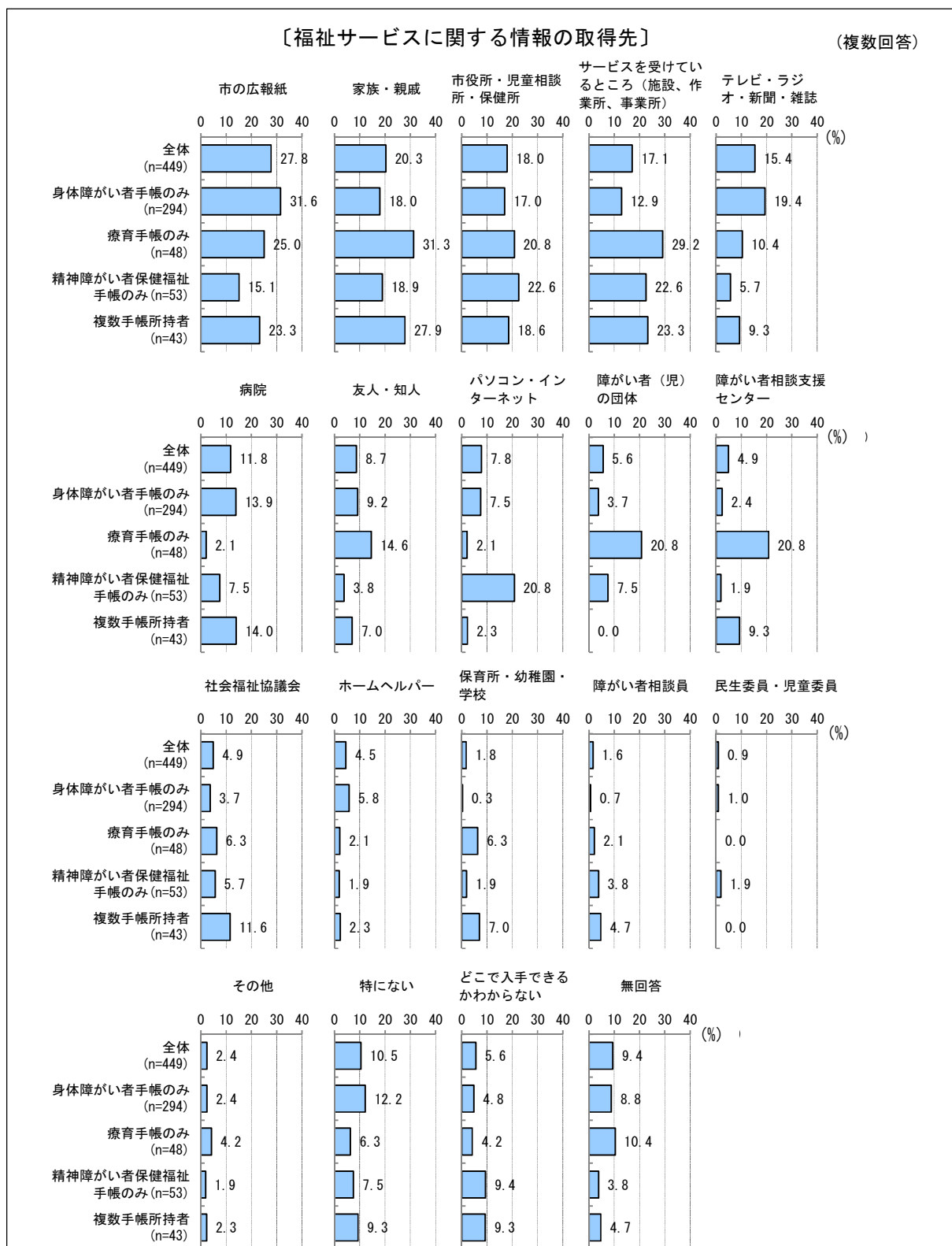
主な相談先については、いずれも「家族・親戚」が最も多く、7割以上を占めています。また、「医療機関（病院、診療所など）」は精神障がい者保健福祉手帳のみ所持者が最も高くなっています。障がい者相談支援センターや相談支援事業所など、障がいに関する専門相談機関の回答割合が低いことから、これら相談機関の周知とともに、利用しやすい窓口として機能を充実する必要があります。



(4) 情報収集について

① 福祉サービスに関する情報の取得先

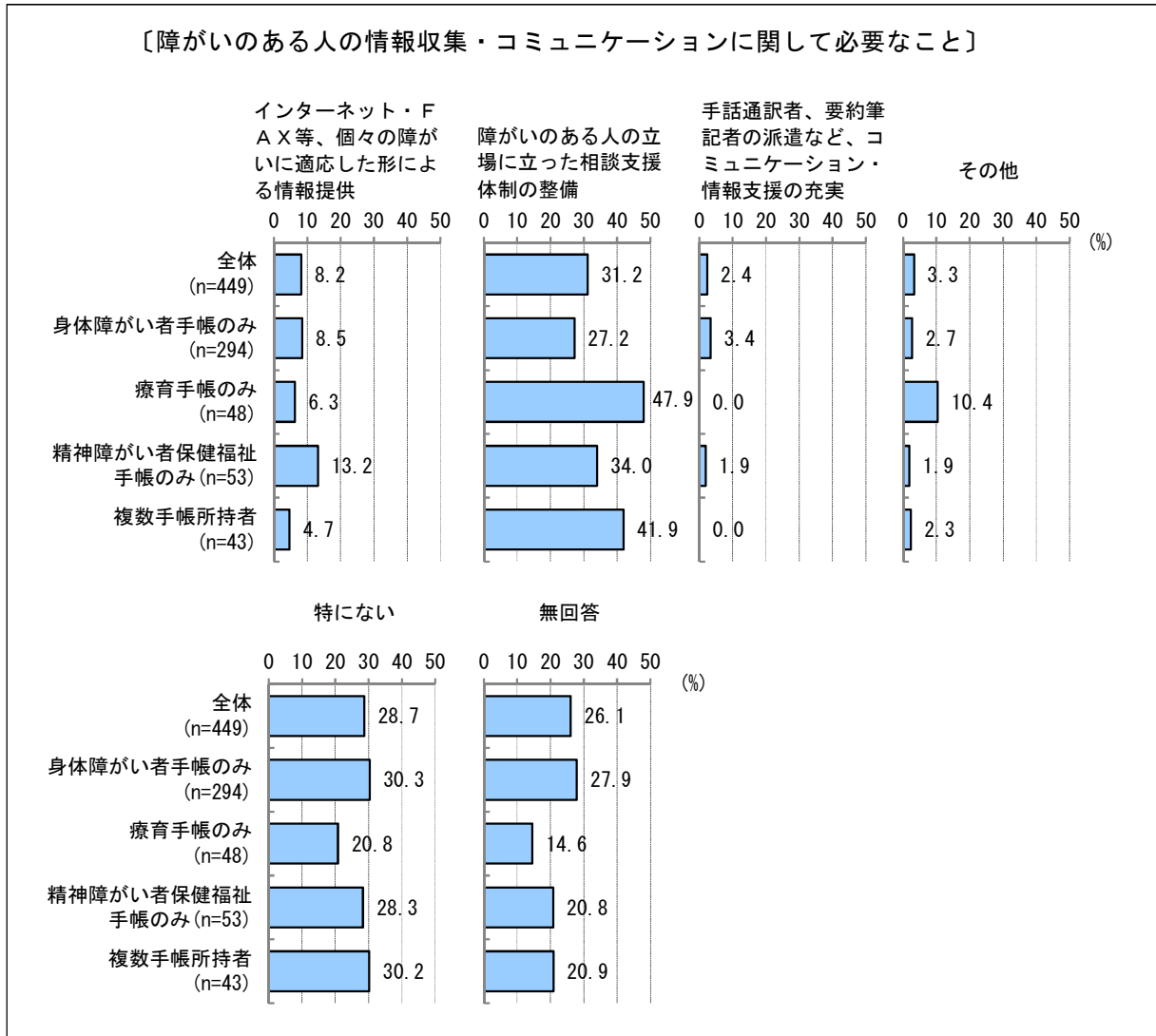
福祉サービスに関する情報の取得先については、身体障がい者手帳のみ所持者は「市の広報紙」が最も多く、療育手帳のみ所持者と複数手帳所持者は「家族・親戚」、精神障がい者保健福祉手帳のみ所持者は「市役所・児童相談所・保健所」と「サービスを受けているところ（施設、作業所、事業所）」が最も多くなっています。障がいの種別により情報の入手方法が異なっていることから、情報が効果的に伝わるよう、それぞれの特性に応じた提供方法を検討する必要があります。



② 障がいのある人の情報収集・コミュニケーションに関して必要なこと

障がいのある人の情報収集・コミュニケーションに関して必要なことについては、身体障がい者手帳のみ所持者は「特にない」が最も多くなっています。それ以外は「障がいのある人の立場での相談支援体制の整備」が最も多くなっています。

障がいの特性を踏まえた相談員の相談スキルの向上のほか、障がい者が必要とする相談や情報にアクセスしやすい方法の充実を図る必要があります。

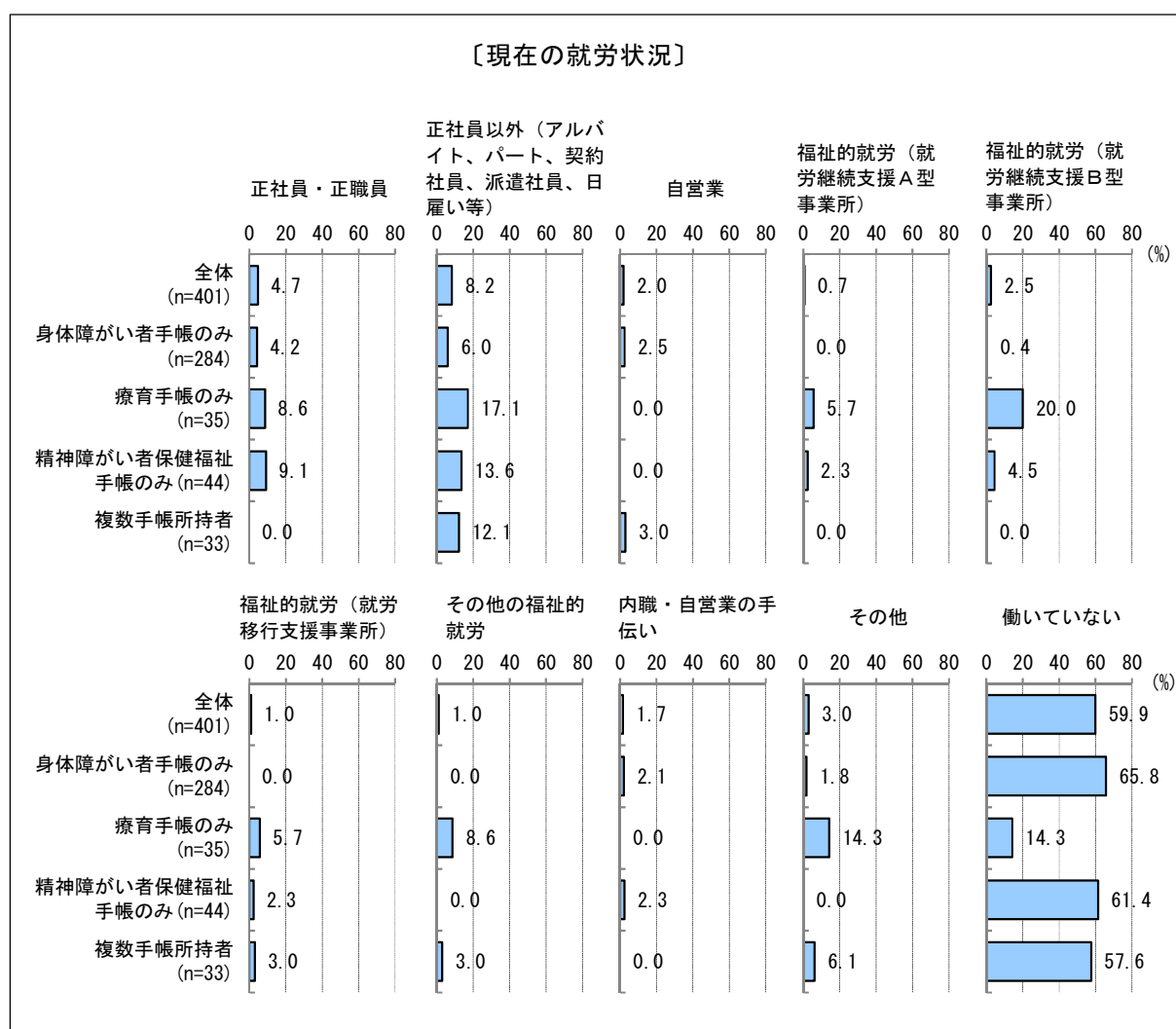


(5) 雇用・就業について

① 現在の就労状況

現在の就労状況については、療育手帳のみ所持者では「福祉的就労（就労継続支援B型事業所）」が最も多くなっていますが、それ以外では「働いていない」がそれぞれ過半数を占めています。身体障がい者手帳のみ所持者、精神障がい者保健福祉手帳のみ所持者、複数手帳所持者の働いている人では、いずれも「正社員以外（アルバイト、パート、契約社員、派遣社員、日雇い等）」が最も多くなっています。就労することができても、雇用上不安定な非正規で従事する障がい者は少なくありません。

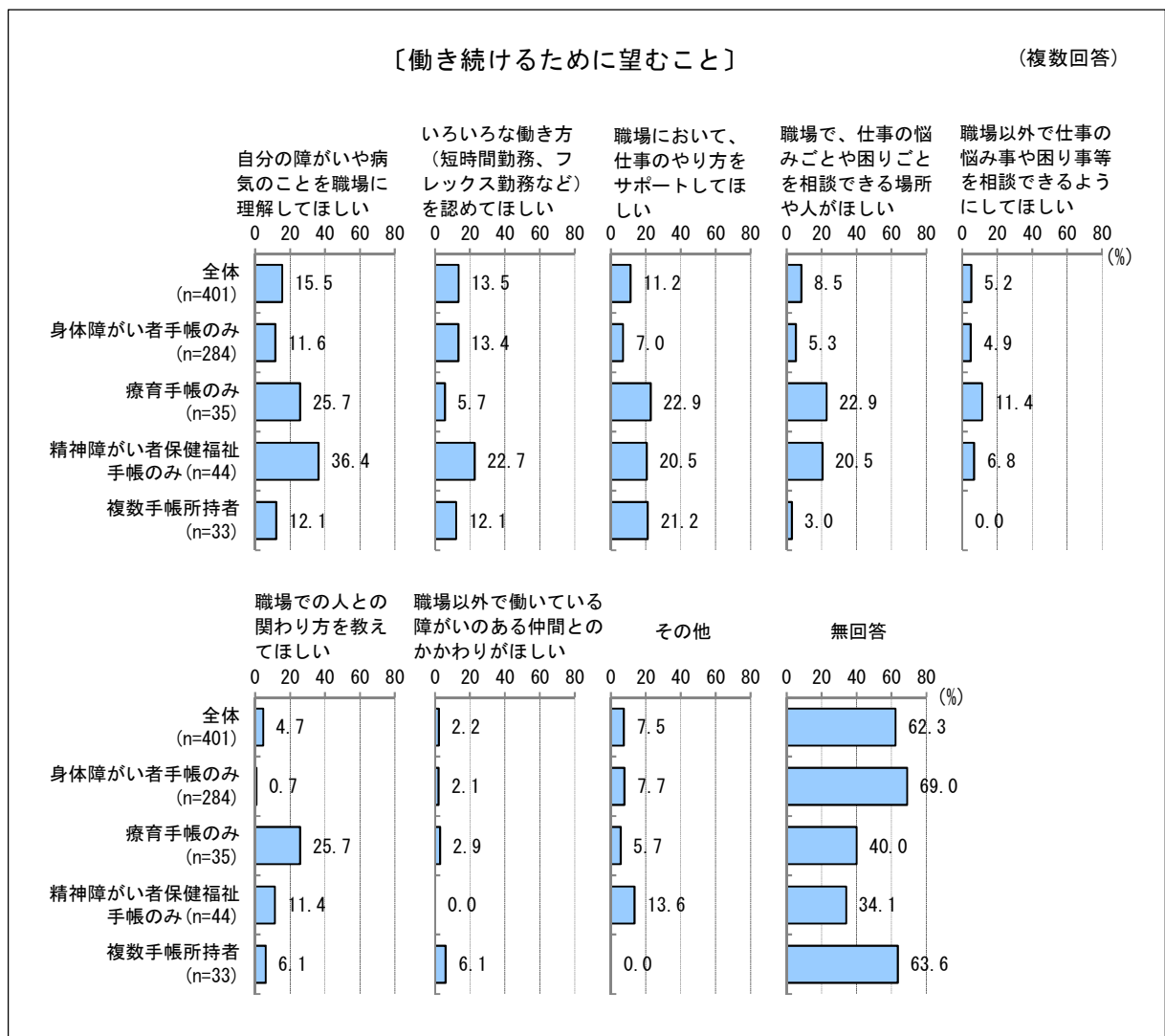
今後もハローワーク等と連携し、一般企業の事業主に対し、障がい者雇用への理解、協力を促す取組みに努める必要があります。



② 働き続けるために望むこと

働く、働き続けるために望むことについては、身体障がい者手帳のみ所持者では「いろいろな働き方（短時間勤務、フレックス勤務など）を認めてほしい」、複数手帳所持者は「職場において、仕事のやり方をサポートしてほしい」が最も多くなっています。療育手帳のみ所持者では「自分の障がいや病気のことを職場に理解してほしい」と「職場での人との関わり方を教えてほしい」が最も多く、精神障がい者保健福祉手帳のみ所持者では「自分の障がいや病気のことを職場に理解してほしい」が最も多くなっています。

障がいの特性に応じた仕事内容や勤務時間等への配慮のほか、職場での支援者や相談窓口の設置等を企業に働きかけるなど、就労する障がい者の職場定着を進めるための支援を充実する必要があります。

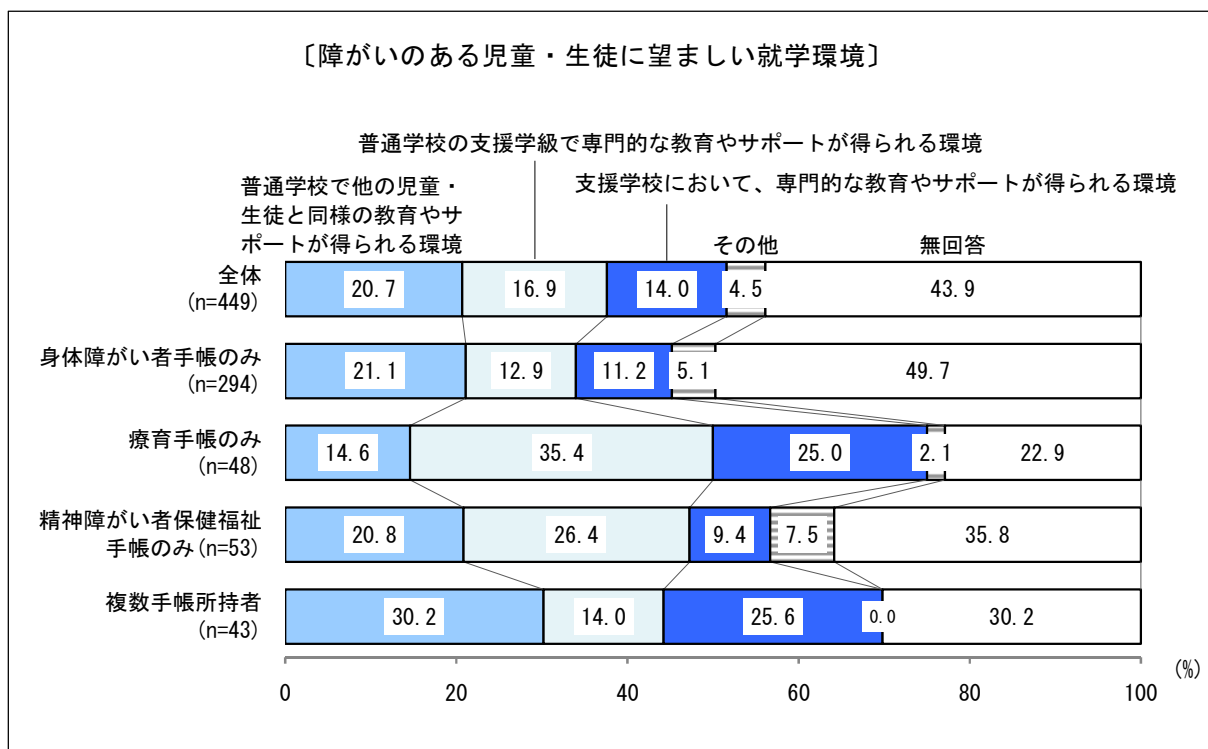


(6) 教育・育成について

① 障がいのある児童・生徒に望ましい就学環境

障がいのある児童・生徒に望ましい就学環境については、身体障がい者手帳のみ所持者と複数手帳所持者では「普通学校で他の児童・生徒と同様の教育やサポートが得られる環境」が最も多く、療育手帳のみ所持者と精神障がい者保健福祉手帳のみ所持者は「普通学校の支援学級で専門的な教育やサポートが得られる環境」が最も多くなっています。

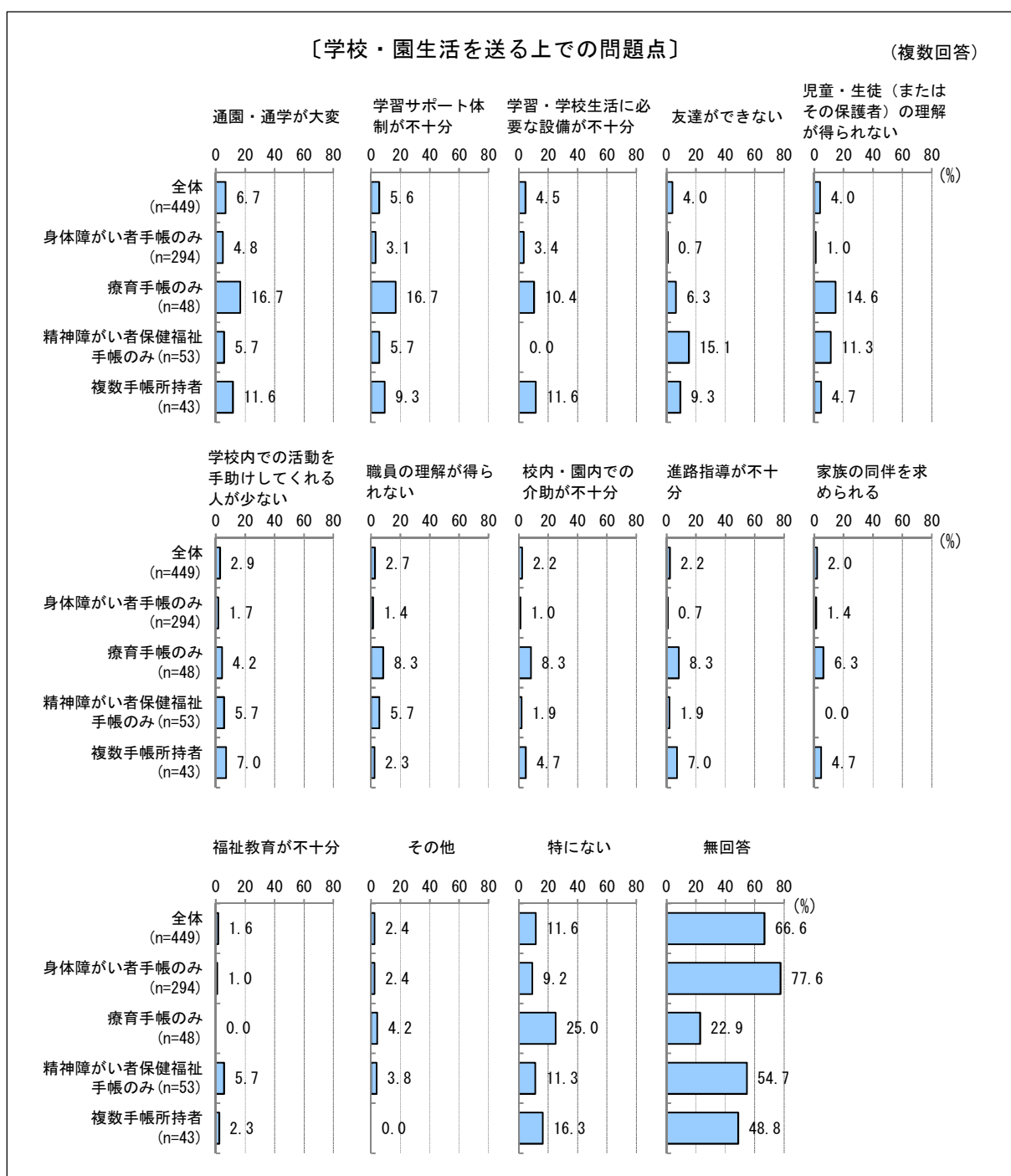
学校、幼稚園、保育所においては、障がいのある児童、生徒一人ひとりの課題に配慮した適切な教育、療育、保育が行われるよう体制の充実を図る必要があります。



② 学校・園生活を送る上での問題点

学校・園生活を送る上での問題点については、全体では「特にない」が最も多いが、問題点がある人では、精神障がい者保健福祉手帳のみ所持者は「友達ができない」が最も多くなっています。それ以外では「通園・通学が大変」が最も多く、療育手帳のみ所持者では「学習サポート体制が不十分」、複数手帳所持者では「学習・学校生活に必要な設備が不十分」も同率で最も多くなっています。

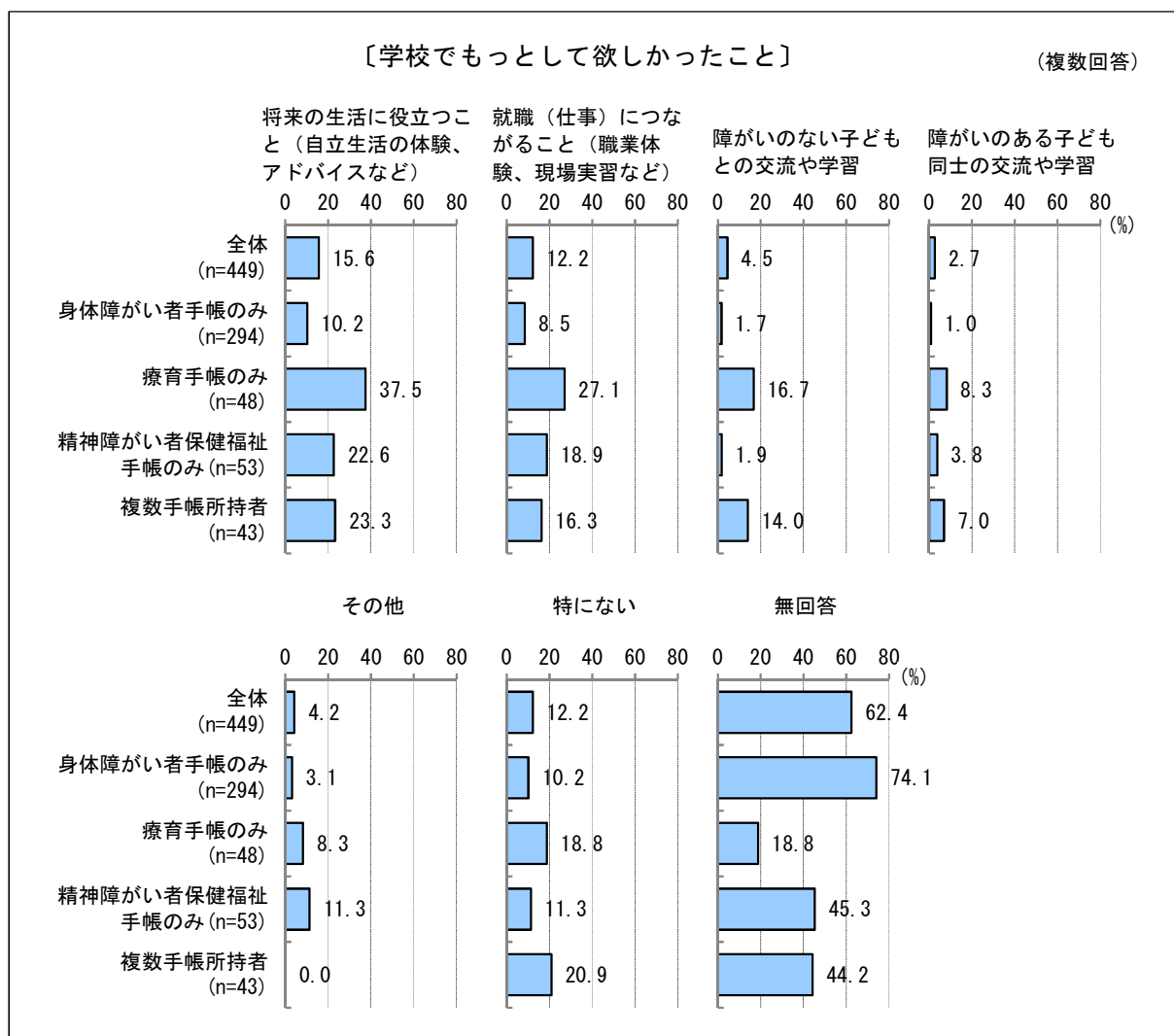
障がいのある児童、生徒が安心して学校や園での生活を送ることができるよう、通学、通園での配慮のほか、児童、生徒の発達状況に応じた適切な教育内容、指導方法を取り入れながら、一人ひとりの個性や可能性を育む環境の整備が必要です。



③ 学校でもっとして欲しかったこと

学校でもっとして欲しかったことについては、いずれも「将来の生活に役立つこと（自立生活の体験、アドバイスなど）」が最も多く、療育手帳のみ所持者が最も高い割合となっています。他の事項においても療育手帳のみ所持者が最も高い割合となっています。

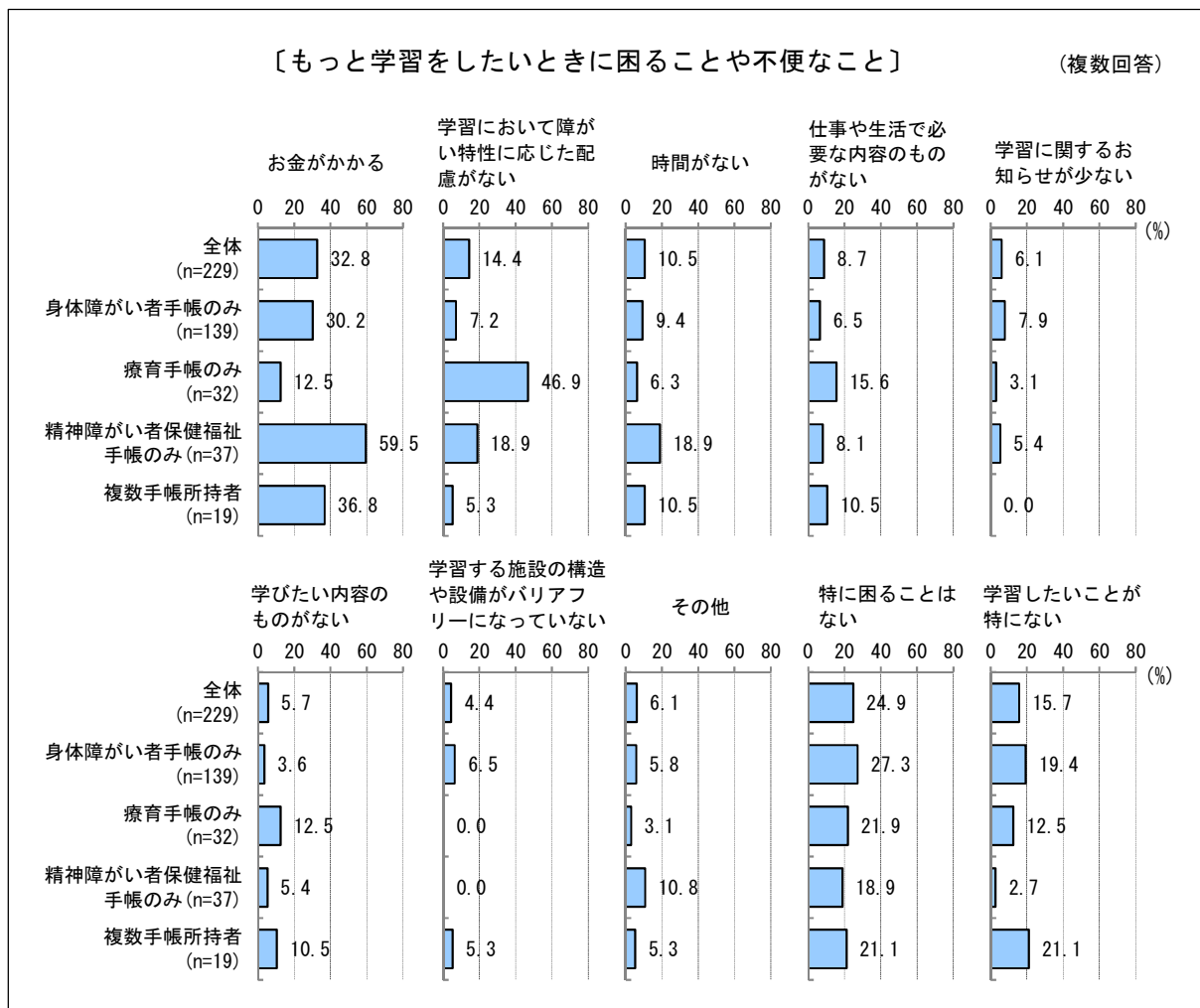
障がいのある児童、生徒の教育的ニーズを踏まえ、障がいのない児童、生徒とともに遊びや学ぶ機会を充実し、互いに豊かな人格形成を目指した教育、療育、保育を推進する必要があります。



④ もっと学習をしたいときに困ることや不便なこと

もっと学習をしたいときに困ることや不便なことについては、療育手帳のみ所持者は「学習において障がい特性に応じた配慮がない」が46.9%で最も多く、それ以外では「お金がかかる」が最も多くなっています。

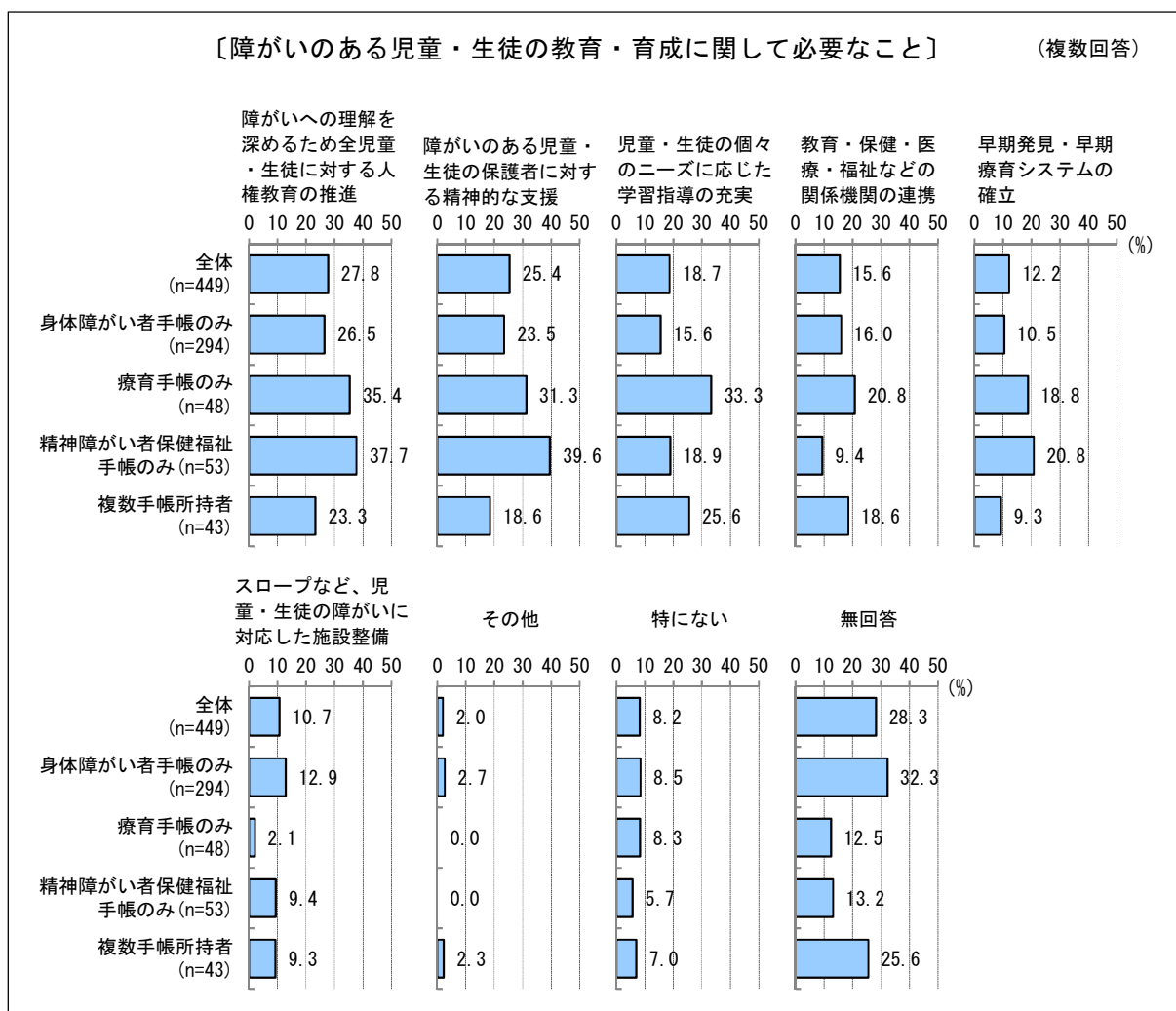
障がいの特性に応じた専門的な指導や相談を行うことができるよう、教員に対する指導方法等の研修の充実を図る必要があります。



⑤ 障がいのある児童・生徒の教育・育成に関して必要なこと

障がいのある児童・生徒の教育・育成に関して必要なことについては、精神障がい者保健福祉手帳のみ所持者では「障がいのある児童・生徒の保護者に対する精神的な支援」、複数手帳所持者では「児童・生徒の個々のニーズに応じた学習指導の充実」が最も多いが、身体障がい者手帳のみ・療育手帳のみ所持者では「障がいへの理解を深めるため全児童・生徒に対する人権教育の推進」が最も多くなっています。

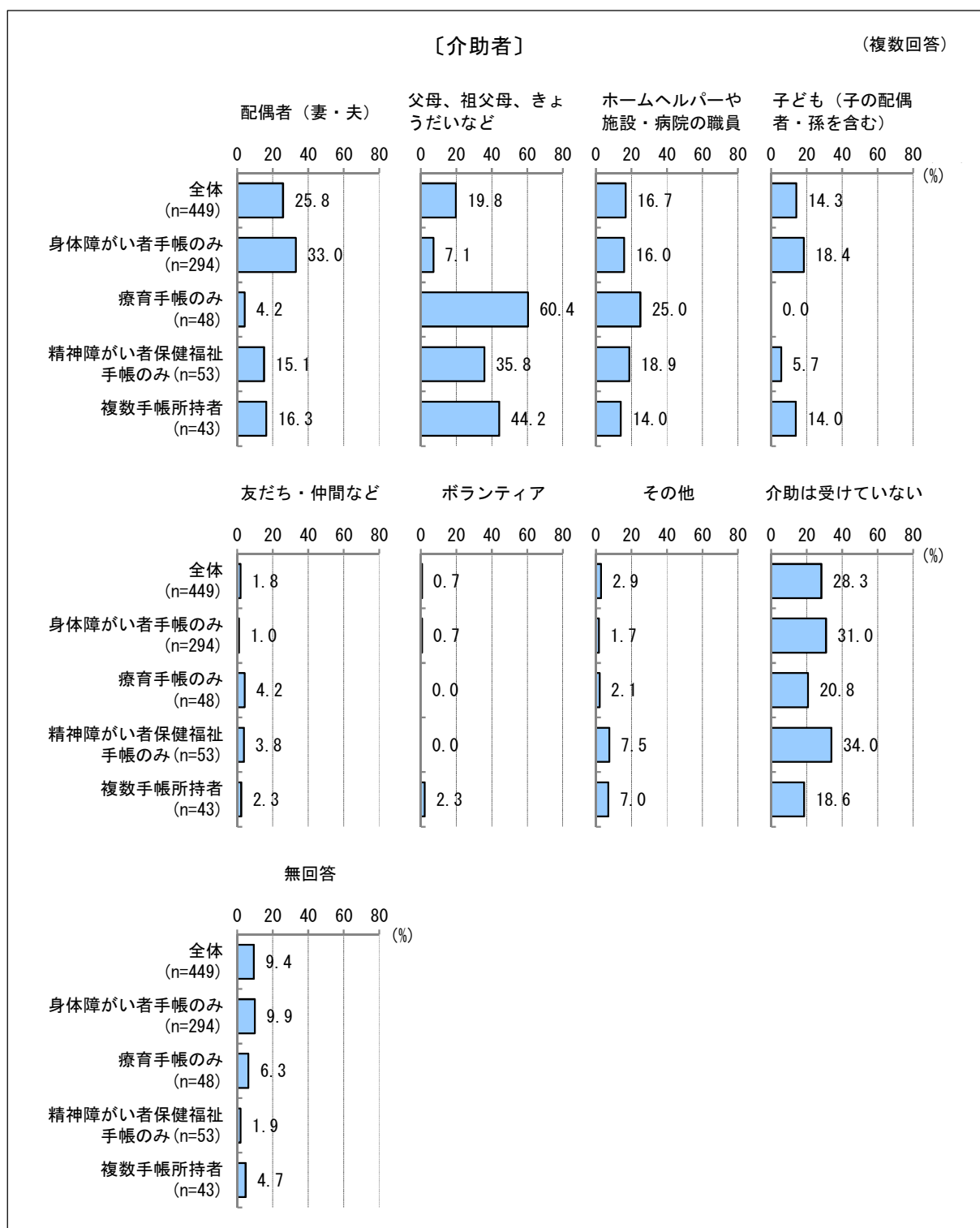
障がいのある子とない子がともにふれあい、双方の豊かな人格形成を目指した教育、療育、保育の推進を図る必要があります。



(7) 介助者について

介助者については、身体障がい者手帳のみ所持者では「配偶者（妻・夫）」が最も多くなっています。それ以外は「父母、祖父母、きょうだいなど」が最も多くなっています。

介護者の高齢化や親亡き後の残された障がい者本人に対する包括的な支援のあり方について検討する必要があります。

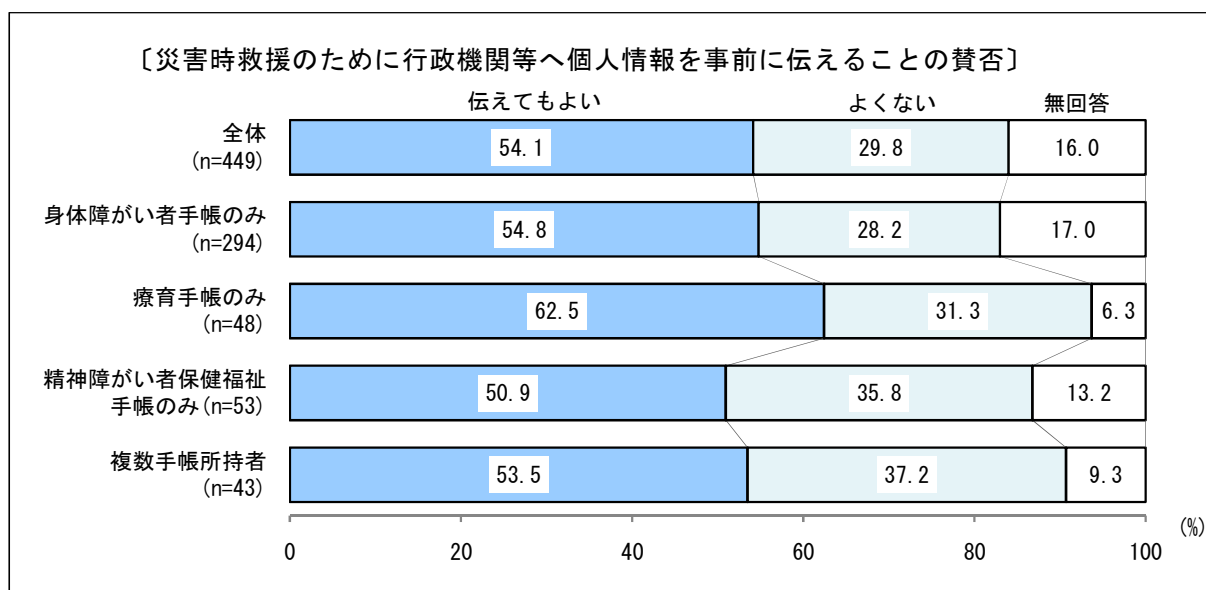


(8) 災害時の対策について

① 災害時救援のために行政機関等へ個人情報を事前に伝えることの賛否

災害時救援のために行政機関等へ個人情報を事前に伝えることの賛否については、いずれも「伝えてもよい」が過半数を占めており、「よくない」は複数手帳所持者が最も高くなっています。

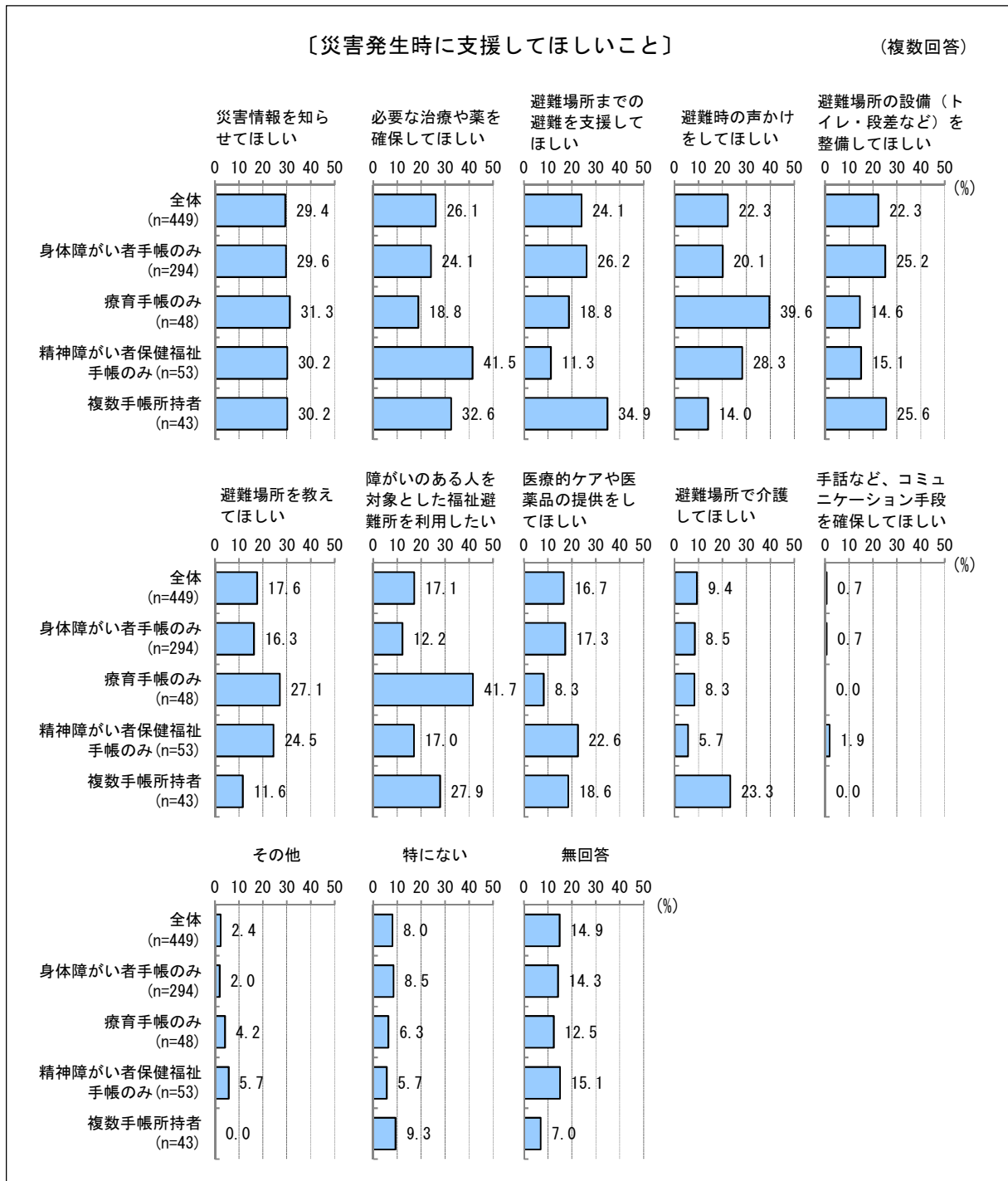
災害発生時、障がいのある人の避難が円滑に進められるよう、個人情報の取扱いに十分留意しながら、地域で障がいのある人に関する情報を共有できる体制づくりが必要です。



② 災害発生時に支援してほしいこと

災害発生時に支援してほしいことについては、身体障がい者手帳のみ所持者は「災害情報を知らせてほしい」、療育手帳のみ所持者は「障がいのある人を対象とした福祉避難所を利用したい」、精神障がい者保健福祉手帳のみ所持者は「必要な治療や薬を確保してほしい」、複数手帳所持者は「避難場所までの避難を支援してほしい」が最も多くなっています。

災害発生時においては、障がいの特性に応じた情報提供と適切な避難誘導を行う一方で、障がい者が安心して避難生活を送ることができるよう避難場所での合理的配慮や、福祉サービス事業者との協定に基づく福祉避難所の確保に努める必要があります。

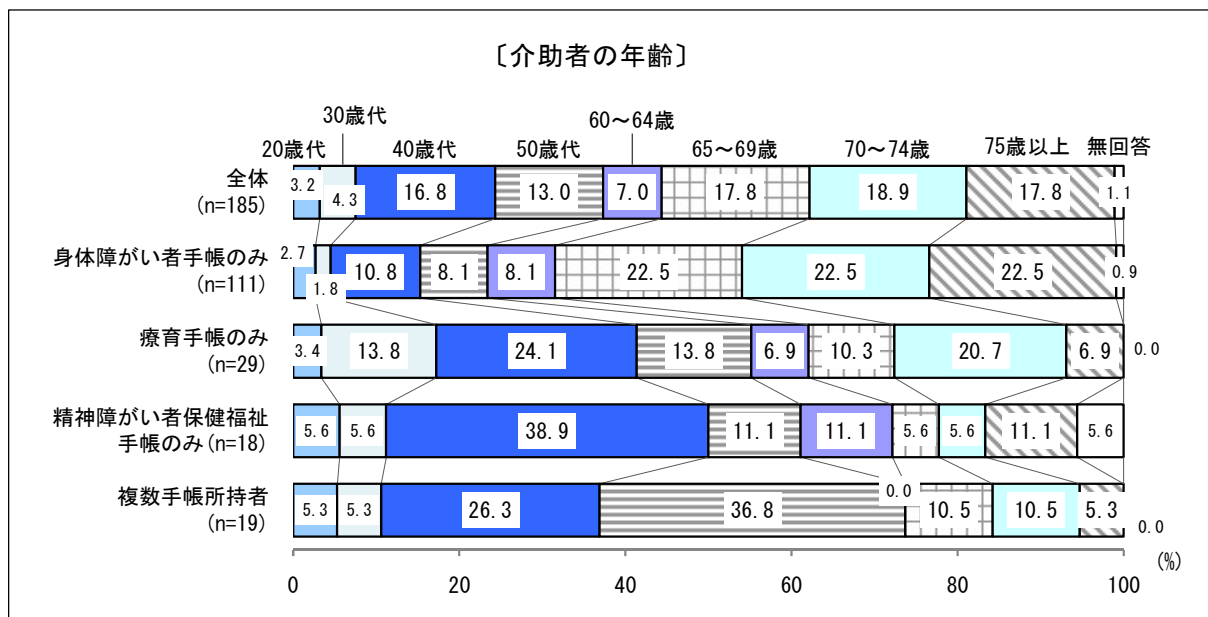


3 介助者への調査の主な結果

(1) 介助者の年齢について

介助者の年齢は、身体障がい者手帳のみ所持者は「65～69歳」と「70～74歳」、「75歳以上」が最も多く、療育手帳のみと精神障がい者保健福祉手帳のみ所持者は「40歳代」、複数手帳所持者は「50歳代」が最も多くなっています。

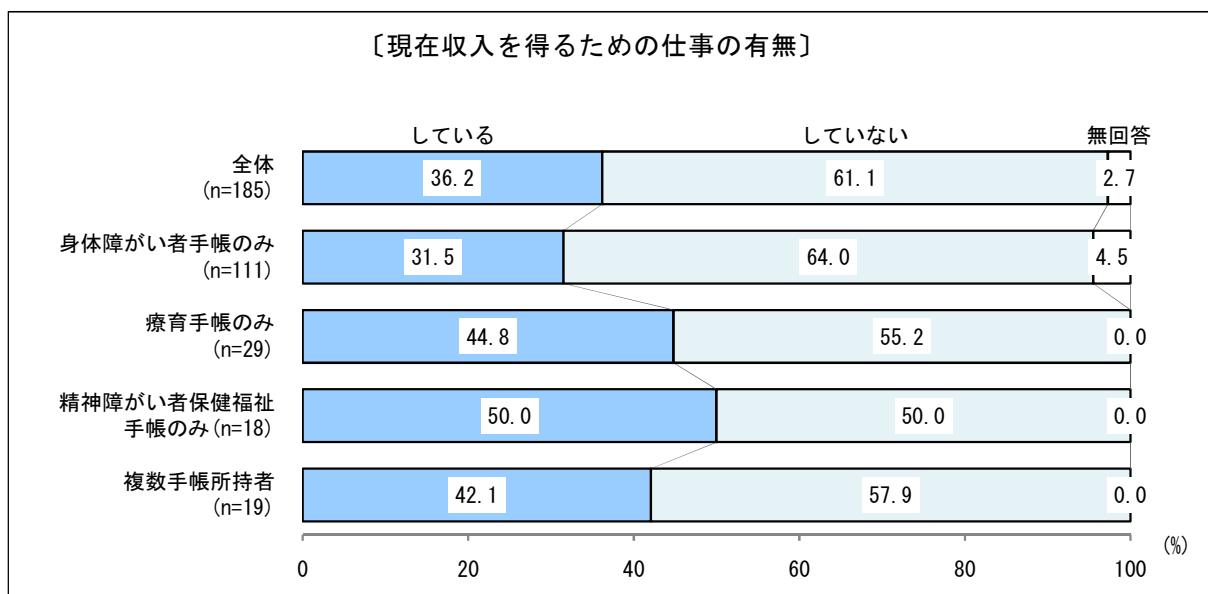
介助者の高齢化が進んでおり、障がい者本人への支援とともに、介助者の介護負担の軽減などを図るためのサービス・支援の充実が必要です。



(2) 介助者の就業について

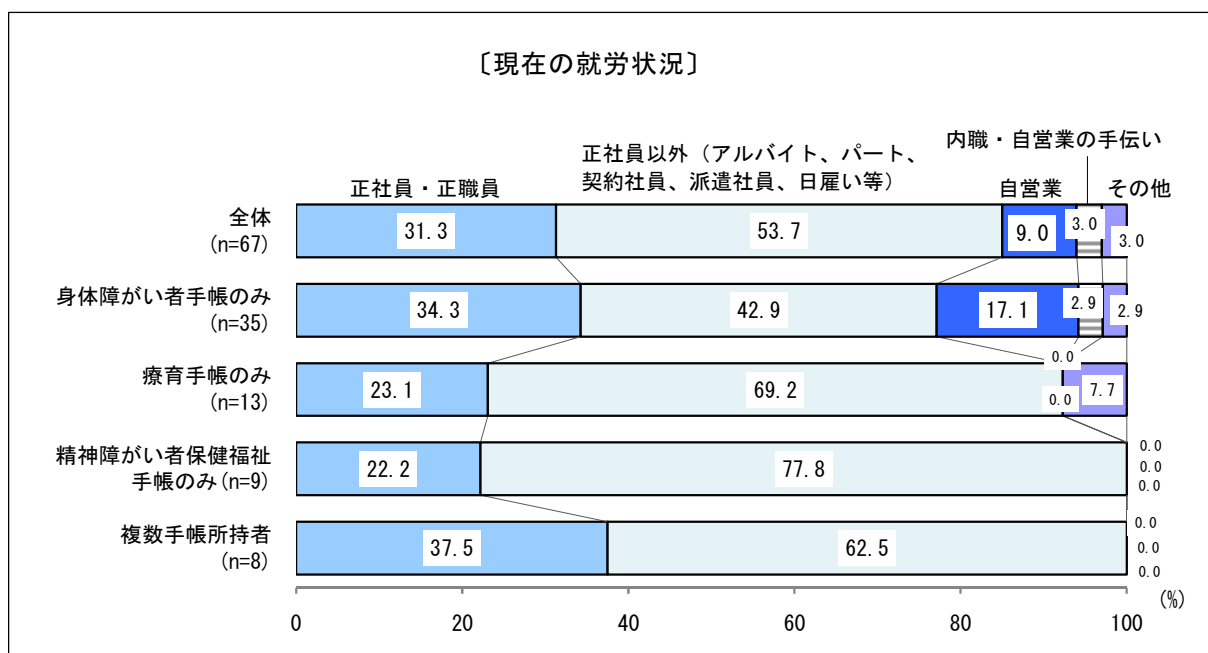
① 現在収入を得るための仕事の有無

現在収入を得るための仕事の有無は、精神障がい者保健福祉手帳のみ所持者以外は「していない」のほうが多く、精神障がい者保健福祉手帳のみ所持者は「している」と「していない」が50.0%ずつとなっています。



② 現在の就労状況

現在の就労状況は、いずれも「正社員以外（アルバイト、パート、契約社員、派遣社員、日雇い等）」が最も多く、精神障がい者保健福祉手帳のみ所持者が最も高くなっています。

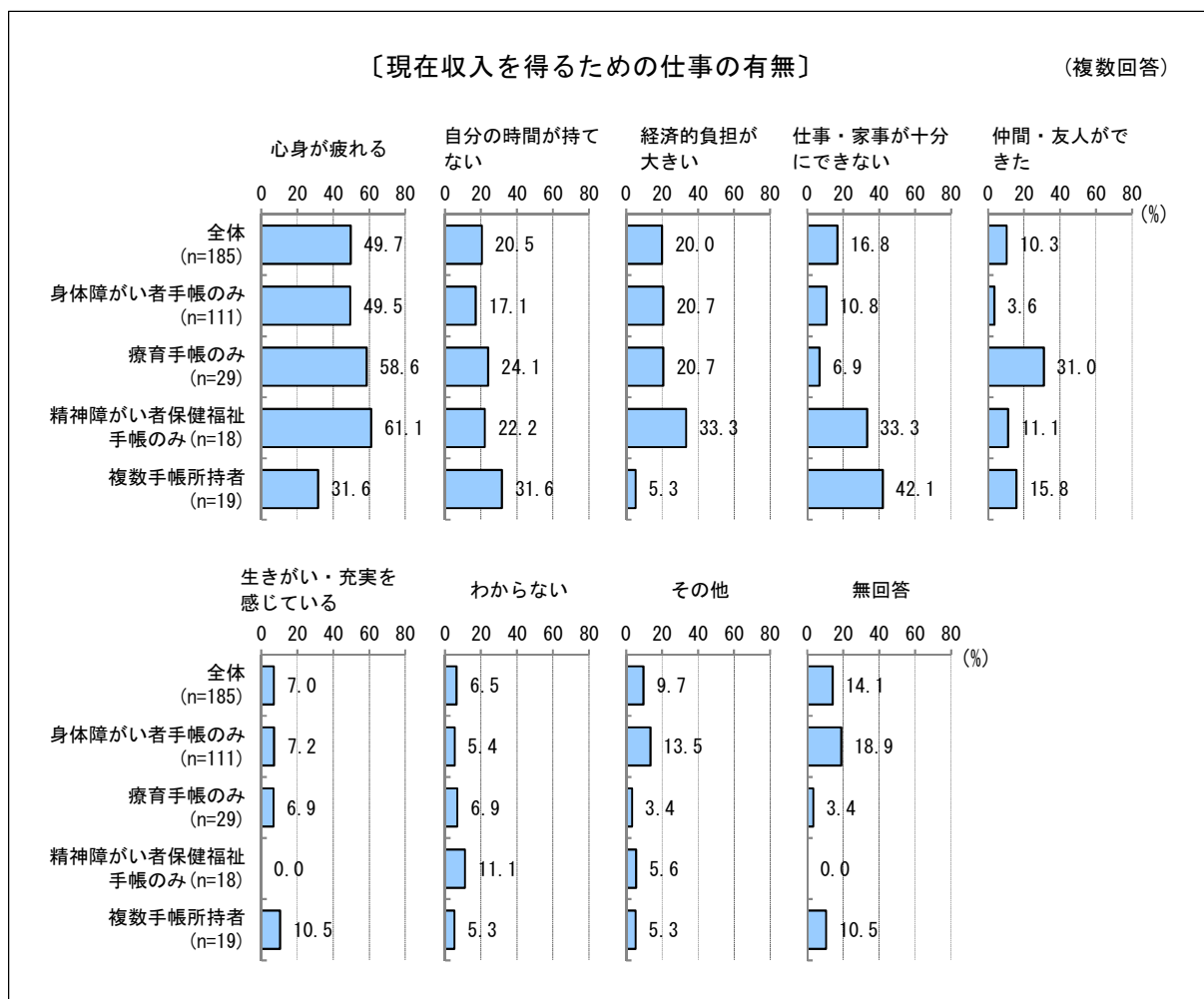


(3) 介助について

①介助についての感想

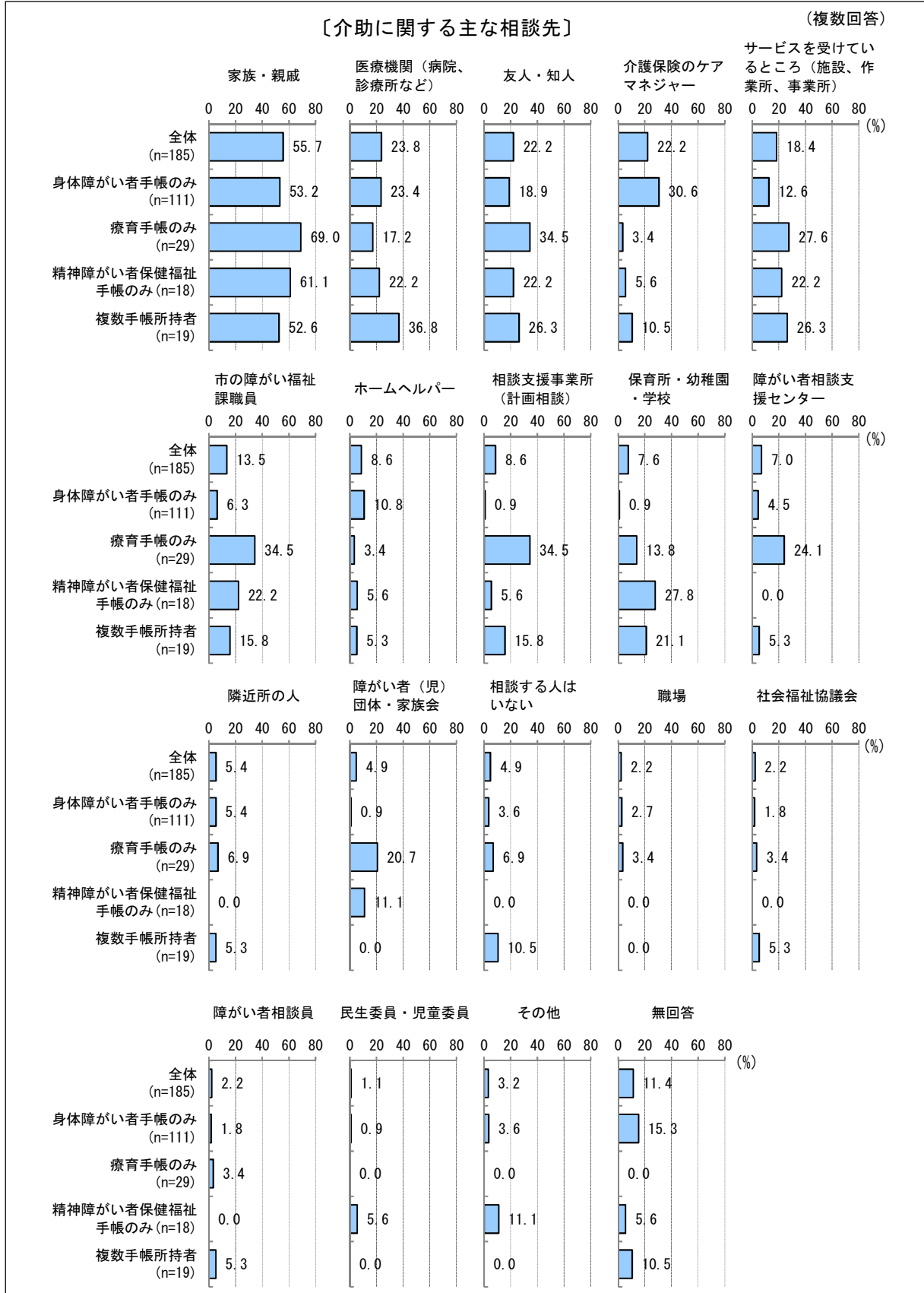
介助についての感想については、複数手帳所持者では「仕事・家事が十分にできない」が最も多くなっていますが、それ以外はいずれも「心身が疲れる」が最も多くなっています。

介護を理由とした離職の防止や、高齢による介護負担の軽減等を図る支援やサービスを充実し、介護者が在宅で安心して介護を続けられるようサポートしていく必要があります。



② 介助に関する主な相談先

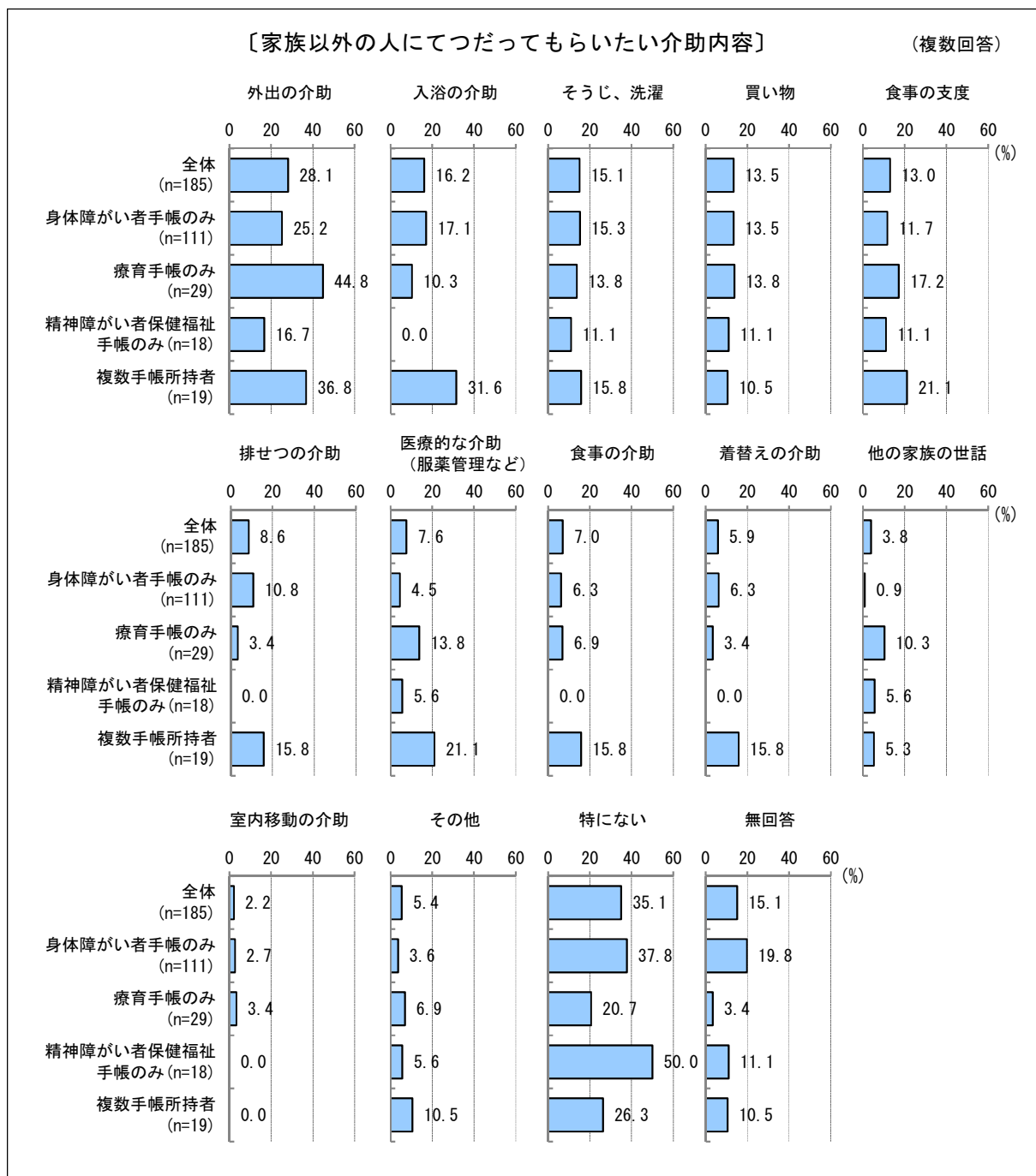
介助に関する主な相談先については、いずれも「家族・親戚」が最も多く、なかでも療育手帳のみ所持者が最も高い割合となっています。福祉サービスを円滑に利用することができるよう、障がいのある人やその家族、介助者等が抱える様々な不安や悩みを気軽に相談し、適切なサービスにつなぐことができる相談支援体制の充実が重要です。



③ 家族以外の人にてつだってもらいたい介助内容

家族以外の人にてつだってもらいたい介助内容については、いずれも「外出の介助」が最も多く、療育手帳のみ所持者が最も高い割合となっています。

介護者や障がいのある人が地域生活を続けられるよう、障がい福祉サービスや地域生活支援事業等の充実に取り組む必要があります。



第6節 グループインタビューから出た課題

1 グループインタビューの実施概要

アンケートでは把握しにくいと思われる、障がい児について、発達障がいについて、知的障がい者について、精神障がい者について、難病患者について、聴覚障がい者についての課題を把握するために、下記の7団体に、グループインタビューを実施しました。

団体名	日	回数	人数
四條畷市発達障がい親の会カラフル	平成29年5月16日	1	17
四條畷市障がい児親の会マカロニ	平成29年5月18日	1	5
四條畷市肢体不自由児父母の会	平成29年5月18日	1	4
第二夢丸工房に通う精神障がい者	平成29年6月7日	1	8
四條畷市難病患者の会たんぽぽの会	平成29年6月15日	1	8
四條畷市手をつなぐ親の会	平成29年6月17日	1	1
四條畷市身体障害者福祉会ろうあ部会	平成29年7月14日	1	5

2 グループインタビューでの解決すべき課題

関係団体等とのグループインタビューの結果、取り組むべき課題として次の事項があげられました。

(1) 周知・啓発について

■障がいのある人に対する理解のための啓発の徹底

- ・病気や障がいの理解をもっとしてほしい
- ・ヘルプマークをもっと広めてほしい

■制度の周知の徹底

- ・障がい福祉サービスや手当等々の制度をもっと知らせてほしい
- ・ホームページを充実してほしい
- ・ホームページで制度や必要書類を掲載してほしい
- ・制度申請時や手続き時にもっと情報提供をしてほしい

(2) 手続きについて

■手続きの簡素化や迅速な対応

- ・申請書等の記入が大変
- ・精神保健福祉手帳の有効期間等を通知してほしい
- ・各障がい者手帳ごとの適応開始時期を統一してほしい
- ・手帳等の交付を早くしてほしい

(3) 相談支援について

■相談場所の周知の徹底

- ・相談場所がわかりにくい
- ・学校でのトラブルの相談場所がほしい

■計画相談の充実

- ・相談支援事業所に計画策定してもらいたいが、待ち状態
- ・児童発達支援センターの障がい児相談支援の職員の人数を増やしてほしい

(4) 生活支援について

■移動への支援の充実

- ・タクシー等の移動に伴う費用の助成をしてほしい
- ・精神障がい者への交通機関の助成をしてほしい
- ・利用できる福祉タクシーを増やしてほしい

■グループホーム施設等の整備

- ・グループホームを増やしてほしい
- ・身体障がい者が利用できるグループホームを整備してほしい
- ・高齢になった親等が会いにいけるような身近なところに入所させたい
- ・親子で入所できる施設を希望

■就労支援の充実

- ・障がいのある人が就労しやすい場所をふやしてほしい
- ・通勤への支援をしてほしい

■その他の制度の充実

- ・親の病気、入院及び親亡き後の支援をしてほしい
- ・重度障がい者の入院中の介護が心配
- ・ひとり暮らし障がい者の夜間の支援が心配
- ・緊急通報装置の貸し出しをしてほしい
- ・ショートステイを利用させたい
- ・生活介護等のための出かける準備が大変
- ・家族（母）がしているような世話がなかなか得られない

■金銭管理への支援の充実

- ・お金の管理が心配
- ・だまされやすい
- ・間違っゲーム等で課金してしまう

■コミュニケーション支援の充実

- ・聴覚障がい者サロンを充実してほしい
- ・市役所にテレビ電話の配置してほしい
- ・手話で話したい
- ・便利なアプリ活用のためのタブレットを配布してほしい
- ・研修会等の情報提供をしてほしい

■災害時の支援の充実

- ・親子共に過ごしたい
- ・避難所に、電動車いす等でも移動できるスペースを確保してほしい
- ・聴覚障がい者同士で集まりたい
- ・手話通訳士がわかるようにしてほしい

■その他

- ・障がい年金額を上げてほしい
- ・障がいのある人の出会いの場や結婚の機会を作してほしい
- ・旅行にもっと行きたい
- ・スポーツ大会を楽しみにしている
- ・親支援（親が子どもにかまいすぎの場合もある）も必要

(5) 医療について

■医療機関の充実

- ・発達障がいや難病の診断できる医療機関が少ない
- ・大学病院など遠方の病院に行かざるを得ないこともあり、受診が遅れ、悪化したりする

■病院のバリアフリー情報の発信

- ・段差があり、通院しにくい

■医療機関における障がいのある人に対する理解

- ・混んでいるので待てない
- ・注射をこわがる
- ・歯科の診察台に座れない
- ・障がいのある人に対する配慮に差があるなどで受診しにくい

■リハビリテーション実施医療機関の整備

- ・言語聴覚士のいる医療機関が少ない
- ・リハビリテーションや体の調子を定期的に見てほしい

■予防等の充実

- ・食べるのがすき、好きなものばかり食べる、運動しにくいなどで体重管理が難しい
- ・歯磨きを嫌がる

■入院中の支援の充実

- ・親が高齢になったりした場合入院中の世話が大変

■医療費助成の充実

- ・精神障がいのある人にも障がい者医療費助成をしてほしい

(6) 団体等への支援の充実

- ・障がい者団体への支援を充実してほしい
- ・活動場所を提供してほしい

(7) 障がい児への支援の充実

■相談支援の充実

- ・ 18 歳までの相談を充実してほしい
- ・ 学校でのトラブルの相談場所がほしい
- ・ 児童発達支援センターの計画相談の人員を増やしてほしい
- ・ 児童発達支援センターに心理士をもっと配置してほしい
- ・ 児童発達支援センターに言語聴覚士 (ST) を配置し相談をしてほしい
- ・ 保健師や心理士の担当変更を避けてほしい
- ・ 障がい福祉課窓口での説明や相談を充実してほしい

■保育所等の支援の充実

- ・ 保育所等訪問支援をなかなか受けられないので、もっと充実させてほしい
- ・ 保育所での加配をきちんとつけてほしい

■児童発達支援センターの充実

- ・ 児童発達支援センターでの理学療法士 (PT)、作業療法士 (OT) のリハビリテーションの回数や対象をもっと増やしてほしい
- ・ 児童発達支援センターに言語聴覚士 (ST) を配置し療育を受けたい
- ・ 児童発達支援センターで、中学部・高等部などの放課後等デイサービスを実施してほしい
- ・ 児童発達支援センターの名称をわかりやすくしてほしい

■発達障がい児に特化した支援の充実

- ・ 自閉症療育センターを複数年利用できるようにしてほしい
- ・ 発達障がい児に特化した施設を整備してほしい
- ・ 発達障がい児の放課後の過ごし方を充実させたい

■放課後等デイサービスの質の向上

- ・ リハビリを実施してほしい
- ・ ソーシャルスキルトレーニングを実施してほしい
- ・ アドバイザーの巡回をしてほしい
- ・ 言語聴覚士 (ST) の巡回をしてほしい

■関係者の連携の強化

- ・ 計画相談のサービス担当者会議をして各担当の理解が深まった
- ・ 個別の教育支援計画の引継ぎをしてほしい
- ・ 障がい児支援計画と教育支援計画のすり合わせをしてほしい

■通学支援の充実

- ・ 要件を拡充してほしい (兄弟への支援で通学の支援が出来ない場合など)

■移動支援の拡充

- ・ 習い事への送迎を認めてほしい

■障がいの理解の促進

- ・文面で伝えると分かりやすい
- ・サポートブックの作成（ホームページでダウンロードできる）
- ・サポートブックの作り方の講習会をしてほしい

■親の会への支援・親支援の充実

- ・親の会の啓発・紹介をしてほしい
- ・親の会等で会議室を使わせてほしい
- ・障がいを受け入れるには時間がかかる
- ・ペアレントトレーニングを実施してほしい

第7節 計画推進にあたっての主要課題

アンケートやグループインタビュー調査の結果などから、共生社会の実現のために、第3期計画において解決に向け取り組むべき主要課題を次のとおり整理しました。

主要課題1 障がいの有無に関係なく互いの権利を尊重し守る意識・態度の育成

障害者基本法の目的は、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」(第1条)であり、障がいの有無に関係なく、互いの個性を尊重し合いながら共に生きる社会の実現が必要不可欠です。

アンケート調査の結果では、学校・職場・地域などに関係なく、障がい者に対する差別や偏見が今なお存在し、いじめや虐待、体罰・差別的な言動など何らかの権利侵害を受けている障がい者は少なくありません。特に知的障がい者や精神障がい者でそのような行為を受けているケースが多い傾向がみられます。

障がいや障がい者に対する理解を深めることについては、障がいの種別に関係なく、「学校における福祉教育の充実」が多く、これと並んで知的障がい者では、「障がいや障がい者に関する広報・啓発の充実」や「障がいのある人との交流を通じての理解と参加の促進」などが多くなっています。

平成28年4月から障害者差別解消法が施行され、障がいの有無によって分け隔てられることがない共生社会の実現に向け、意識面を含め、日常生活や社会生活において障がいのある人の社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くことが求められています。そのためには、人権に関する教育・啓発の充実・強化をはじめ、学校園等における福祉教育の実践を通して障がいのある人や人権に対する理解を一層深める機会の充実、障がいのある人の権利を守る取組の強化が必要です。

一方、互いの権利を尊重し守る意識を培うには、障がいのある人もない人もそれぞれが当事者として参画し、人権尊重に対し理解を深め配慮する態度を育てていくことが必要です。

主要課題2 障がい特性に応じた教育・療育の充実とライフステージを見通した切れ目のない支援

学校・幼稚園・保育所(園)などにおいては、「ともに学び、ともに育つ」ことを基本に障がいのある児童・生徒一人ひとりの課題に配慮した適切な教育・保育が行われるよう体制の充実を図るとともに、発達障がい等に対する理解を深めるため、障がいのない児童・生徒や地域の人々との交流に努めていくことが重要です。

アンケート調査の結果では、障がいのある児童・生徒に望ましい就学環境として、身体障がい者と複数手帳所持者では「普通学校で他の児童・生徒と同様の教育やサポートが得られる環境」が、知的障がい者と精神障がい者では「普通学校の支援学級で専門的

な教育やサポートが得られる環境」がそれぞれ多くなっています。また、障がいのある児童・生徒の教育・育成に関して必要なこととして、「障がいのある児童・生徒の保護者に対する精神的な支援」（精神障がい者）や「児童・生徒の個々のニーズに応じた学習指導の充実」（複数手帳所持者）が多く、知的障がい者では「学習サポート体制が不十分」や「学習において障がい特性に応じた配慮がない」といった意見が多くなっています。

学校・幼稚園・保育所（園）等では、障がいのある児童・生徒一人ひとりの特性やニーズに配慮した教育・保育を行うとともに、教職員の資質向上に努めることが必要です。

また義務教育終了後は、それまでの支援が途切れてしまいがちです。障がい者施策は、障がいの状況や特性に応じ、保健・医療・福祉、生活環境、就労など多岐の分野に分かれ、また多様な担い手によって提供されています。障がいのある人が、ライフステージの各段階において、本人が希望する暮らし方の実現に向けた支援を受けるためには、本人・家族を含むサービスの主体が分野間の調整を互に行い、迅速・適切なサービスの提供につなげていくことが重要です。そのため、障がいのある児童・生徒の将来を見据え、すべてのライフステージを通じて切れ目のない継続的な支援の推進という視点に立って取り組むことが必要です。

主要課題3 障がい者一人ひとりがいきいきと活動できる環境づくり

障がいのある人の就労を困難にしている背景として、職場での障がいに対する理解不足や障がいのある人を受け入れることに理解を示す企業・事業所がまだまだ少ないことが考えられます。

アンケート調査の結果では、働き続けるために望むこととして、身体障がい者では「いろいろな働き方（短時間勤務、フレックス勤務など）を認めてほしい」が、複数手帳所持者では「職場において、仕事のやり方をサポートしてほしい」がそれぞれ最も多くなっています。また、知的障がい者と精神障がい者では「障がいなどで、できる仕事がない」が働いていない理由で最も多く、就労の継続のためには、知的障がい者・精神障がい者とも「自分の障がいや病気のことを職場に理解してほしい」が多くなっています。障がい者の雇用への理解と積極的な雇用への取組みについて企業・事業所に働きかけていくことが必要です。

また、ふだんの生活の中で、自ら積極的に社会参加をしたり他者と交流する活動を行ったりすることは、生活の豊かさを向上させる上で大変重要なことです。アンケート調査の結果では、障がい者が参加したい地域の行事や活動は、「趣味やスポーツなどのサークル活動」（身体障がい者・複数手帳所持者）や「自治会活動・祭りなど地域の行事」（知的障がい者と精神障がい者）が多くなっています。

就労だけでなく、地域活動や趣味・スポーツ活動など、障がい者一人ひとりが自分なりにいきいきと活動できる取組みを見つけ、地域とつながりを持ちながら、障がい者一人ひとりが生活に充実を感じることができるよう支援していく必要があります。

主要課題4 障がい者に寄り添ったサービスの提供や相談支援体制の充実

アンケート調査の結果では、今後希望が多い暮らし方として、精神障がい者は「ひとりで暮らしたい」が、知的障がい者と複数手帳所持者は「仲間と地域で共同生活がしたい（グループホームなど）」が、身体障がい者は「配偶者（妻または夫）や子どもと暮らしたい」がそれぞれ最も多く、障がいの種別により希望する暮らし方への考え方は様々あることがうかがえます。また、このような暮らしを実現するためには、知的障がい者は「金銭管理や生活上の法的手続き等支援する制度が充実していること」が、精神障がい者は「周囲の障がいに対する理解や配慮があること」が、複数手帳所持者は「日常生活の介助や支援が充実していること」などが多いほか、各障がいの特性により必要とする支援ニーズは多岐にわたっています。

障がいのある人が施設や病院等から移行し、また家族などと住み慣れた地域で生活を継続するとともに、親亡き後の安心した生活を保障するためには、障がい者の生き方や暮らし方等のニーズに対応した障がい福祉サービスや地域生活支援事業等による支援をはじめ、生活基盤の安定に向けた経済的援助など、多様なサービス・支援の充実が必要です。

さらに、知的障がい者や精神障がい者では、「障がいのある人の立場に立った相談支援体制の整備」への要望が多く、障がいのある人やその家族、介助者等に寄り添いながら相談に応じることができる体制の充実のほか、相談に対応する相談員の資質の向上などが必要です。

主要課題5 障がい者にとって安心・安全な地域づくり

障害者基本法に明記されている障がいのある人にとって障壁となるような事物・制度・慣行・観念など、障がいのある人に対するあらゆる障壁を取り除く考え方を踏まえ、誰にとってもやさしいまちづくりをめざした暮らしやすい生活環境の整備が引き続き必要です。

アンケート調査の結果では、「建物の設備（階段、トイレ、エレベーターなど）が不便」（身体障がい者）や「通行車両（自動車や自転車など）が危ない」「切符の買い方や乗換えの方法がわかりにくい」（知的障がい者）、「周囲の目が気になる」や「公共交通機関（バス・電車など）が利用しにくい」「困ったときに周囲の人の手助けがない（またはお願いしにくい）」（精神障がい者）など、外出移動について支障を感じている状況がうかがえます。障がいのある人に外出の機会を継続的に提供し活発な社会生活を送るための支援の充実を図っていくことが重要であり、引き続き障がいのある人の視点に立って移動しやすい空間の整備に取り組む必要があります。

また、近年地震をはじめ風水害等の災害がしばしば発生し、ひとりで避難したり近隣に助けを求めたりすることが困難な障がい者は少なくないと考えられます。アンケート調査の結果では、障がい者が災害発生時に支援してほしいこととして、身体障がい者は「災害情報を知らせてほしい」が、知的障がい者は「障がいのある人を対象とした福祉避難所を利用したい」が、精神障がい者は「必要な治療や薬を確保してほしい」が、複

数手帳所持者は「避難場所までの避難を支援してほしい」がそれぞれ多く、災害発生時における障がい者への配慮が課題となっています。

一方、障がい者自身の地域との関わり方についての考え方をみると、精神障がい者は「地域の人と心から打ち解けられる関係を築きたい」が、それ以外の障がいでは「いざという時のためにも隣近所の付き合いを大切にしたい」が最も多くなっています。障がい者が災害弱者となったり犯罪に巻き込まれたりしないよう、地域での見守りや助けあいの関係づくりを強化する必要があります。このような関係づくりを通じて、災害や犯罪から障がい者を守る地域のネットワークの構築を進め、障がい者が安心・安全と感じる地域づくりを推進する必要があります。

第8節 施策の方向性

1 推進する施策

本計画では、次にあげる分野ごとに障がいのある人に対する施策の総合的かつ体系的な推進を図ることで、すべての人々を社会の一員として迎え入れ、ともに生きる共生社会の実現に向け取り組みます。

(1) 差別の解消及び権利擁護等の推進

障がいに対する理解が一層進み、障がいのある人が地域で安心・安全に暮らし続けていけるよう、障がいに対する偏見や差別を解消することが重要です。

そのため、障がいのある人の基本的人権を守るため、権利擁護に努めるとともに障がいのある人への虐待防止を推進します。

また、障がいの有無に関わらず、地域でともに生きる「共生」の理念を一層浸透させるため、家庭や地域、学校、職域などあらゆる場において、市民、障がい者団体や関係機関、行政等、様々な主体の連携・協働のもと、障がいに対する正しい理解を深めるための広報・啓発活動を推進していきます。

(2) 一人ひとりの個性や可能性を育む環境の整備

障がいの有無に関係なく、本市の子どもたちが地域でともに学び育つことができる環境は、その子の将来の生活を豊かにするだけでなく、障がいを理解し、共生の理念を育むためにも重要です。

そのため、保育所や幼稚園、認定こども園、小中学校、特別支援学校が互いに連携しながら、ともに学ぶ場を充実し、障がいの状況等に応じて、一人ひとりの個性や可能性をともに伸ばす教育・保育・発達支援の推進を図ります。

(3) いきいきと活躍できる環境づくり

障がいのある人が地域でいきいきと働いたり、多様な場に社会参加し活躍したりできる環境が身近にあることは、障がいのある人が主体的に生きがいのある生活を送ることにとって大変重要です。

雇用・就労については、ハローワークや障がい者就業・生活支援センターと連携しながら公的機関や民間事業所での雇用を促進するなど、障がいのある人の就業の拡大に努めます。

また、外出やコミュニケーションへの支援などを通じて、スポーツ・文化・レクリエーション活動などの幅広い活動に参加できるよう条件整備を行い、障がいのある人一人ひとりの個性や能力を最大限に発揮できる環境づくりに努めます。

(4) 生活の質（ＱＯＬ）を高める生活支援の推進

障がいのある人が可能な限り住み慣れた地域で生活できるよう、心身の健康の保持・増進をはじめ、障がいのある人の日々の生活を支援し、介護者の負担軽減を図る取組が重要です。

そのため、障害者総合支援法に基づく自立支援給付、地域生活支援事業の生活支援サービスの充実に努めるほか、ライフステージに応じた適切な支援を提供することで二次障がい等を予防します。

また、地域の様々な社会資源を活用しながら、質・量ともに十分なサービス提供体制の充実に努め、障がいのある人一人ひとりの「生活の質（ＱＯＬ）」の向上を図ります。

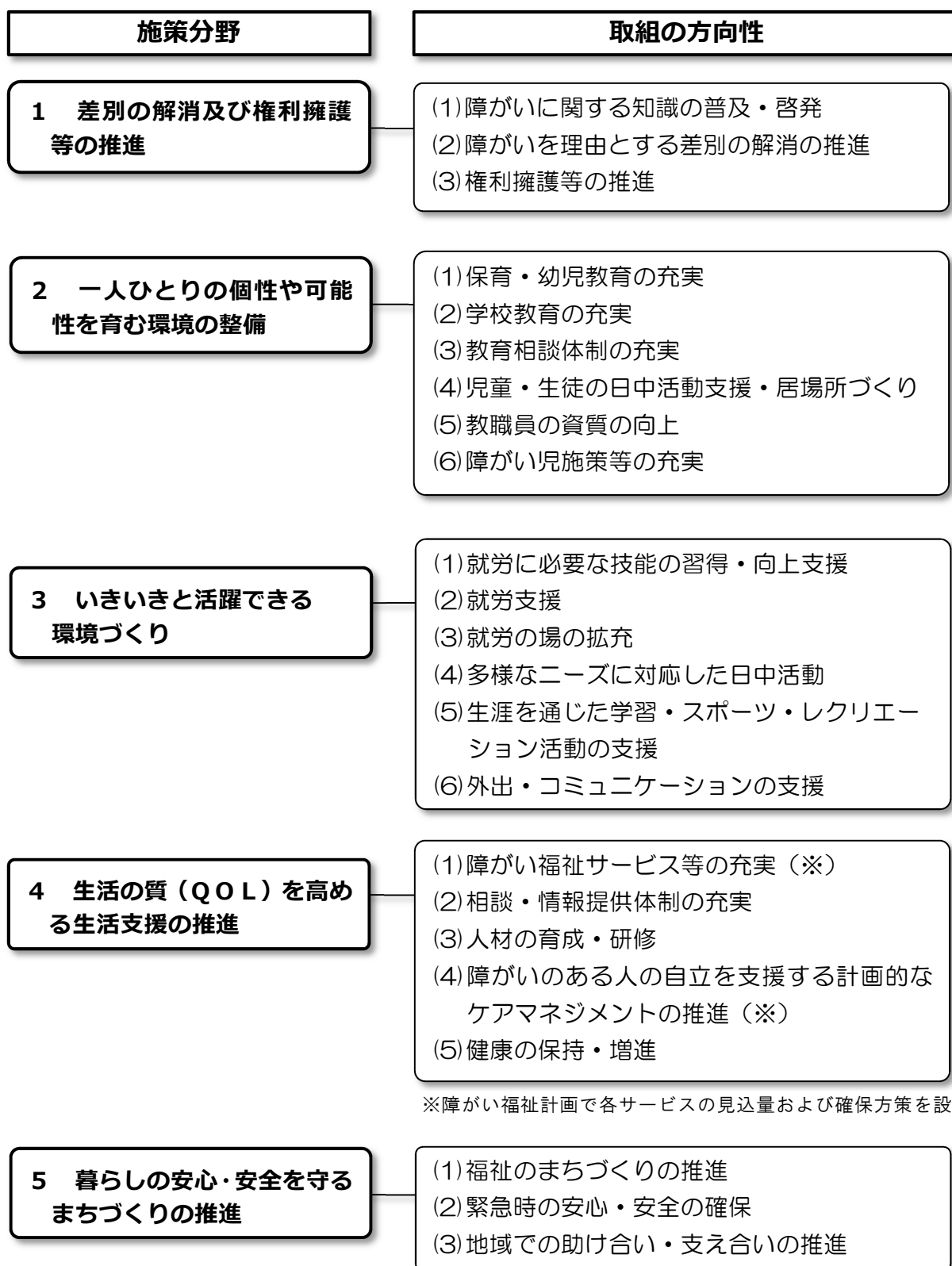
(5) 暮らしの安心・安全を守るまちづくりの推進

障がいのある人が地域で安心・安全に暮らしていけるよう、防犯や交通安全、防災などの面での配慮のほか、バリアフリーやユニバーサルデザインの視点に基づく生活空間の整備が重要です。また、今日の情報化社会では、インターネットやソーシャルネットワーキングサービス（ＳＮＳ）等を使った情報収集や情報発信が盛んに行われ、情報・コミュニケーション面でのバリアフリー化、情報利用におけるアクセシビリティの向上が求められています。

障がいの有無に関係なく、すべての市民がその能力を最大限に発揮しながら、自分らしくいきいきと生活できるよう、建物、移動、情報、制度、慣行、心理などハード・ソフト両面にわたる社会のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化に努めます。

また、地域ぐるみで障がいのある人の安心・安全を支え見守るネットワークの強化を図ります。

2 施策の体系図



※障がい福祉計画で各サービスの見込量および確保方を設定

第4章 分野別の具体的な取組

施策分野1 差別の解消及び権利擁護等の推進

【取組の内容】

(1) 障がいに関する知識の普及・啓発

家庭や地域、学校等、あらゆるところで、すべての市民が互いに尊重しあい、障がいへの正しい理解を深めるため、さまざまな媒体の活用や多様な機会を通じて、障がいに関する知識の普及・啓発を推進します。

施策（担当課）	内容・実施方針
人権行政基本方針に基づく取組 (人権政策課)	「四條畷市人権文化をはぐくむまちづくり条例」に基づき、人権に関する施策における市の責務と市民の役割を定めた「人権行政基本方針」および「行動計画」のもと、相談事業・啓発事業を実施し、すべての市民の人権が尊重される人権文化豊かな社会の実現に向けた取組を推進します。 【実施方針】継続
人権啓発講座の実施 (人権政策課)	市民や職員に対して効果的な啓発事業を実施し、障がいのある人への理解を促進するとともに、障がいの有無に関わらず参加できる事業を企画し実施します。 【実施方針】継続
障がい者理解促進事業の実施 (障がい福祉課)	広く市民が障がいに関する理解と知識を深め、誰もが互いを尊重しあい、共に助け合い、支え合いながら暮らせるまちづくりをめざして、障がい者理解促進事業を行います。 【実施方針】継続

(2) 障がいを理由とする差別の解消の推進

障がいのある人に対する差別を解消し、ともに学び、ともに働き、ともに暮らす共生社会を実現するため、啓発活動を充実するとともに、全庁的な取組を推進します。

施策（担当課）	内容・実施方針
障がいのある人に対する差別解消に関する啓発活動 (障がい福祉課)	地域住民や事業者等に対する啓発活動を行い、差別の解消に努めます。 【実施方針】継続

施策（担当課）	内容・実施方針
障がいのある人に対する差別に関する相談窓口の周知 (障がい福祉課)	障がい福祉課、障がい者相談支援センター、人権政策課等で、障がい者差別に関する相談に対応し、そのことを、市民に周知します。 【実施方針】 継続
障がい者差別解消支援地域協議会の機能強化 (障がい福祉課)	障がい者差別解消の取組を推進するため、必要な情報を共有し、障がいのある人からの相談および当該相談に係る事例を踏まえた障がいを理由とする差別を解消するための取組や関係機関の連携および協力体制の構築を図るため設置している、障がい者差別解消支援地域協議会の機能の強化を図ります。 【実施方針】 拡充
職員対応要領等の推進 (人事課)	障害者差別解消法に基づき、職員が「不当な差別的取り扱いの禁止」および「合理的配慮の提供」等について適切に対応するため、職員対応要領の推進に努めます。 【実施方針】 継続
障がい者差別解消法関係課会議の設置 (障がい福祉課)	障がい者差別解消の関係課会議を設置し、障がい者差別の解消の取組を推進します。 【実施方針】 継続

(3) 権利擁護等の推進

障がいのある人がその権利を侵害されることなく、地域で安心して生活できるよう、成年後見制度の周知及び利用促進に努めるとともに、地域で見守り支える仕組みづくりを推進します。また、障がいのある人に対する虐待防止対策を推進します。

施策（担当課）	内容・実施方針
成年後見制度の周知と利用啓発 (障がい福祉課)	判断能力の低下した高齢者や知的障がい者、精神障がい者の権利と財産を守る成年後見制度が身近なものとして活用されるよう、制度の周知や利用のための啓発を行います。また、個別相談への対応など、事業の充実を図ります。 【実施方針】 継続
成年後見制度利用支援事業の活用 (障がい福祉課)	判断能力が不十分な障がいのある人に対し、成年後見制度を円滑に利用できるようにするため、必要に応じ市長による審判の申立てを行うとともに、成年後見人等の報酬の一部を助成します。 【実施方針】 継続

施策（担当課）	内容・実施方針
法人後見制度・ 市民後見支援事業 （障がい福祉課）	<p>障がいのある人の権利擁護を図るため、成年後見制度における後見等の業務を適正に行える法人を確保できる体制整備や市民後見人の養成について検討を進めます。</p> <p>【実施方針】新規</p>
日常生活自立支援事業 の促進 （生活福祉課、社会福祉 協議会）	<p>判断能力の不十分な高齢者や知的障がい者、精神障がい者に対し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などの生活援助など、社会福祉協議会が実施する「日常生活自立支援事業」の利用を促進します。</p> <p>【実施方針】継続</p>
障がい者虐待防止対策 の推進 （障がい福祉課）	<p>虐待を未然に防止するため、市民や事業所等に対して、障害者虐待防止法等を周知します。</p> <p>障がいのある人やその家族などが孤立することのないよう、必要な福祉サービスの利用を促進するなど養護者の負担軽減を図ります。</p> <p>虐待の早期発見や早期対応、緊急一時保護のための居室の確保など、障がい者施設等関係機関との協力体制を充実します。</p> <p>【実施方針】継続</p>
障がい者虐待防止 センターの設置と 周知 （障がい福祉課）	<p>障がい者虐待防止センターを設置し、障がい者虐待の防止及び早期発見、虐待を受けた障がいのある人の迅速かつ適切な保護、養護者に対する適切な支援を行います。また、関係機関との連携を強化するとともに、障がい者虐待相談窓口について周知します。</p> <p>【実施方針】継続</p>

施策分野 2**一人ひとりの個性や可能性を育む環境の整備****【取組の内容】****(1) 保育・幼児教育の充実**

障がいの有無にかかわらず、ともに遊び学ぶ機会を充実し、互いに豊かな人格形成を目指した保育・幼児教育を推進します。

また、関係機関と連携し、早期から療育指導や教育相談などを受けることができるよう、継続した支援体制の充実を図ります。

施策（担当課）	内容・実施方針
障がい児保育 （子ども政策課）	<p>四條畷市子ども・子育て支援事業計画に基づき、子育てと仕事の両立支援や育児の負担感を軽減するための子育て支援を推進するとともに、公立・民間保育園や認定こども園等において、障がいのある児童の健やかな成長を支援するための障がい児保育を行います。また、保育士の加配等による体制の充実を図ります。</p> <p>【実施方針】継続</p>
幼稚園の優先入園 （子ども政策課）	<p>障がい児の公立認定こども園への優先入園を行います。</p> <p>障がい児に対する介助員の配置は、特別支援教育支援事業に基づき、適切な配置となるよう努めます。</p> <p>【実施方針】継続</p>
特別支援教育コーディネーターの指名、特別支援教育園内委員会の設置、個別支援計画に基づく指導 （学校教育課）	<p>公立認定こども園において、特別支援教育コーディネーターを指名するとともに、特別支援教育園内委員会を設置し、教職員や保護者からの相談に応じたり、障がい児や特別な支援を必要とする幼児一人ひとりに対して「個別の指導計画」に基づく指導を行うことで、特別支援教育の推進を図ります。</p> <p>【実施方針】継続</p>
関係機関の連携 （子ども政策課）	<p>子育て総合支援センター、児童発達支援センター、保健所、保健センター、認定こども園、保育所(園)、幼稚園が連携し、支援を行います。入所、入園後の発達相談やリハビリテーションなどの支援体制の充実、個別の指導計画作成の支援に取り組みます。</p> <p>【実施方針】継続</p>

(2) 学校教育の充実

障がいのある児童・生徒と障がいのない児童・生徒が「ともに学び、ともに育つ」という教育理念を基本に、児童・生徒の発達状況に応じた適切な教育内容・指導方法を取り入れながら、生きぬく力を育むことができる教育環境を充実します。

施策（担当課）	内容・実施方針
学校支援員・介助員の配置 （学校教育課）	特別支援教育体制推進事業により、各小・中学校に学校支援員や介助員を配置し、特別な支援を必要とする児童・生徒の支援を行います。また、学校支援員・介助員の配置体制の充実に努めます。 【実施方針】継続
肢体不自由児水泳介助員の配置 （学校教育課）	肢体不自由児が水泳の授業を受ける際、各学校からの要請に応じて介助員を配置します。また、介助員の配置体制の充実に努めます。 【実施方針】継続
特別支援教育就学奨励費制度 （学校教育課）	特別支援教育への就学のため必要な経費の一部を、保護者からの申請に基づき、所得等に応じて支給します。 【実施方針】継続
特別支援教育コーディネーターの指名および校(園)内委員会 （学校教育課）	各学校園において特別支援教育コーディネーターを指名するとともに特別支援教育校(園)内委員会を設置し、教職員や保護者からの相談に応じたり、障がい児や特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒一人ひとりに対して「個別の指導計画」に基づく指導を行うことで、特別支援教育の推進を図ります。 【実施方針】継続
個別の指導計画策定 （学校教育課）	特別支援学級に入級している児童・生徒に対して、一人ひとりの状態に応じた個別の指導計画を策定します。 就学前施設と家庭から小学校、小学校から中学校、中学校から次の進学先へと、有効な支援方法を個別の支援計画に記入・活用することにより、より継続性のある支援体制づくりに努めます。 【実施方針】継続
つながりシート・サポートシートの活用 （学校教育課）	子どもの得意なところががんばれるところ、保護者の願いや相談機関の情報、保育所・幼稚園・学校での具体的な支援などを、進学先に丁寧に引き継ぐため、つながりシート・サポートシートを活用します。 【実施方針】継続
学校施設のバリアフリーの推進 （教育総務課）	ノーマライゼーションの理念のもと、学校施設のバリアフリーを計画的に推進します。 【実施方針】継続

(3) 教育相談体制の充実

障がいのある児童・生徒一人ひとりが社会の一員として、生涯にわたって主体性を発揮し、生きがいのある生活を送ることができるよう、障がいの状況やライフステージを見通した適切な支援及び教育を実施することができるよう、関係機関と連携した教育相談体制を充実します。

施策（担当課）	内容・実施方針
就学相談 （学校教育課）	<p>小学校への就学を控えた幼児と保護者に対して、保育所（園）、幼稚園、認定こども園、児童発達センター、保健所との連携を図りながら、就学相談の周知を行うとともに、学校見学や保護者相談、特別支援学校や特別支援学級に関する情報の提供などを行います。</p> <p>【実施方針】継続</p>
巡回相談 （学校教育課）	<p>就学前施設、小・中学校に通園・通学している幼児・児童・生徒一人ひとりに応じた保育内容、授業内容の実施を目指し、市の特別支援教育リーディングスタッフなどで構成された専門家チームによる巡回相談を市内の就学前施設、小・中学校において行います。</p> <p>【実施方針】継続</p>
児童家庭相談 （子育て総合支援センター）	<p>18歳未満の児童の子育てに関する相談全般を受け付け、障がいに関する相談に応じます。必要に応じて保健センターや児童発達センター、保健所、中央子ども家庭センターでの専門相談の紹介も行います。</p> <p>【実施方針】継続</p>
教育相談 （学校教育課）	<p>子どもの不登校や問題行動などに対して、全中学校区にスクールカウンセラーを配置し、相談室を設け対応しています。</p> <p>また、教育センター内には教育相談室を配置し、子どもの教育に関する悩みや問題について、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、臨床心理士等の専門家が相談にあたります。</p> <p>【実施方針】継続</p>
特別支援学校との連携 （学校教育課）	<p>特別支援学校地域支援コーディネーターにより、各学校園から寄せられた教育相談に対して学校訪問支援・支援学校見学・研修等を行います。</p> <p>【実施方針】継続</p>

(4) 児童・生徒の日中活動支援・居場所づくり

障がいのある児童・生徒が、放課後や夏休み等の長期休業期間中に安全に生活を送ることができるよう、日中活動のための機会の提供や居場所の充実を図ります。

施策（担当課）	内容・実施方針
<p>なわてふれあい教室 (地域教育課)</p>	<p>全学年の小学生を対象に、授業終了後の市立小学校内の余裕教室等を活用し放課後の児童の居場所づくりを行い、支援の必要がある児童には支援員を配置します。</p> <p>市立小学校以外の支援学校等に通学する児童の受け入れや障がい児が優先的に入室できる配慮を行います。</p> <p>また、従事する職員に対して、障がいに関する研修への参加を促し、職員の資質の向上を図ります。</p> <p>今後も、「放課後子どもプラン」に基づき、放課後子ども教室と放課後児童クラブの一体化を図り、教育と福祉の連携のもと、総合的な放課後対策の充実を図ります。</p> <p>【実施方針】 継続</p>
<p>放課後子ども教室 (地域教育課)</p>	<p>全学年の小学生を対象に、授業終了後の市立小学校内の余裕教室等を活用し放課後の児童の居場所づくりを行い、支援や見守りが必要な児童については、安全管理員などのスタッフの増員やふれあい教室に通う支援を必要とする児童が、子ども教室に参加する場合は支援員が付き添うなど障がいのある児童の参加に配慮します。</p> <p>【実施方針】 継続</p>

(5) 教職員の資質の向上

障がいのある児童・生徒の健やかな発達を支援できるよう、特別支援教育や障がい児保育に対する専門性の向上と障がいのある子どもへの理解を図るための研修を充実するなど、保育士や幼稚園・学校教諭の資質の向上を図ります。

施策（担当課）	内容・実施方針
<p>教職員に対する研修 (学校教育課)</p>	<p>教職員が障がいの特性を理解し、支援教育の視点を入れた授業づくり・教材づくり、事例検討、情報交換を行うことで教職員の資質の向上を図るため、特別支援教育研修会を実施します。</p> <p>特別支援教育研修会において、教職員の資質の更なる向上に向けた取組を今後も引き続き推進します。</p> <p>【実施方針】 継続</p>

(6) 障がい児施策等の充実

障がい児の健やかな育成を支援するため、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、福祉、保育、教育支援等の関係機関が連携を図り、継続的な一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。また、障がい児が障がい児支援を利用することにより、障がいの有無に関わらず、すべての児童がともに成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

施策（担当課）	内容・実施方針
情報提供・啓発の強化 （障がい福祉課）	必要なサービスが受けられるよう、また、相談場所がわかるように、ホームページ等で情報提供を行うとともに、障がい児の理解を深めるための研修・啓発を行います。 【実施方針】 拡充
相談支援の充実 （児童発達支援センター）	心身の発達において配慮が必要と思われる 18 歳未満の児童および保護者を対象に、児童の成長に関する相談を通じ、適切な対応や必要な支援につなげることで、不安の解消を図り、児童と家族等の良好な関係性や子育てへの自信等を促します。 【実施方針】 継続
障がい児支援計画の作成 （障がい福祉課・児童発達支援センター）	障がい児の心身又は家族の状況に応じて、継続的かつ計画的な支援を行うため、アセスメントを実施し、総合的な障がい児支援利用計画等の作成、サービス担当者会議の開催、計画の実施状況や障がい児の解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて計画の変更、事業者との調整、モニタリングを行います。 【実施方針】 継続
児童発達支援センターの機能の強化 （児童発達支援センター）	地域の障がい児やその家族への相談や関係機関の連携など障がい児支援の中核的な機能を担う児童発達支援センターの機能の強化を図ります。 具体的には、重症心身障がい児等にも対応する児童発達支援の実施、保育所等訪問支援の充実、言語聴覚士等の配置によるリハビリテーションの実施等に努めます。 【実施方針】 拡充

施策（担当課）	内容・実施方針
児童発達支援事業 （障がい福祉課、児童発達支援センター）	<p>心身の発達において特別な配慮が必要と思われる就学前児童に対して、個別または集団による療育・訓練を行うことで社会への適応を促します。また、居宅訪問型児童発達支援が提供できるよう努めます。</p> <p>【実施方針】継続</p>
放課後等デイサービス （障がい福祉課）	<p>小学生以上 18 歳未満の通学中の障がい児に対して、放課後や長期休暇中等において、必要な支援を行うことで、本人の生活能力の向上や社会との交流・自立を促します。</p> <p>重症心身障がい児にも対応する放課後等デイサービスの確保に努めます。</p> <p>【実施方針】拡充</p>
保育所等訪問支援事業 （障がい福祉課、児童発達支援センター）	<p>障がい児が集団生活に適応することが出来るよう、障がい児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行ないます。</p> <p>必要な障がい児が支援を受けることができるよう、実施事業所の確保に努めます。</p> <p>【実施方針】拡充</p>
リハビリテーションの推進 （児童発達支援センター）	<p>障がい児一人ひとりが年齢、成長・発達に応じて、自らの能力を最大限に生かしながら生活できるように、日常生活・社会生活を視野に入れたリハビリテーションを推進します。</p> <p>現在の、理学療法士、作業療法士に加え、言語聴覚士の訓練の確保に努めます。</p> <p>【実施方針】拡充</p>
乳幼児健診 （保健センター）	<p>乳幼児の心身の成長と発達に関する健康診査を行い、疾病や障がい等の早期発見・早期治療につなげていくため、4か月・1歳6か月・3歳6か月の各乳幼児健診および経過観察健診を行います。また、保護者の育児不安の解消などにも取り組みます。</p> <p>疾病や障がい等の早期発見・保健指導の充実を図ります。</p> <p>【実施方針】継続</p>
親子教室の実施 （児童発達支援センター）	<p>保健センターの健診や児童発達支援センター等で相談を受けた児童のうち、発達等の経過観察が必要な児童およびその保護者に対しての教室を開催します。</p> <p>【実施方針】継続</p>
保護者支援の充実 （児童発達支援センター）	<p>保護者支援のための研修を開催します。</p> <p>ペアレントトレーニングを実施すると共にペアレントメンター養成事業等の開催について検討します。</p> <p>【実施方針】拡充</p>

施策（担当課）	内容・実施方針
日中一時支援事業 （障がい福祉課）	<p>日中に見守り等の支援が必要な障がい児に対して日中活動の場を確保・提供することで、障がいのある人の家族等の就労支援および介護者に対する一時的な休息を提供します。</p> <p>【実施方針】 継続</p>
移動支援事業 （障がい福祉課）	<p>屋外での移動が困難な障がい児の外出の支援を行うことにより、障がい児の自立生活・社会参加を促進します。</p> <p>【実施方針】 継続</p>
障がい児通学支援事業 （障がい福祉課）	<p>一人での通学が困難な障がい児の通学時の安全、就学の確保を図るとともに、保護者の負担を軽減することを趣旨に、保護者がやむをえない理由などにより学校への送迎ができない場合、通学支援ヘルパーを派遣して通学のための支援を行います。また、ニーズに合った事業が実施できるよう、定期的な検討や見直しを行います。</p> <p>【実施方針】 継続</p>
障がい児支援事業所連絡会等との連携 （障がい福祉課、児童発達支援センター）	<p>事業所の連携を強化し、障がい児支援の質を担保するため、障がい児支援事業所連絡会と連携します。</p> <p>【実施方針】 継続</p>
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置 （障がい福祉課）	<p>医療的ケアが必要な児童の支援等について、保健、医療、保育、教育、福祉等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置します。</p> <p>【実施方針】 新規</p>
関係機関の連携強化 （障がい福祉課、児童発達支援センター）	<p>児童発達支援センター、子育て総合支援センター、保健センター、子ども福祉課、障がい福祉課、保育所（園）、幼稚園、学校、教育委員会、保健所、事業所等との連携を強化します。</p> <p>【実施方針】 継続</p>

施策分野3 いきいきと活躍できる環境づくり

【取組の内容】

(1) 就労に必要な技能の習得・向上支援

障がい福祉サービスの就労移行支援事業等を活用して、就労や職場定着に必要な訓練や指導等を受けられるよう支援します。また、工賃が向上するような取組を行い就労への意欲を高めます。

施策（担当課）	内容・実施方針
就労移行支援 （障がい福祉課）	就労を希望する人に対して、一定期間の支援計画に基づき、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練や職場実習などを行います。 【実施方針】 継続
就労継続支援（A型・B型） （障がい福祉課）	一般企業等での就労が困難な人に対して、働く場の提供や就労に必要な知識や能力を向上するための訓練を行います。 【実施方針】 継続
就労関連事業所の確保 （障がい福祉課）	障がいのある人の就労の促進を図るため、市内での就労移行支援事業所等の確保に努めます。 【実施方針】 拡充
障がい者インターンシップ事業の実施 （障がい福祉課）	市庁舎内において、就労体験の機会を提供することにより、民間企業などへ障がいのある人の雇用および就労訓練などの受入れに対する理解と促進を図ります。 啓発の強化等により、利用を促進します。 【実施方針】 拡充
障がい者就労支援事業所等で作製した製品の販売の機会の確保 （障がい福祉課）	障がい者就労支援事業所等で作製した製品の販売機会を確保します。 販売の機会を増やせるように、市内事業者等に働きかけます。 【実施方針】 拡充
障がい者優先調達方針の推進 （障がい福祉課）	障がい者就労支援事業所等からの物品の調達を推進すると共に毎年度実績を公表します。また、障がい者優先調達方針を推進するため、調達可能な役務や物品、また共同受注の体制を整備します。 【実施方針】 拡充

(2) 就労支援

障がいのある人の一般企業等での就労支援を推進する観点から、障がいのある人一人ひとりの意向に即した就職活動に関わる必要な支援を提供するとともに、一般企業等に対しても、障がいのある人の雇用に向けた啓発や条件整備に関する支援を推進します。

施策（担当課）	内容・実施方針
就労定着支援事業 （障がい福祉課）	<p>障がいのある人との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施します。</p> <p>【実施方針】新規</p>
障がい者委託訓練事業 （障がい福祉課・北河内東就業・生活支援センター）	<p>障がいのある人一人ひとりの能力に応じた多様な訓練を実施するために、企業や社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関など、地域のさまざまな就労や教育の現場において、障がいのある人の就労に必要な基礎的な知識や技能の教育を行う障がい者委託訓練事業を活用し障がいのある人の就労を支援します。</p> <p>【実施方針】継続</p>
障がい者試行雇用事業 （トライアル雇用） （障がい福祉課、北河内東就業・生活支援センター）	<p>障がいのある人に対する知識や雇用経験は浅いが、障がいのある人を試行期間として雇い、本格的な障がい者雇用につなげるための取組を行っている事業所の協力を得て、障がいのある人に就労に必要な知識や技能、適応訓練等を行う障がい者施行雇用事業の積極的な活用を企業に啓発し、障がいのある人の雇用を促進します。</p> <p>【実施方針】継続</p>
職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援 （障がい福祉課、北河内東就業・生活支援センター）	<p>障がいのある人が、事業主および障がいのある人の家族に対して、障がいのある人の職場適応に関するきめ細やかな支援を実施するジョブコーチ制度を活用することにより、障がいのある人の職場適応を図り、障がいのある人の雇用の促進を図ります。</p> <p>【実施方針】継続</p>
精神障がい者社会適応訓練事業 （障がい福祉課、北河内東就業・生活支援センター）	<p>精神障がい者の社会復帰を図るため、協力事業所での作業を通じて、仕事に対する集中力や持久力、環境に適応する能力、職場での対人関係の能力などを培う訓練を行う事業所が増加するよう、啓発を行います。</p> <p>【実施方針】継続</p>

(3) 就労の場の拡充

障がいのある人が就労を通じて社会参加することができるよう、労働行政関係機関や地元商工業者関係団体等が連携し、障がいのある人の就労の場の拡充を図ります。

施策（担当課）	内容・実施方針
障がい者雇用促進啓発活動の推進 （障がい福祉課、北河内東就業・生活支援センター）	事業主の障がい者雇用に関する理解と認識を深めるため、「障がい者の雇用の促進等に関する法律」や障がい者雇用に関する各種助成制度の活用などの周知を強化し、障がい者法定雇用率の達成・向上を主眼に置いた障がいのある人の雇用の拡大をより一層推進します。 【実施方針】 継続
ハローワークや職業紹介所等との連携 （障がい福祉課、北河内東就業・生活支援センター）	障がいのある人が、福祉的就労から一般就労に移行できるようハローワークや職業紹介所等との連携を強化し、情報提供と周知に努め、利用しやすい体制を整備します。 【実施方針】 拡充
公的機関における雇用拡大の推進 （人事課）	市職員への障がいのある人の雇用の充実を図るため、障がいのある人の障がい種別・特性に応じた職域・職種の確保に努めます。 【実施方針】 継続
北河内東障害者就業・生活支援センターとの連携 （障がい福祉課）	在宅生活をしている障がいのある人や福祉就労施設等へ通所している障がいのある人に対して、就職や職場への定着、日常生活、職場の環境改善などに関する相談に応じます。 また、相談内容に応じて、ハローワークや事業主、就労に必要な知識や技能の訓練を行う施設との連携や連絡・調整を図ります。 【実施方針】 継続
四條畷市商工会との連携 （障がい福祉課）	四條畷市商工会等との連携を強化し、市内商工業者でのインターンシップ事業の実施や障がいのある人の雇用について理解と促進を図ります。 【実施方針】 継続

(4) 多様なニーズに対応した日中活動

障がいのある人が自らの能力や個性に応じて、就労・就学以外にもさまざまな活動を通じて社会参加と自己実現を図り、生活の質を高めることができるよう、市町村地域生活支援事業による支援を行います。

施策（担当課）	内容・実施方針
生活介護 (障がい福祉課)	常に介護を必要とする人に対して、施設で入浴や排せつ、食事の介護、創作的活動の提供などを行います。 【実施方針】継続
日中一時支援事業 (障がい福祉課)	日中に見守り等の支援が必要な障がいのある人に対して日中活動の場を確保・提供することで、障がいのある人の家族等の就労支援および介護者に対する一時的な休息を提供します。 【実施方針】継続
地域活動支援センター機能強化事業 (障がい福祉課)	創作的な活動や生産活動、社会との交流促進など、さまざまな活動を支援する場としての地域活動支援センター機能を強化し、障がいのある人の地域生活を支援します。 【実施方針】新規
聴覚障がい者・児の つどえる機会の確保 (障がい福祉課)	聴覚障がい児を対象としたイベントの開催、聴覚障がい者が手話等で情報交換等を行える機会・場所を確保します。 【実施方針】拡充
障がい者サロンの 実施 (障がい福祉課)	障がいのある人等が気軽に情報交換等を行える障がい者サロンの場所を確保します。 【実施方針】拡充
社会参加促進事業 (障がい福祉課)	スポーツや芸術・文化活動等を促すことで、障がいのある人の社会参加を促進します。 【実施方針】継続
自発的活動支援事業 (障がい福祉課)	障がい者、その家族、地域住民における自発的な取組を支援します。 【実施方針】継続

(5) 生涯を通じた学習・スポーツ・レクリエーション活動の支援

学齢期を終了した障がいのある人が、自らの希望に基づきさまざまな学習を継続することができるよう、生涯学習の機会の充実を図ります。

また、スポーツや文化・創作活動などの機会を通じて社会参加するとともに、障がいのある人とない人との交流にもつながる活動を提供します。

施策（担当課）	内容・実施方針
録音図書の制作と貸出 （図書館）	<p>視覚障がい者等に対応した、デージー図書等とその再生機の貸し出しを行うとともにデージー図書の蔵書の充実や啓発を行います。また、視覚障がい者等のニーズに対応した様々な種類の資料の提供に努めるとともに、その啓発を行います。</p> <p>【実施方針】 拡充</p>
点字図書等の収集等・貸出 （図書館）	<p>点字図書を収集し、視覚障がい者に対して郵送（無料）等により貸出を行います。</p> <p>点訳ボランティア団体の協力により、点字版利用案内や点字版のデージー図書目録などを作成します。</p> <p>また、児童向けに、点字に関する本、啓発本、点字えほんを揃えて貸出します。</p> <p>今後も、障がいのある人を対象とした様々な図書の紹介や啓発も併せて行えるよう努めます。</p> <p>【実施方針】 継続</p>
スポーツ・レクリエーション活動の充実 （障がい福祉課）	<p>障がい者団体等が実施する交流会やレクリエーション活動等に対し、事業の充実が図れるよう支援に努めます。</p> <p>地域住民と障がいのある人が各々の関心や体力等に応じて参加できるスポーツ・レクリエーションの機会の確保に努めるとともに、障がいのある人が参加しやすいよう受入れ体制を充実します。</p> <p>【実施方針】 継続</p>
生涯学習の機会や学習に関する情報提供の充実 （地域教育課）	<p>障がいのある人が地域で学習活動などに取り組むことができるよう、障がいのある人の参加に配慮した学習内容及び情報提供の充実とともに、参加機会の拡大を図ります。</p> <p>【実施方針】 継続</p>
四條畷市福祉農園 （障がい福祉課）	<p>土に親しむ機会の少ない障がいのある人が、農作物を栽培する喜びを感じ、自然とふれあうことができる機会を提供し、明るく生きがいのある生活を送ることを支援します。</p> <p>【実施方針】 継続</p>

(6) 外出・コミュニケーションの支援

地域共生社会の実現に向け、障がいのある人が自らの意志で外出し、さまざまな活動を通じて社会参加を果たすことにより自らの能力と個性を発揮することができるよう、障がいのある人一人ひとりの心身の状態を踏まえた外出時における移動や介助の支援を提供します。

また、意思疎通に不安や支障のある障がいのある人に対しては、一人ひとりの状態とニーズに応じたコミュニケーション支援を提供します。

施策（担当課）	内容・実施方針
行動援護 （障がい福祉課）	知的障がい、または精神障がいにより行動が困難で、常に介護の必要な人に対して、外出時の支援や行動の際に生じる危険を回避するための援護などを行います。 【実施方針】 継続
同行援護 （障がい福祉課）	視覚障がいにより、移動が困難な人に、移動に必要な情報を提供、移動の援護等の外出支援を行います。 【実施方針】 継続
移動支援事業 （障がい福祉課）	屋外での移動が困難な障がいのある人の外出の支援を行うことにより、地域における自立生活、社会参加を促進します。 【実施方針】 継続
身体障がい者自動車改造助成事業 （障がい福祉課）	身体障がい者が、就労等に伴い自動車を取得する場合に、その自動車の改造に必要な経費の一部を助成することにより、障がいのある人の社会参加の促進を図ります。 【実施方針】 継続
障がい者自動車運転免許取得助成事業 （障がい福祉課）	身体障がい者手帳、療育手帳を交付されている人が、就労等のために運転免許を取得するために要した費用の一部を助成することにより、障がいのある人の社会参加の促進を図ります。 【実施方針】 継続
重度障がい者リフト付タクシー助成事業 （障がい福祉課）	重度の歩行障がい等のため車いすを使用しなければ外出が困難な障がいのある人へリフト付タクシー利用券を交付し、移動を支援します。 【実施方針】 継続
コミュニティバスの運行と公共交通施策についての検討 （建設課）	「コミュニティバス」等の運行にあたり、車いす利用者等に配慮するとともに、運賃は障がい者等割引を行います。 また、公共交通施策についての検討を進めます。 【実施方針】 拡充
手話通訳者派遣事業 （障がい福祉課）	聴覚障がい者等が社会生活上、公的機関・医療機関等へ外出が必要なときに、意思疎通の手段として手話通訳者を派遣し、障がいのある人の社会参加の促進を図ります。 【実施方針】 継続

施策（担当課）	内容・実施方針
要約筆記者派遣事業 （障がい福祉課）	聴覚障がい者等が社会生活上、公的機関、医療機関等へ外出が必要なときに、意思疎通の手段として要約筆記者を派遣し、障がいのある人の社会参加の促進を図ります。 【実施方針】 継続
緊急時手話通訳者派遣事業 （障がい福祉課）	聴覚または音声、言語機能に障がいがある人とその家族が、病気や事故等により救急車の要請をした場合に、緊急時手話通訳者を派遣します。 【実施方針】 継続
手話通訳士の配置 （人事課、障がい福祉課）	聴覚障がい者の支援および派遣等のコーディネートを行うため、障がい福祉課等に手話通訳者を配置します。 【実施方針】 継続
手話講習会の開催 （障がい福祉課）	登録手話通訳者の増加を図るため、講習会を開催します。 【実施方針】 継続
要約筆記講習会の開催 （障がい福祉課）	登録要約筆記者の増加を図るため、講習会を開催します。 【実施方針】 見直し
職員等の研修の実施 （人事課、障がい福祉課）	聴覚障がい者等へのコミュニケーション支援を充実するため、職員等の研修を実施します。 【実施方針】 継続
聴覚障がい者・児のつどえる機会・場所の確保 （障がい福祉課）	聴覚障がい児を対象としたイベントの開催、聴覚障がい者が手話等で情報交換等を行える場所を確保します。 【実施方針】 拡充
入院時等のコミュニケーション支援等の実施 （障がい福祉課）	意思疎通が困難な重度障がい者等が入院した際に医療従事者との意思疎通がスムーズに図れるような支援の方法を検討します。 【実施方針】 新規
その他の意思疎通支援 （障がい福祉課）	発達障がい児（者）に対する、視覚支援等、意思疎通を図ることに支障がある障がい児（者）等に対する支援のあり方を検討します。 【実施方針】 新規
手話言語条例の制定 （障がい福祉課）	言語としての手話の理解・普及等のため手話言語条例を制定のうえ、条例に基づく取組を推進します。 【実施方針】 新規

施策分野4**生活の質（QOL）を高める生活支援の推進****【取組の内容】****（1）障がい福祉サービス等の充実**

日常生活を送る上で必要なサービスがニーズに応じて利用でき、また障がいの状況に応じたサービスが提供される体制の計画的な整備を図ります。

施策（担当課）	内容・実施方針
居宅介護（ホームヘルプ） （障がい福祉課）	入浴や排せつ、食事の介護など、自宅での生活全般にわたる介護サービスを行います。 【実施方針】継続
重度訪問介護 （障がい福祉課）	重度の肢体不自由、または重度の知的障がい、もしくは精神障がいにより行動上著しい障がいがあり、常に介護が必要な人に対して、自宅での介護から外出時の移動支援までを総合的にを行います。 【実施方針】継続
重度障がい者等包括支援 （障がい福祉課）	常に介護を必要とする人の中でも、介護の必要性が高い人に対して、居宅介護などの障がい福祉サービスを包括的に提供します。 【実施方針】継続
療養介護 （障がい福祉課）	医療の必要な障がい者で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護、日常生活の援助などを行います。 【実施方針】継続
短期入所 （ショートステイ） （障がい福祉課）	自宅で障がい者の介護を行っている人が病気になった場合などに、施設への短期間の入所による入浴や排せつ、食事の介護などを行います。 【実施方針】継続
補装具購入費、修理費の支給 （障がい福祉課）	失われた身体機能を補完・代替える用具である補装具の購入の費用、または修理の費用を支給します。 【実施方針】継続
生活介護 （障がい福祉課）	常に介護を必要とする人に対して、施設で入浴や排せつ、食事の介護、創作的活動の提供などを行います。 【実施方針】継続
自立訓練 （生活訓練、機能訓練） （障がい福祉課）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間の支援計画に基づき、身体機能や生活能力向上のため訓練を行います。 【実施方針】継続

施策（担当課）	内容・実施方針
自立生活援助 （障がい福祉課）	<p>障がいのある人が安心して地域で生活することができるよう、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問等により、適時のタイミングで適切な支援を行なうことにより障がいのある人の地域生活を支援します。</p> <p>【実施方針】新規</p>
日常生活用具給付等事業 （障がい福祉課）	<p>重度の障がいのある人等に対して、補装具以外の機器で、自立した日常生活を支援する用具の給付を行います。</p> <p>【実施方針】継続</p>
住宅入居等支援事業 （居住サポート事業） （障がい福祉課）	<p>賃貸契約による公営住宅および民間の賃貸住宅への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障がいのある人に対して、入居に必要な調整等の支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて、障がいのある人の地域生活を支援します。</p> <p>【実施方針】継続</p>
宿泊体験室利用生活訓練事業 （障がい福祉課）	<p>長期入院、入所する障がいのある人等が地域において自立した日常生活を送ることができるよう宿泊体験居室を提供し、生活訓練を行うことで、障がいのある人の自立した生活への移行を支援します。</p> <p>【実施方針】拡充</p>
生活サポート事業 （障がい福祉課）	<p>介護給付支給決定者以外の人について、日常生活に関する支援、家事に対する必要な支援を行うことにより、障がいのある人の地域での自立した生活の推進を図ります。</p> <p>【実施方針】継続</p>
生活訓練事業 （障がい福祉課）	<p>障がいのある人に対して、日常生活上必要な訓練、指導等、本人の活動支援などを行うことにより、障がいのある人の生活の質の向上を促進します。</p> <p>【実施方針】継続</p>
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 （障がい福祉課）	<p>精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの連携支援体制の確保を図ることを目的として、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置します。</p> <p>【実施方針】新規</p>
地域生活支援拠点等の整備 （障がい福祉課）	<p>障がいのある人の地域生活を支援する機能の集約を行う地域生活支援拠点等を市内に整備します。</p> <p>整備の考え方としては、地域において機能を分担する面的整備と不十分な機能の拠点整備を行います。</p> <p>【実施方針】新規</p>

施策（担当課）	内容・実施方針
高齢障がい者への対応 （障がい福祉課、高齢福祉課）	<p>障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適応関係については、厚生労働省の示す考え方を基本としつつ、個々の状況に応じて、障がいのある人が適切なサービスを受けることができるように本人や家族、関係課と調整を図ります。また、一定の高齢障がい者に対し、一般高齢者との公平性を踏まえ、介護保険サービスの利用者負担を軽減します。</p> <p>【実施方針】新規</p>
サービス従事者の資質の向上 （障がい福祉課）	<p>障がいのある人とその家族の多様なニーズに応えることができるよう、サービス従事者の資質の向上に向けた事業者の取組に対し支援します。</p> <p>【実施方針】継続</p>
共同生活援助 （グループホーム） （障がい福祉課）	<p>夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。</p> <p>【実施方針】拡充</p>
施設入所支援 （障がい福祉課）	<p>介護が必要な人や通所が困難な人で、自立訓練または就労移行支援のサービスを利用している人に対して、居住の場を提供するとともに、夜間における日常生活上の支援を行います。</p> <p>【実施方針】継続</p>

（２）相談・情報提供体制の充実

障がいのある人が地域で自立した生活を送ることができるよう、日常生活に関わる困りごと等の問題解決に向けて、様々な情報を入手できる相談・情報提供の体制について、関係機関との連携のもと充実を図ります。

施策（担当課）	内容・実施方針
相談窓口の充実と連携強化 （障がい福祉課）	<p>障がいのある人とその家族が支援・サービスの利用や日常生活、将来の不安などに関する相談を安心してできる体制を整備するため、市障がい福祉課において、障がい者相談支援センターや北河内東障害者就業・生活支援センターなどの各機関との連携を図りながら、円滑に問題解決を図るための体制を構築します。</p> <p>また、各種制度に関する情報提供を行う資料として、市障がい福祉課においては「障がい福祉サービスの案内」を発行、配布します。</p> <p>【実施方針】継続</p>

施策（担当課）	内容・実施方針
障がい者相談支援センター (障がい福祉課)	<p>障がいのある人等の福祉に関するさまざまな問題に対して、障がいのある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、その他の障がい福祉サービス利用支援など、必要な支援を行うとともに、障がいのある人への虐待の防止、早期発見のための関係機関との連絡調整、権利擁護に関する支援を行います。</p> <p>【実施方針】 継続</p>
基幹相談支援センター (障がい福祉課)	<p>地域における中核的役割を担う機関として、基幹相談支援センターを設置し、障がい種別や各種のニーズに対応できる総合的な支援体制や専門的な相談支援の実施、地域の相談支援事業者に対する専門的な指導、助言、人材育成、地域の相談機関との連携強化に向けた取組、地域移行、地域定着促進の取組、権利擁護、虐待の防止を推進します。</p> <p>【実施方針】 継続</p>
ピアカウンセラーの配置 (障がい福祉課)	<p>基幹相談支援センター等において、同じ立場の障がいのある人が自らの体験に基づいて、悩みを聞いたり、生活上の問題解決の方法について話し合います。</p> <p>【実施方針】 継続</p>
障がい者相談員による相談活動の促進 (障がい福祉課)	<p>障がいのある人またはその保護者が、障がい者福祉の豊富な経験を活かし、障がいのある人の身近な問題について、さまざまな相談に応じます。</p> <p>【実施方針】 継続</p>
コミュニティソーシャルワーカーによる相談活動の推進 (社会福祉協議会)	<p>地域における障がいのある人等の要援護者等に対する見守り、発見、相談から適切なサービスへの「つなぎ」が機能する体制づくりを推進するため、コミュニティソーシャルワーカーによる相談活動を推進します。</p> <p>【実施方針】 継続</p>
多様な媒体による福祉情報の提供 (障がい福祉課)	<p>支援やサービスを必要とする障がいのある人等が、支援・サービスが必要なときに安心して利用できるようにするため、障がいの種別や特性に応じたさまざまな方法・媒体を通じた情報取得が出来る体制を整備します</p> <p>【実施方針】 拡充</p>
点字・声の広報等発行 (秘書広報課、議会事務局)	<p>市広報誌、議会だよりなどについて、「点字」または「声のテープ」にて発行するとともにその啓発に努めます。</p> <p>【実施方針】 継続</p>

(3) 人材の育成・研修

支援やサービス等に従事する人材が障がいに対する正しい理解と認識を深め、十分な専門性と資質を兼ね備えて、障がいのある人一人ひとりに対し必要かつ適切な支援等を行うことができるよう、研修や教育体制の強化を図ります。

施策（担当課）	内容・実施方針
市職員に対する研修 （人事課、障がい福祉課）	すべての市職員が障がいに対する理解と知識を深め、職員一人ひとりが障がいのある市民に対して適切な対応ができるよう研修を行います。 【実施方針】継続
保健・医療・福祉従事者に対する研修への支援 （障がい福祉課）	保健・医療・福祉に係る市内事業所の職員に対して、それぞれの領域における専門性を高めるとともに、障がいのある人の実態やニーズに即した的確な対応ができるよう、連携、調整能力を高めるための研修をの実施や、研修の情報提供等を行います。 【実施方針】継続
教職員に対する研修 （学校教育課）	教職員が障がいの特性を理解し、指導における教材づくり、事例検討、情報交換を行うことで教職員の資質の向上を図るため、特別支援教育研修会を実施します。 特別支援教育研修会において、教職員の資質のさらなる向上への取組を今後も引き続き推進します。 【実施方針】継続

(4) 障がいのある人の自立を支援する計画的なケアマネジメントの推進

障がい者一人ひとりの心身の状況や生活実態、家族の状況などに応じて、適切なサービスの支給決定を行うとともに、必要とされるさまざまなサービスが適切に組みあわせ、障がい者の自立生活を支援できるよう計画的なケアマネジメントを推進します。

施策（担当課）	内容・実施方針
計画相談支援 （障がい福祉課）	障がい福祉サービスを適切に利用できるよう、障がい者の状況を勘案し、サービスなど利用計画を作成し、利用に関する連絡調整を行います。 【実施方針】継続
地域移行支援 （障がい福祉課）	入所施設や精神科病院を退所または退院し、地域で生活に移行するための活動に関する相談支援を行います。 【実施方針】継続

施策（担当課）	内容・実施方針
地域定着支援 （障がい福祉課）	居宅において単身または同居家族の支援が受けられない人、入所施設や精神科病院からの退所または退院した人、家族との同居から一人暮らしに移行した人などに對し、緊急に支援が必要な自体が生じた際に、緊急訪問や相談などの支援を行ないます。 【実施方針】継続

（5）健康の保持・増進

■健康の増進

健康診査や各種検診により疾病の早期発見、早期治療を促進し、生活習慣病等による二次障がいを予防するとともに、健康づくりを推進します。

障がい者一人ひとりが年齢、成長、発達に於いて、自らの能力を最大限に生かしながら、社会の一員として生きていくことができるよう、日常生活、社会参加を視野に入れたりハビリテーションを推進します。

施策（担当課）	内容・実施方針
各種健診・検診、保健指導 （保健センター）	日常からの健康増進・健康管理を行い、健康寿命の延伸を図る観点から、生活習慣病予防を中心とする健康診査や各種検診、健診結果に基づく保健指導を行います。また障がいのある人の受診日を設定するなど、受診しやすい環境づくりを整えます。 「健康なわて21」で設定した取組内容や数値目標に基づく受診勧奨・受診率向上に向けた取組とともに、医療保険者による特定健康診査・特定保健指導とも連携した取組を行います。 【実施方針】継続
認定こども園・保育所（園）・幼稚園・児童発達支援センターへのリハビリテーション （児童発達支援センター）	身体障がい、運動発達やA D L（日常生活動作）、言葉などの発達に課題がある子どもを対象に、認定こども園、保育所（園）、幼稚園等と連携のもと、A D Lの能力向上などを図るためにリハビリテーションを実施します。 【実施方針】継続
小中学校におけるリハビリテーション指導 （児童発達支援センター）	学校教育課と連携し、身体障がい児を対象に未獲得なA D Lの向上および二次障がいの重度化予防を目的に小中学校へ出向き学校生活・社会参加を視野に入れたりハビリテーションを実施します。 【実施方針】継続

施策（担当課）	内容・実施方針
保健師・理学療法士・作業療法士による訪問指導 （保健センター、児童発達支援センター）	障がい者相談支援センター等の関係機関と連携し、保健師や理学療法士、作業療法士によるリハビリや住宅改修相談等の訪問指導、訪問相談を実施します。 【実施方針】継続
保健師による難病患者への療養相談 （保健所）	大阪府保健所における難病対策事業ガイドラインに沿い、地域の医師等専門職と連携して、難病患者に対する訪問や面接相談などの個別支援を実施します。 【実施方針】継続
難病患者自主交流会（患者会）への支援 （保健所）	レクリエーション、学習会等を通して交流を行う患者会の自主運営を保健所保健師が側面的に支援します。 【実施方針】継続

■医療費の助成

障がいのあるひとが医療を受ける際の医療費の一部を支給・助成し、障がいの軽減や機能回復を図るとともに、安心して医療が受けられる体制を充実します。

施策（担当課）	内容・実施方針
自立支援医療費の支給 （障がい福祉課）	障がいの軽減または機能回復を図るため、指定の医療機関で必要な医療を受けた障がいのある人に対して自立支援医療費を支給します。 【実施方針】継続
難病の医療費助成 （保健所）	指定難病については、治療が極めて困難であり、その医療費も高額に及ぶため、難病患者に対する医療等に関する法律（難病法）に基づき、医療費の負担軽減を目的として、一定の認定基準を満たしている者に対して、その治療に係る医療費の一部を助成しています。平成29年4月1日から指定難病は306疾病から330疾病となりました。 【実施方針】継続
重度障がい者医療費の支給 （障がい福祉課）	重度障がい者の健康保持と生活安定に寄与するため、医療費のうち、各保険診察による自己負担額の一部を負担します。 平成30年度(2018年度)から、対象者に精神障がい者等を加えます。 【実施方針】拡充

施策分野5 暮らしの安心・安全を守るまちづくりの推進

【取組の内容】

(1) 福祉のまちづくりの推進

道路や公共施設など不特定多数の人が利用する施設等におけるバリアフリー化を計画的に推進します。

また、公共交通機関を利用して市内外での移動の利便性と安全性の向上をめざして、駅等のバリアフリー化を推進するとともに、バスの段差解消など、公共交通機関におけるバリアフリー化を各事業者と連携しながら、引き続き計画的に推進します。

施策（担当課）	内容・実施方針
大阪府福祉のまちづくり条例に基づく建築の指導 （都市計画課）	「大阪府福祉のまちづくり条例」に基づき、対象となる建築物について整備基準に従った建築の指導を行い、誰もが安心して利用できる建築物の整備を推進します。 【実施方針】 継続
交通バリアフリー化の推進 （建設課、都市計画課）	本市交通バリアフリー基本構想のもと、公共交通機関におけるバリアフリー化を推進するとともに、駅やその周辺道路などのバリアフリー化を計画的に推進します。 【実施方針】 継続
大阪府障がい者等用駐車区画利用者制度の啓発 （障がい福祉課）	障がいのある人等移動に配慮を要する方々が安心して外出できるよう、市施設等に、車いす駐車区画とゆずりあい駐車区画を確保し、制度の啓発に努めます。 【実施方針】 継続

(2) 緊急時の安心・安全の確保

地震や水害などの災害時の安心・安全の確保を図るためには、平常時からの取組や対策が求められることから、行政が中心となって対策を講じることに加え、身近な地域を基盤とした日常的な見守り、緊急時の避難誘導や救助等ができる体制を充実します。

施策（担当課）	内容・実施方針
土砂災害情報相互通報システム （危機管理課）	市内各所に設置されている雨量計の時間雨量・連続雨量などの情報を市のホームページや電話応答装置、携帯電話で確認できるシステムを活用し、障がいのある人や高齢者等の災害時要配慮者への情報提供を推進します。 【実施方針】 継続

施策（担当課）	内容・実施方針
自主防災ネットワーク会議の設置 （危機管理課）	四條畷市内の自主防災組織、その他防災に関する団体および個人が交流し、情報交換等を行う「四條畷市自主防災組織ネットワーク会議」により自主防災活動の推進を図ります。 【実施方針】 継続
防災マップの作成 （危機管理課）	災害時に備え、市民が日頃から避難所を確認し、安全でスムーズな避難ができるようにするため、「土砂災害・洪水避難編」と「地震避難編」を両面印刷した防災マップの全戸配布を行っています。 今後も必要に応じてマップの更新、配布を行います。 【実施方針】 継続
避難行動要支援者名簿の作成 （生活福祉課、障がい福祉課）	身体障がい者手帳 1・2 級の第 1 種を所持する身体障がい者、療育手帳 A を所持する知的障がい者、精神障がい者保健福祉手帳 1 級を所持する人、障害者総合支援法に基づくサービスを受けている難病患者等を避難行動要支援者と位置づけ、名簿の作成、更新を行います。 【実施方針】 継続
避難支援関係者への名簿の提供と支援体制の構築 （生活福祉課、障がい福祉課）	同意を得た避難行動要支援者の名簿情報を避難支援等関係者（大東四條畷消防組合、大阪府警察本部、民生委員・児童委員、四條畷市社会福祉協議会、自主防災組織、障がい者相談支援センター、地域包括支援センターおよび避難支援者）に提供し、地域での支援体制を整備し、平常時から災害の発生に備えます。また、名簿提供の同意を得て個別支援計画が作成できるよう、制度の周知等を図ります。 【実施方針】 拡充
防災訓練等への障がい者の参加促進 （危機管理課、障がい福祉課）	災害発生時時に、避難行動要支援者の避難誘導等が適切に行われるよう、防災訓練等への障がいのある人の参加を促進します。 【実施方針】 継続
福祉避難所への誘導 （危機管理課、生活福祉課、高齢福祉課、障がい福祉課）	福祉避難所の確保に努めるとともに、居宅、避難所での生活が困難な障がいのある人に対し、福祉避難所等への誘導が適切に行えるよう体制の整備を進めます。 【実施方針】 拡充
緊急連絡カード配布事業 （障がい福祉課）	ひとり暮らしの重度の障がいのある人等が在宅で安心した生活ができるよう、救急活動と安否確認を迅速に実施するため緊急連絡カードを配布します。 【実施方針】 継続

(3) 地域での助け合い・支え合いの推進

日常生活を送る上で必要なサービスがニーズに応じて利用でき、また障がいの状況に応じたサービスが提供される体制の計画的な整備を図ります。

施策（担当課）	内容・実施方針
地域福祉計画の推進 （生活福祉課）	地域福祉計画に基づき、誰もが人や社会との関わりを持ちながら、充足感や安心感を実感できる思いやりのある福祉コミュニティの実現をめざして、市民・民間事業者・行政などの協働による支え合い・助け合いの取組を推進します。 【実施方針】継続
市社会福祉協議会ボランティアセンター事業の支援 （生活福祉課、社会福祉協議会）	市民の自由で自主的なボランティア活動の気運を盛り上げ、誰もが安心して暮らせる地域社会、福祉コミュニティのまちづくりをめざして、市社会福祉協議会ボランティアセンターにおいて、ボランティアの育成、活動支援、連絡調整、広報・啓発、相談・あっせんなどを行っており、その事業を支援します。 【実施方針】継続

第5章 計画の推進にあたって

第1節 計画の推進体制

1 庁内の推進体制

障がい者施策は、保健・医療・福祉の分野だけでなく、障がいのある人自身のライフステージ・ライフスタイルに応じて幅広い分野からの取組を行う必要があります。そのため、本計画において定める事業に関わる関係各課と緊密に連携し、計画の着実な推進を図ります。

2 四條畷市福祉計画等検討委員会・障がい者自立支援協議会による進行管理

本計画で定めた施策は、障がい福祉課が全体的な進行管理を行い、「四條畷市福祉計画等検討委員会」および「障がい者自立支援協議会」において各施策の進行状況や課題等についての意見聴取や情報共有などを年1回以上行います。

特に、障がい福祉サービス・地域生活支援事業に係る具体的な実施方策・サービス見込量を定めた「四條畷市障がい福祉計画」との連携・整合を図る観点から、本計画と一体的に計画の進捗点検・管理を行っていくこととします。

3 障がいのある人の実態・ニーズの把握

障がいの種別・程度・特性、家族構成、ライフスタイル、年齢・ライフステージ、将来の希望などに応じて、障がいのある人一人ひとりが必要とする支援・サービスは多種多様なものとなります。

個々の実態とニーズに応じた必要かつ十分な支援・サービスを提供していくため、障がいのある人等を対象とするアンケート調査の実施のほか、関係団体やサービス提供事業者等に対し、障がいのある人が地域生活を送る上で必要な支援やサービスに対するニーズ、サービス提供体制のあり方等について意見聴取を行う機会や場を設けることに努めます。

4 サービス提供体制の整備・充実

国における障がい者施策や制度はめまぐるしく変化・変遷しており、その動向をとらえながら障がい福祉サービスの見込量に見合うサービス提供体制を確保する必要があります。そのため、社会福祉法人や民間サービス事業者、NPO法人などに働きかけ、サービス提供体制の整備や充実を図ります。

第2節 各主体の役割

1 市の役割

市は、障がい者施策の推進主体として、障がいのある人が住み慣れた家庭・地域において安心して暮らせる環境・条件の整備を行っていくことが責務です。そのため、市民の生活の実態、支援・サービスのニーズを的確に把握し、保健・医療・福祉、教育、労働などの関係機関等との連携を図りながら、計画的に具体的な取組を推進していきます。

また、本計画を円滑で安定的に推進していくため、各種補助制度等の効果的な活用を図ります。さらに、本計画の基本理念である「市民一人ひとりが互いを尊重しあい、地域の中で誰もが『当たり前』を実現できる共生社会づくり」のもと、インクルージョンの考え方を具現化し、障がいのある人が住み慣れた家庭・地域においてその人らしい生活を送ることができる支援体制を整備するため、国、大阪府に対して障がい者施策に関する諸制度の充実を求めています。

2 市民・個人の役割

障がいのある人もない人も、すべての市民が共に安心して暮らせる地域を構築していくためには、市民一人ひとりが助け合い、支え合うことによる地域福祉の推進が重要となります。市民一人ひとりが障がいに関する知識と理解を深め、互いを尊重しあう気持ちを持ち、身近な地域を基盤とした地域福祉活動への参加が期待されます。

3 地域の役割

障がいのある人の地域生活を支えるためには、障がい福祉サービス等の「公助」による支援、サービスだけでなく、ボランティア活動をはじめとする地域福祉活動等の「共助」による支援も重要となります。地域においては、「四條畷市地域福祉計画」に基づく助け合いと支え合いによる地域福祉活動の展開が期待されます。

4 企業等の役割

障がいのある人が社会的に自立した生活を送るためには、経済的な自立を果たすとともに、就労を通じて社会参加を果たすことが重要となります。そのため、一般企業等においては、法定雇用率達成の視点だけでなく、障がいのある人が安心して就労できる就労環境や雇用条件の整備など、障がいのある人への就労支援とともに、従業員に対し障がいや障がいのある人に関する理解促進のための教育等を行い、障がいのある人が安心して働き、暮らすことができる環境づくりに努め、社会的責任を果たすことが求められます。

また、社会福祉法人や民間サービス事業者、NPO法人などは、障がいのある人の身近なサービス提供主体として、直接意見を聞くことができる立場から、行政と連携しながら各種サービスの質の向上を図っていくための取組が期待されます。

資 料

1 四條畷市福祉計画検討委員会条例

平成 24 年 12 月 21 日

条例第 30 号

(設置)

第 1 条 本市における福祉に関する計画の策定に際し、市民その他の関係者の意見を聴くとともに、当該計画について必要な事項を調査審議し、及びその進行管理を行うため、四條畷市福祉計画検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(定義)

第 2 条 前条に規定する福祉に関する計画とは、次に掲げる計画をいう。

- (1) 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 107 条に規定する市町村地域福祉計画
- (2) 老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 20 条の 8 第 1 項に規定する市町村老人福祉計画
- (3) 障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 11 条第 3 項に規定する市町村障害者計画
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 88 条第 1 項に規定する市町村障害福祉計画

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 21 人以内をもって組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 福祉に関する活動を行う団体を代表する者
- (3) 医師
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

2 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(専門部会)

第 5 条 委員会に、専門の事項を調査審議するため必要があるときは、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の委員は、市民、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

3 専門部会の委員は、当該専門の事項に関する調査を行い、その結果を委員会に報告する。

4 専門部会の委員は、前項の規定による報告をするまでの間、在任する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第2項本文の規定にかかわらず、平成25年6月30日までとする。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和26年条例第72号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成25年条例第1号)抄

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年条例第5号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、平成28年7月1日から施行する。

2 四條畷市福祉計画検討委員会規則

平成 24 年 12 月 21 日

規則第 28 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、四條畷市福祉計画検討委員会条例(平成 24 年条例第 30 号)第 6 条の規定に基づき、四條畷市福祉計画検討委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第 2 条 委員会に委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の議事に関係のある者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第 4 条 委員会の専門部会(以下「専門部会」という。)に部会長及び副部会長 1 人を置き、専門部会の委員の互選によりこれを定める。

2 専門部会の部会長は、専門部会の会務を総理し、専門部会を代表する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 前条の規定は、専門部会の会議について準用する。この場合において、同条第 1 項中「委員長」とあるのは、「専門部会の部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第 5 条 委員会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

3 四條畷市福祉計画検討委員会委員名簿

No.	委員名	備考
1	高尾 美知子	市民
2	山上 一幸	市民
3	志村 いづみ	市民
4	浅井 茂	福祉に関する活動を行う団体を代表する者
5	湯元 洋司	福祉に関する活動を行う団体を代表する者
6	中西 庄司郎	福祉に関する活動を行う団体を代表する者
7	塩野 孝子	福祉に関する活動を行う団体を代表する者
8	○北川 シズ子	福祉に関する活動を行う団体を代表する者
9	篠田 實	福祉に関する活動を行う団体を代表する者
10	矢田 由美子	福祉に関する活動を行う団体を代表する者
11	福田 益樹	医師
12	太地 康博	医師
13	◎小寺 鐵也	学識経験を有する委員
14	村上 広美	学識経験を有する委員
15	中村 顕	学識経験を有する委員
16	猿屋 勝利	その他市長が必要と認めた者
17	橋垣 富美子	その他市長が必要と認めた者
18	平山 明子	その他市長が必要と認めた者
19	守屋 隆	その他市長が必要と認めた者
20	森田 友美	その他市長が必要と認めた者
21	穂園 洋子	その他市長が必要と認めた者

◎：委員長 ○：副委員長

4 四條畷市障がい者基本計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画策定専門部 会要綱及び委員名簿

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条に基づく市町村障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条に基づく市町村障害福祉計画及び児童福祉法第32条の20に基づく障害児福祉計画を策定するため、四條畷市福祉計画検討委員会条例（平成24年条例第30号、以下「条例」という。）第5条に基づき、四條畷市障がい者基本計画、四條畷市障がい福祉計画及び障がい児福祉計画策定専門部会（以下「専門部会」という。）を設置するにあたり、条例及び四條畷市福祉計画検討委員会規則（平成24年規則第28号、以下「規則」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 条例第5条第2項の専門部会の委員は、次に掲げるものとする。

- (1) 障がい者である市民
- (2) 身体障害者福祉会の推薦する者
- (3) 四條畷市人権協会の推薦する者
- (4) 四條畷市社会福祉協議会の職員
- (5) 四條畷保健所の職員
- (6) 障がい福祉サービス事業所の職員
- (7) 障がい者相談支援センターの職員
- (8) 北河内東障害者就業・生活支援センターの職員
- (9) 学識経験者
- (10) その他市長が必要と認めた者

(庶務)

第3条 規則第5条の庶務は、健康福祉部障がい福祉課において処理する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
(四條畷市障がい者基本計画等策定委員会設置要綱の廃止)
- 2 四條畷市障がい者基本計画等策定委員会設置要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成29年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月20日から施行する。

委員名簿（委嘱期間は、平成 29 年 2 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日）

No.	区分	氏名
1	障がい者である市民	守屋 隆
2		森田 友美
3		穂園 洋子
4	身体障害者福祉会の推薦する者	篠田 實
5		磯野 孝
6		今井 次男
7		宮本 礼子
8	四條畷市人権協会に属する者	古澤 淳子
9	四條畷市社会福祉協議会の職員	○埴 正義
10	四條畷保健所の職員	芝田 安弘
11	障がい福祉サービス事業所の職員	福田 雄二
12		梅崎 真一郎
13		福留 真二
14		山田 千津子
15	障がい者相談支援センターの職員	都築 菜緒
16		井川 朋子
17		渡邊 正樹
18		大橋 明日香
19	北河内東就業・生活支援センターの職員	原田 康裕
20	学識経験者	◎小寺 鐵也

◎：部会長 ○：副部会長

5 計画の策定経過

年月日	会議等	主な内容
平成 29 年 2 月 14 日(火)	第 1 回 四條畷市障がい者基本計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画策定専門部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 策定スケジュールについて ・ アンケートについて検討
3 月 17 日(金)～ 3 月 31 日(金)	障がい者及び介助者を対象としたアンケート調査の実施	障がい者手帳の交付を受けている障がいのある人 1,000 人及びその介助者に対し、郵送によりアンケート調査票を配布、回収
6 月 21 日(水)	第 3 期なわて障がい者プランとなわて障がい福祉計画（第 5 期四條畷市障がい福祉計画、第 1 期四條畷市障がい児福祉計画）に関して庁内各課へ取組み状況や今後の方向性について調査依頼	
5 月～7 月	各種団体を対象としたグループインタビューの実施	アンケートでは抽出しにくい課題等を把握するため、7 団体にグループインタビューを実施
7 月 13 日(木)	第 1 回 四條畷市福祉計画検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者施策の取組み状況について報告 ・ 第 3 期なわて障がい者プランとなわて障がい福祉計画（第 5 期四條畷市障がい福祉計画、第 1 期四條畷市障がい児福祉計画）の策定について
7 月 20 日(木)	第 2 回 四條畷市障がい者基本計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画策定専門部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 3 期なわて障がい者プランとなわて障がい福祉計画（第 5 期四條畷市障がい福祉計画、第 1 期四條畷市障がい児福祉計画）の策定スケジュールについて ・ アンケート結果の報告 ・ 第 3 期なわて障がい者プランとなわて障がい福祉計画（第 5 期四條畷市障がい福祉計画、第 1 期四條畷市障がい児福祉計画）の方向性検討

年月日	会議等	主な内容
9月21日(木)	第3回 四條畷市障がい者基本計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画策定専門部会	第3期なわて障がい者プランとなわて障がい福祉計画（第5期四條畷市障がい福祉計画、第1期四條畷市障がい児福祉計画）骨子案に対する意見交換について
12月1日(金)	第4回 四條畷市障がい者基本計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画策定専門部会	第3期なわて障がい者プランとなわて障がい福祉計画（第5期四條畷市障がい福祉計画、第1期四條畷市障がい児福祉計画）素案に対する意見交換について
12月8日(金)	第3期なわて障がい者プランとなわて障がい福祉計画（第5期四條畷市障がい福祉計画、第1期四條畷市障がい児福祉計画）に関する庁内各課への内容確認	
12月18日(月)	四條畷市障がい者自立支援協議会全体会	第3期なわて障がい者プランとなわて障がい福祉計画（第5期四條畷市障がい福祉計画、第1期四條畷市障がい児福祉計画）素案に対する意見交換について
平成30年 1月15日(月)～ 2月13日(火)	パブリックコメントの実施	
2月28日(水)	第2回 四條畷市福祉計画検討委員会	第3期なわて障がい者プランとなわて障がい福祉計画（第5期四條畷市障がい福祉計画、第1期四條畷市障がい児福祉計画）の策定と平成29年度事業進捗報告について

6 用語解説

(五十音順)

アクセシビリティ

施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさのこと。

アセスメント

介援助活動を行う前に行われる評価。利用者の問題の分析から援助活動の決定までのことを指し、援助活動に先立って行われる一連の手続きを言います。

インクルージョン

本来「包含、包み込む」ことを意味します。教育及び福祉の領域では、「障害があっても地域において地域の資源を利用し、住民が包み込んだ共生社会を目指す」という理念としてとらえられています。

サポートブック

入園、入学、進学等子どものライフステージが変わる際に、子どもの普段の様子や関わり方や知っておいて欲しい情報を、園や学校の先生と共有するためのツール。

生活の質（QOL）

Quality of Life（クオリティ・オブ・ライフ）の略。人々の生活を物質的な面から量的にのみとらえるのではなく、精神的な豊かさや満足度も含めて、質的にとらえる考え方。医療や福祉の分野で重視されている。生活の質。生命の質。

ソーシャルスキルトレーニング

心理社会的療法。人が社会でほかの人と関わりながら生きていくために欠かせないスキルを身につける訓練。

ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）

インターネット上での交流の場を提供するサービス。「Facebook」「Twitter」「LINE」等。

デイジー

活字による読書が困難な人々のための国際的なデジタル録音資料制作システム。

バリアフリー

障がい者が社会生活をしていくうえで妨げとなる障壁（バリア；Barrier）となるものを除去（フリー；Free）するという意味で、建物や道路の段差など生活環境上の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く社会参加を困難にしている制度や意識、情報の活用などにおける障壁の除去も必要であるとされている。

る。

ペアレントトレーニング

行動療法の考え方に基づいた、一人ひとりの子どもにあった効果的な対処法を親が身につけることを目的としたプログラム。

ユニバーサルデザイン

身の回りの品物から住宅、建物、都市空間のデザインまで、すべての人が使いやすいように考慮してつくられた汎用性のある製品、環境、情報の構築実現をめざしたもの。1990年代から普及してきた新しいものづくりの考え方。

第3期なわて障がい者プラン

発行 平成30年(2018年)3月

編集 四條畷市健康福祉部障がい福祉課

〒620-8501 大阪府四條畷市中野本町1番1号

電話 072-877-2121(代表)